

官報

号外

平成九年十二月九日

○第四百一十一回 衆議院會議録 第十八号(一)

平成九年十二月九日(火曜日)

議事日程 第十一号

平成九年十二月九日

午後一時開議

- 第一 介護保険法案(第百三十九回国会、内閣提出)(参議院送付)
- 第二 介護保険法施行法案(第百三十九回国会、内閣提出)(参議院送付)
- 第三 医療法の一部を改正する法律案(第百三十九回国会、内閣提出)(参議院送付)
- 第四 預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 介護保険法案(第百三十九回国会、内閣提出)(参議院送付)
- 日程第二 介護保険法施行法案(第百三十九回国会、内閣提出)(参議院送付)
- 日程第三 医療法の一部を改正する法律案(第百三十九回国会、内閣提出)(参議院送付)
- 日程第四 預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後八時三十七分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 介護保険法案(第百三十九回国会、内閣提出)(参議院送付)

日程第二 介護保険法施行法案(第百三十九回国会、内閣提出)(参議院送付)

日程第三 医療法の一部を改正する法律案(第百三十九回国会、内閣提出)(参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、介護保険法案、日程第二、介護保険法施行法案、日程第三、医療法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長金子一義君。

介護保険法案及び同報告書
介護保険法施行法案及び同報告書
医療法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号(二)に掲載〕

〔金子一義君登壇〕

○金子一義君 ただいま議題となりました三法案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

三法案は、参議院において継続審議となつてゐたものでありますが、今国会に至り、参議院において、介護保険法及び介護保険法施行法案は修正の上議決され、医療法の一部を改正する法律案は

可決の上、去る十二月三日本院に送付され、翌四日本委員会に付託されたものであります。

介護保険法案の参議院における修正の内容は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう国が講ずべき必要な各般の措置として、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策を明記することとしたものであります。

本委員会においては、十二月五日、三法案のうち介護保険法及び介護保険法施行法案について、参議院における修正部分について趣旨説明を聴取し、質疑、討論の後、採決の結果、介護保険法及び介護保険法施行法案は多数をもって、また医療法の一部を改正する法律案は全会一致をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 三案中、日程第一及び第二につき討論の通告があります。これを許します。児玉健次君。

〔児玉健次君登壇〕

○児玉健次君 私は、日本共産党を代表し、介護保険法案及び同施行法案について、反対の討論を行います。(拍手)

年間八万人もの女性が介護のために仕事をやめざるを得ない現実や、介護による家庭の破壊など、介護地獄と言われる事態は切実かつ深刻なものとなつております。必要なときにだれもが安心して介護を受けられる制度の確立は、差し迫った国民的課題であります。

ところが、政府提出の介護保険法案は、国民の

本案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応して、金融システム改革の制度的な環境整

備として、預金保険機構が行う資金援助の多様化を図る等の措置を講ずるものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、現行法で預金保険機構の資金援助の対象とされている健全な金融機関による吸収合併、営業譲り受け及び株式取得に加え、健全な金融機関と破綻金融機関の新設合併についても新たに資金援助が可能となるよう、所要の措置を講ずることとしております。

第二に、平成十二年度末までの時限的措置として、二つ以上の破綻金融機関の新設合併に対し、金融機関の経営規律の低下を防止する観点から、一定の制度的歯止めを設けた上で預金保険機構の資金援助が可能となるよう、所要の措置を講ずることとしております。

本案は、去る十二月二日三塚大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、去る五日質疑を終局いたしました。次いで採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。長い間御迷惑をありがとうございました。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。佐々木憲昭君。

(佐々木憲昭君登壇)

○佐々木憲昭君 私、日本共産党を代表して、預金保険法一部改正案に反対する討論を行います。(拍手)

まず初めに、今日の本会議が、各党の意見を十分に踏まえ、円満な運営に努めてまいりますとの議運委員長約束を踏みにじって開催されたことに強く抗議するものであります。

本法案の大蔵委員会の採決は、与野党の合意のないままに、委員長職権によって行われたものであります。しかも、それは、一度目の強行採決が速記者不在のために無効であったため、強行採決のやり直しをするという前代未聞の暴挙であります。与党自民党には、この不正な採決強行による混乱を收拾する責任があるにもかかわらず、本日、このような形で本会議を強行したことは、暴挙の上に暴挙を重ね、議会制民主主義を踏みにじるものであります。

そのことを明確にした上で、以下、反対する理由を述べます。

反対する第一の理由は、本法案が預金保険機構の資金援助の手法を拡大し、健全な金融機関と経営困難な金融機関が合併して新銀行をつくる場合や、経営困難な銀行同士が合併して新銀行をつくる場合に、預金保険機構がその不良債権を買い取れるようにしようということにあります。これは、これまで進められてきた預金保険機構の変質を一層進めるものであり、到底認められるものではありません。

昨年春の預金保険法改悪は、金融機関の破綻処理への預金保険機構の資金援助額を事実上青天井とし、あわせて不良債権の直接買い取りを可能としました。このことが、破綻金融機関の乱脈経営に關与した大手都市銀行など関係金融機関の負担責任を免罪し、預金保険機構によるその肩がわりをもたらし、預金保険機構並びに整理回収銀行を不良債権の廃棄物処理場としたことは今や明白であります。

今回の法案は、いまだ成立をしていないにもかかわらず、福徳銀行となにわ銀行の合併に適用されると報道され、両行の頭取もそれを認めておりますが、既に公表されている両行の合併計画によれば、二、三年のうちに不良債権の処理を完了すると述べています。自分たちで処理できるのであれば、預金保険機構が不良債権を買い取ってやる必要はさらさらないのであります。これは、改正案の目的が預金者保護どころか銀行救済だということを示すものであります。

今日の金融機関の破綻は、バブル時代の不動産投機など乱脈経営の結果であり、その責任は金融機関自身にあります。国民には何の責任もありません。不良債権の処理、破綻金融機関の処理は、何よりも破綻金融機関の経営者、そして破綻に關与した関係金融機関の責任の明確化と、それに応じた負担、さらには金融業界全体の責任で行うべきであり、そのことを破綻処理のルールとして確立すべきであります。

このことは、不十分ながらも、これまで我が国の金融界の中で当然のこととして行われてきたものであります。そのルールが昨年の住専処理への税金投入などで崩されてきたのであります。今必要なのは、ルール崩しを拡大することではありません。預金保険機構のルールなき資金援助を正すこと、そのことこそ必要なのであります。

今、預金保険機構を利用した一般金融機関への新たな公的資金投入が検討されています。我が党は、何の責任もない国民への負担押しつけには断固反対であります。

これまでの国会答弁でも、政府は、不良債権の処理が進み、現状は改善していると強調し、銀行業界も、全体としては不良債権の償却が終わりに近づいていることを認めています。金融機関には全体として責任を果たす体力は十分にあり、預金保険機構がその肩がわりをしてやる必要は全くありません。これは、結局のところ、大銀行に対して国際的な金融競争で戦える体力をつけてやろうというものであり、金融ビッグバン、金融再編を大蔵省の主導で推し進め、預金保険機構をそのための道具として使うものであると言わざるを得ないのであります。

以上のように、この法案は金融業界救済法案以外の何物でもありません。本法案は廃案にすべきであることを最後に強調し、日本共産党を代表しての反対討論とします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 村田吉隆君。

(村田吉隆君登壇)

○村田吉隆君 私、自由民主党、社会民主党・市民連合及び新党さきがけを代表いたしまして、ただいま議題となっております預金保険法の一部を改正する法律案について、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

現在、国民の最大の関心事の一つは金融システムの安定であり、金融をめぐる不安感の払拭が喫緊の課題となっております。金融システムは経済の根幹であり、我々各党としては、その安定確保のためにあらゆる手段をとる必要があると大に決意しているところであります。

しかるに、現行の預金保険法によるスキームでは、債務超過に陥ってはいないものの、多額の不良債権を抱え、資金繰りが逼迫している金融機関を適切に処理する方策がないものと思われま

す。今般の改正案は、このような金融機関について破綻処理の手法を追加するものであり、次のような利点を有するものであります。

まず第一に、本改正案は、信用不安の連鎖的波及の未然防止に資するものであります。

仮にこの法案がなければ、現在の不安定な金融環境の中で、個別金融機関の経営に対する信認が

失われ、信用不安の連鎖的波及が発生するおそれなしとしません。今回の改正案により、合併後の新銀行は預金やインターバンク取引を引き継ぐこととなり、預金者やマーケットの信頼がつかないめられる結果、信用不安の連鎖的波及を未然に防ぐことが可能となります。

第二に、本改正案は、中小零細企業対策にも資するものであります。

経営困難な金融機関が救済金融機関を見出せない場合には、債務超過に陥っていき、整理清算型の処理をとらざるを得なくなるものと思われま

す。この場合、最も影響をこうむるのは健全な取引先、わけても中小零細企業であり、ひいては、地域の雇用や地域経済全体にも深刻な影響を与えかねません。他方、改正案のスキームがあれば、経営の悪化した金融機関の合併により、その金融機能自体は維持され、このような問題を回避できることとなります。

第三に、本改正案は、不良債権の早期処理にも資するものと考えます。

今回の措置は、預金保険機構を活用して、金融機関が債務超過に陥る前に不良債権処理を促進する重要な手法を追加するものであります。これは金融システムに対する不安感の要因ともなっている不良債権問題の処理の一助となることが期待されるところであります。

以上三点について申し上げたとおり、政府提案の預金保険法改正案は、現在我が国金融システム

が直面する問題に対し、早期の処理、適切な対応を図るための重要な手段を追加するものであつて、まことに時宜を得たものであります。したがって、本法案は、今国会において早期に成立することがぜひとも必要であると考えております。

なお、破綻金融機関の処理を考えるに当たり、金融機関の責任追及をおろそかにせず、今後とも、この問題に正面から取り組んでいくことが極めて重要であることを、この際強調しておきたいと思ひます。

最後に、預金保険法改正案の成立が、信用不安の連鎖的波及の防止、中小零細企業対策、金融機関の不良債権の早期処理に大きく寄与することを改めて強く期待申し上げ、賛成の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第五、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長北村直人君。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号(二)に掲載)

(北村直人君登壇)

○北村直人君 ただいま議題となりました農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における我が国の金融を取り巻く状況に対応して、貯金者等の保護とあわせて信用秩序の維持に資する環境整備を早急に図るため、農水産業協同組合貯金保険制度を改善しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、農水産業協同組合貯金保険機構が行う資金援助の対象として、従来の合併等に加えて、救済を行う組合と経営困難な組合との新設合併を追加することとしております。

第二に、平成十三年三月末までの時限的な措置として、経営困難な組合同士による新設合併について、都道府県知事のあつせん、都道府県知事による経営体制の整備等に関する実施計画の承認を経て、農水産業協同組合貯金保険機構が資金援助を行うことができることとしております。

本案は、去る十一月十三日、本会議において政府の趣旨説明及びこれに対する質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日島村農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十六日質疑を行いました。十二月五日質疑を終局し、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。
午後九時十一分散会

出席閣僚大臣

大蔵大臣 三塚 博君
厚生大臣 小泉純一郎君
農林水産大臣 島村 宜伸君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

(議決通知)

一、去る四日、本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会平成六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

日本放送協会平成七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

(通知書受領)

一、去る五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

工場立地法の一部を改正する法律

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律
銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律

(政府委員承認)

一、去る四日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十一回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省経済局長事務代理 渋谷 實

一、昨八日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十一回国会政府委員に任命することを承認した。

警察厅长官事務代理 田中 節夫

外務省総合外交政策局 阿部 信泰

軍備管理・科学審議官 須田 明夫

(政府委員任命)

一、去る四日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、四日議長において承認した渋谷實を、同日第百四十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨八日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、八日議長において承認した田中節夫外三名を、同日第百四十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る四日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日第百四十一回国会政府委員に任命した

て、同日(外務省経済局長)大島正太郎の第百四十一回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、昨八日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(警察厅长官)関口祐弘の第百四十一回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員選任)

一、昨八日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十一回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名 氏 名 異動後の官職名 年月日 動

外務省総合外交政策局 須田 明夫 (解 職) 平九三六

外務省北米局長 高野 紀元

外務省経済局長 大島正太郎

外務省北米局長 田中 均 (同) 同

外務省経済局長 渋谷 實 (同) 同

一、昨八日、召集に応じた議員は、次のとおりである。

比例代表選出

四 国 越智 伊平君

(理事補欠選任)

一、去る四日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 東中 光雄君 (理事東中光雄君去る四
日委員辭任につきその補欠)

(常任委員辭任及び補欠選任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辭任

補欠

虎島 和夫君

大村 秀章君

鹿野 道彦君

藤村 修君

寺前 巖君

中林よし子君

大村 秀章君

虎島 和夫君

藤村 修君

鹿野 道彦君

中林よし子君

寺前 巖君

大蔵委員

辭任

補欠

新井 将敏君

大野 松茂君

石原 伸晃君

阪上 善秀君

田中 和徳君

田村 憲久君

山中 貞則君

下地 幹郎君

渡辺 喜美君

大石 秀政君

大石 秀政君

渡辺 喜美君

大野 松茂君

新井 将敏君

阪上 善秀君

石原 伸晃君

下地 幹郎君

山中 貞則君

田村 憲久君

田中 和徳君

安全保障委員

辭任

補欠

栗原 裕康君

望月 義夫君

山崎 拓君

渡辺 具能君

望月 義夫君

栗原 裕康君

渡辺 具能君

山崎 拓君

議院運営委員

辭任

補欠

中野 正志君

松田 仁君

東中 光雄君

中島 武敏君

松田 仁君

中野 正志君

中島 武敏君

東中 光雄君

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辭任

補欠

安倍 晋三君

大野 松茂君

野呂田芳成君

奥山 茂彦君

藤田 幸久君

川内 博史君

大野 松茂君

安倍 晋三君

奥山 茂彦君

野呂田芳成君

川内 博史君

藤田 幸久君

大蔵委員

辭任

補欠

新井 将敏君

桜井 新君

飯島 忠義君

目片 信君

河井 克行君

奥山 茂彦君

田中 和徳君

渡辺 具能君

山中 貞則君

下地 幹郎君

渡辺 喜美君

佐藤 勉君

鈴木 淑夫君

鰐淵 俊之君

秋葉 忠利君

中西 續介君

吉田 公一君

岩國 哲人君

下地 幹郎君

稲葉 大和君

奥山 茂彦君

河井 克行君

佐藤 勉君

渡辺 喜美君

桜井 新君

新井 将敏君

目片 信君

飯島 忠義君

渡辺 具能君

田中 和徳君

稲葉 大和君

山中 貞則君

鰐淵 俊之君

鈴木 淑夫君

中西 續介君

秋葉 忠利君

岩國 哲人君

吉田 公一君

厚生委員

辭任

補欠

安倍 晋三君

下村 博文君

山下 徳夫君

久野統一郎君

久野統一郎君

山下 徳夫君

下村 博文君

安倍 晋三君

農林水産委員

辭任

補欠

金田 英行君

石原 伸晃君

木部 佳昭君

林 幹雄君

岸本 光造君

今村 雅弘君

熊谷 市雄君

砂田 圭佑君

栗原 博久君

稲葉 大和君

杉山 憲夫君

実川 幸夫君

高島 修君

木村 隆秀君

中尾 栄一君

田中 和徳君

仲村 正治君

久野統一郎君

丹羽 雄哉君

小林 多門君

二田 孝治君

渡辺 喜美君

牧野 隆守君

河井 克行君

御法川英文君

桜田 義孝君

安住 淳君

川内 博史君

藤田 スミ君

木島日出夫君

堀込 征雄君

小坂 憲次君

石原 伸晃君

金田 英行君

稲葉 大和君

栗原 博久君

今村 雅弘君

岸本 光造君

河井 克行君

牧野 隆守君

木村 隆秀君

高島 修君

久野統一郎君

仲村 正治君

小林 多門君

丹羽 雄哉君

桜田 義孝君

御法川英文君

実川 幸夫君

杉山 憲夫君

砂田 圭佑君

熊谷 市雄君

田中 和徳君

中尾 栄一君

林 幹雄君

木部 佳昭君

渡辺 喜美君

二田 孝治君

川内 博史君

安住 淳君

木島日出夫君

藤田 スミ君

小坂 憲次君

堀込 征雄君

商工委員

辭任

補欠

白川 勝彦君

遠藤 利明君

遠藤 利明君

白川 勝彦君

労働委員

辞任

補欠

村山 富市君
濱田 健一君
村山 富市君

予算委員

辞任

補欠

西野 陽君
志位 和夫君
不破 哲三君
城島 正光君
春名 真章君
矢島 恒夫君
志位 和夫君

議院運営委員

辞任

補欠

小林 多門君
中野 正志君
斎藤 鉄夫君
渡辺 周君
佐藤 勉君
園田 修光君
北村 哲男君
北村 哲男君
中野 正志君
小林 多門君
斎藤 鉄夫君
渡辺 周君

(議案提出)

一、去る五日、議員から提出した議案は次のとおりである。
自衛隊法の一部を改正する法律案(村井仁君外六名提出)

一、昨八日、議員から提出した議案は次のとおりである。
国会法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外二名提出)

行政監視院法案(枝野幸男君外二名提出)
総務庁設置法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外二名提出)

(議案受領)
一、去る五日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

国会法の一部を改正する法律案
一、去る五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国会法の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

介護保険法案(第百三十九回国会法第七号)
(参議院送付)
介護保険法施行法案(第百三十九回国会法第八号)(参議院送付)

医療法の一部を改正する法律案(第百三十九回国会法第九号)(参議院送付)

以上三件 厚生委員会 付託
一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国会法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第四号)

議院運営委員会 付託

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出 第一五号)(参議院送付)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託
一、去る五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

国会法の一部を改正する法律案(中曾根弘文君外七名提出、参法第四号)(予)

議院運営委員会 付託
(議案送付)
一、去る四日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(運輸委員長提出)

一、昨八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

自衛隊法の一部を改正する法律案(村井仁君外六名提出)

国会法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外二名提出)
行政監視院法案(枝野幸男君外二名提出)
総務庁設置法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外二名提出)

(議案通知)
一、去る四日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案
(議案通知書受領)

一、去る五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

工場立地法の一部を改正する法律案
持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案

銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案
(質問書提出)

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公共事業における評価基準、及び撤退システムの確立に関する質問主意書(太田昭宏君提出)

(答弁書受領)
一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石毛鏡子君提出奥只見発電所増設工事等に関する質問主意書

奥只見発電所増設工事等に関する質問主意書
質問 第八号
提出者 石毛 鏡子

奥只見発電所増設工事等に関する質問主意書

阪神淡路大震災による高速道等公共施設の倒壊の事実は、わが国の建造物の設計基準の見直しをせまるものとなり、特に安全性についての見直しが必要により行われてきたところである。ところで、既設のダム事業についても、同様に安全性について疑問が生じているところである。そこで、以下のとおり質問する。

一 只見川・阿賀野川の既設ダムについて

1 只見川および只見川合流地点から新潟市の日本海までの阿賀野川に設置されているダムの名前と、ダム設置管理者名、目的、その立地点、各貯水量をダム別に示されたい。

2 奥只見ダムが決壊した場合の被害予測は行っているのか。行っていない場合にはその理由を示されたい。また、予測している場合には、その被害予測の内容を記されたい。特に、奥只見ダムが満水時に決壊したと想定した場合、新潟市までの間にあるダムが被る被害予測と、流域で想定される被害内容、ならびに、決壊した奥只見ダムからの流出水が各ダムに到達する時間等を予測している場合には、これも併せて示されたい。

二 既設ダムの再工事について

1 国内で、満水の既設ダムに堤体部地下を掘削したような事例について承知しているか。

それはどのダムで、どのような事業か示されたい。

2 既設ダムの地下部掘削行為について、その安全性は現行法でどのような審査が行われるのか。根拠法および審査基準を示されたい。

3 奥只見ダムで一九九四年から実施されている堤体部地下掘削工事は、河川管理上の安全性について審査を行ったのか。行った場合にはその内容を示されたい。行っていない場合にはその理由を示されたい。

三 奥只見ダム増設工事について

1 奥只見ダム増設関連工事において、ダム堤体部地下のトンネル掘削工事現場で一九九五年七月に二回、一九九七年七月までに数回の落盤事故が二箇所発生したと聞いているが、事実か。事実とすれば、その事故の起こった年月日と地点、内容について示されたい。また、事故の報告を受けているとすれば、それはいつ、誰が、誰から報告を受けたのかも併せて示されたい。

2 1の落盤事故の原因、およびなされた対策について具体的に示されたい。

3 このような事故が発生が、ダム崩壊につながる危険性について、事業者および河川管理者は検討しているか。検討していない場合にはその理由を、検討している場合にはその検討内容につき示されたい。また、1の事故発生によってもダムは安全であるという判断は、

どのような理由に拠ったのかも併せて示されたい。

4 奥只見ダムの本体建設当時における地盤災害についての記録があると聞いているが、事実か。事実とすればそれはいつ、どのような原因で、どんな事故が発生したのかを示されたい。

5 わが国において既設ダム堤体部を掘削し、かつ堤体に穴開け、発電機を設置するような事例は過去に存在したのか。存在する場合には、ダムの名称と設置した年月日を示されたい。

6 奥只見ダム本体建設時に行った構造計算時(ダムの安全性の確保に、現在同ダムで実施されているような、新たな堤体掘削、大規模な空洞設置、およびダム本体の穴開けを想定していたのか。していた場合には、その想定内容を示されたい。

7 そうした追加工事が、ダム本体のおよびダム堤体部地下部の安全性を脅かさないとする、科学的な根拠はあるのか。あるとすれば、どのような根拠を示されたい。このような工事で、ダム崩壊の危険性がないとの報告があるとするれば、どのようにしてダム工事における安全性を確保したのかを示されたい。

8 奥只見ダムの増設工事において発生した一九九五年七月の落盤(トンネル天井部の崩落)事故は、七月十五日、十七日の二回にわたり

幅約八メートル、高さ七メートル、長さ二十メートルに渡って天井部が落下したと聞いているが事実か。また、その原因はトンネル内部のハンレイ岩と粘板岩に挟まれた蛇紋岩部分が、そっくり落盤したと聞いているが事実か。

当該落盤事故現場では、ハンレイ岩と蛇紋岩の接地点天井部で毎分三十リットル程度の湧水があり、付近の天井部にはヘアクラック沿いに遊離石灰の融出が確認されていたと聞いているが事実か。また、この事故が起こった時期は、奥只見ダムが満水時期であり、地下水圧も相当高く、その圧力で落盤が誘発されたと聞いているが、事実か。加えて、当該落盤事故の報告を受けたとすれば、いつ、誰が、誰から報告を受けたのかを示されたい。

9 8で述べた崩落現場の復旧はいつ、どのような方法で行ったのか。復旧を行った理由についても併せて示されたい。当該復旧では、崩落現場を放置したままでは、何か危険性があったのか。

その想定された危険性について報告を受けているか。受けているとすれば、それはいつ、誰が、誰から報告を受けたのかを示されたい。また崩落現場を放置したままにしておいた場合に想定された危険性とはどのようなものであるかについても示されたい。

10 8および9で述べた、想定された危険性については、誰が判断し、その復旧許可をどの

ような根拠法に基づいて、いつ誰に対して行ったのかを示されたい。

11 奥只見ダム満水時に、新たな発電機格納地下空間部分にかかる圧力はどの程度になるのかを示されたい。

四 ダム災害について

1 世界各地で発生したダム災害について、どのようなものが発生していると認識しているか。ダム災害の内容と、その評価について示されたい。

2 国内においてダムが崩壊するような災害は、生ずることがあるのか。ないとすればその理由を、あるとすれば、災害の内容を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一四一第八号

平成九年十二月五日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員石毛鏡子君提出奥只見発電所増設工事等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員石毛鏡子君提出奥只見発電所増設工事等に関する質問に対する答弁書

一の1について

只見川及び阿賀野川の只見川との合流点から河口までの区間に設置されているダム(河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第百九十九号)第三条各号に掲げるダム以外のダムをいう。四の1を除き、以下同じ。)の名称、設置者及び管理者、目的、ダムの堤体部(ダムの堤体、洪水吐き及び減勢工をいう。以下同じ。)の所在する町村名並びに有効貯留量は、別表第一のとおりである。

奥只見ダムが決壊した場合の被害予測は行っていないが、ダム建設時において、旧電気事業法(昭和六年法律第六十一号)及び旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)に基づき、十分な審査を行った上で許可を行ったものと認識している。

一の2について

我が国において、貯水池の水位が常時満水位以上である場合に堤体部の水平投影部の地下(以下「堤体部地下」という。)において掘削工事が行われたダムの事例について、そのダムの名称、所在する市町名及び当該掘削工事の内容は、別表第二のとおりである。

二の1について

既設ダム(建設が完了し、管理中のダムをいう。以下同じ。)の堤体部地下の掘削行為が電気工作物(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条に規定する電気工作物をいう。以下同じ。)の設置又は変更の工事に当たるときは、通商産業大臣が、電気事業法第四十七条及び第四十八条に基づき、当該工事の工事計画が、発電用水力設備に関する技術基準(昭和四

十年通商産業省令第五十九号)に適合しているかどうか審査を行っている。

また、既設ダムの堤体部地下の掘削行為が行われる場合には、河川管理者が、河川法(昭和三十一年法律第六十七号)に基づき、当該行為が行われても既設ダムの安全性が確保されることを河川管理施設等構造令等により確認することとしている。

二の3について

お尋ねの工事は、奥只見発電所の増設計画に基づき建設される予定の地下発電所周辺の地質状況を把握する等のため事業者が行っている調査に係る工事であると考えられるが、当該工事は奥只見ダム堤体部から約百三十メートル以上離れた区域で行われたものであり、当該区域は河川区域外であるため、河川法に基づく許可に係る審査は行われていない。

三の1について

崩落の発生した調査横坑は電気工作物に該当しないことから、電気事業法等に基づく報告義務はないが、奥只見発電所増設工事に関連するものであり、電気事業者を一般的に監督する観点から、通商産業大臣が当該事業者から聴取したところ、以下のとおりである。

本工事は、ダム堤体部地下のトンネル掘削工事ではなく、奥只見発電所の増設計画に基づき建設される予定の地下発電所周辺の地質状況を把握する等のため事業者が行っている調査に係る工事である。崩落は、工事を中止していた平成七年十一月から平成八年七月にかけての間

に、奥只見ダム堤体部から約三百六十メートル離れた本調査横坑内部で発生したものである。崩落箇所は、一か所であるが、発生回数及び日時が特定できていない。崩落範囲は、長さ約二十メートル、幅約七・八メートル、高さ約六・七メートルである。

崩落に関する報告については、事業者が、平成八年七月二十二日福島県生活環境部環境保全課に対し、同年七月二十六日新潟県環境生活部環境企画課に対し及び同年八月九日建設省北陸地方建設局に対し、それぞれ連絡をすることともに、同年九月二十日山口宮林署に対し届出を行っている。

三の2について

お尋ねの件については、事業者から聴取したところ、以下のとおりである。

本調査横坑の地質は、水を含むと膨張する脆弱な蛇紋岩が崩落箇所局所的に分布しているものの、全体的に良好であり、崩落箇所は、掘削当時は安定していた。しかしながら、平成七年十一月から平成八年七月にかけて工事を中断した際に本調査横坑内の排水を停止したことにより、横坑が水没し、横坑周辺の緩んだ蛇紋岩が水を含み横坑内部に膨張して強度が低下したため、崩落が生じたものであると考えられる。

また、対策については、崩落箇所の空洞をモルタル等で充填した後、崩落した岩石を除去し、鋼製支保工と吹付コンクリートで補強し復旧したものである。

平成九年十二月九日 衆議院会議録第十八号(一)

議長報告

三の3について

事業者においては、本調査横坑の位置がダム堤体部から約百三十メートル以上と十分離れた位置にあること、横坑規模が小さいこと、地質が全体的に良好なこと、崩落箇所がダム堤体部から約二百六十メートルと十分離れた位置にあり、かつ、崩落が小規模であること等に照らし、今回のような崩落が、ダム崩壊につながる危険性はないものと判断したと承知している。

なお、本件調査横坑工事は河川区域外の土地において行われたものであるため、河川法に基づく許可に係る審査は行われていないが、河川管理者は、崩落の発生後、事業者から崩落の状況及び復旧対策の内容につき報告を受け、河川法第七十八条に基づくダムの立入検査等の必要はないものと判断したものである。

三の4について

お尋ねの件については、事業者から聴取したところ、以下のとおりである。

工事記録によれば、奥只見ダム基礎岩盤の掘削工事中の昭和三十四年八月二十六日に、ダム右岸上部斜面の掘削面から約百五十立方メートルと推定される崩壊が発生し、同年九月十三日まで断続的に続いた。また、昭和三十五年三月十五日にダム右岸上部斜面で崩壊が発生し、同月二十一日まで断続的に続いた。これらの崩壊の主な原因は、掘削勾配が急であったこと、雪解けの水が浸透したこと等と考えられる。

三の5について

既設ダムにおいて、堤体を掘削して穴を開け、発電機を設置したものの事例について、そのダムの名称と発電機を設置した年月日は別表第三のとおりである。

三の6について

奥只見ダム本体の工事計画認可に当たっては、お尋ねのような工事は想定していない。

三の7について

追加工事に伴う穴開け部周辺コンクリート及び地下空洞周辺の応力状態についての構造上の安全性並びにダム堤体の安定性につき、追加工事の工事計画が、発電用水力設備に関する技術基準に適合しているかどうか、通商産業大臣が工事計画の認可に先立って審査している。

三の8について

崩落の発生した調査横坑は電気工作物に該当しないことから、電気事業法等に基づく報告義務はないが、奥只見発電所増設工事に関連するものであり、電気事業者を一般的に監督する観点から、通商産業大臣が当該事業者から聴取したところ、以下のとおりである。

崩落の発生日時については特定されておらず、事業者が崩落箇所を目視確認した日付としては、平成八年七月十五日及び十七日である。崩落箇所については、ハンレイ岩と粘板岩に挟まれて局所的に分布する蛇紋岩部分が崩落したものである。

お尋ねにある崩落箇所の規模、湧水量、湧水

箇所、遊離石灰の融出については、おおむね事実である。

崩落の発生した日時が不明のため、崩落が満水時期であったかは不明であるが、ダム下流の地下水位は奥只見ダムの水位にかかわらず年間を通じてほぼ一定であることから、崩落の誘発の原因がダムの満水に伴う高い地下水压であるということは考えにくい。崩落の原因は、平成七年十一月から平成八年七月にかけて工事を中断した際に本調査横坑内の排水も停止したこと、横坑が水没し、横坑周辺の緩んだ蛇紋岩が水を含み横坑内部に膨張して強度が低下したためであると考えられる。

崩落に関する報告については、事業者が、平成八年七月二十二日福島県生活環境部環境保全課に対し、同年七月二十六日新潟県環境生活部環境企画課に対し及び同年八月九日建設省北陸地方建設局に対し、それぞれ連絡をすることともに、同年九月二十日山口宮林署に対し届出を行っている。

三の9及び10について

本件調査横坑工事は、電気工作物の設置又は変更の工事に該当せず、また、河川区域外の土地において行われたものであるため、事業者は、本調査横坑の復旧工事を実施するに当たって、電気事業法及び河川法による許可を得る必要がない。

なお、本件復旧工事の事実関係について、事業者から聴取したところ、以下のとおりである。

る。

復旧は、平成八年八月八日から同年十月二十一日までの間と、平成九年七月一日から同年九月三十日までの間の二回にわたり実施している。

復旧方法は、崩落部分の空洞をモルタル等で充てんした後、崩落した岩石を除去し、鋼製支保工と吹付コンクリートで補強している。

復旧を行った理由は、本件の崩落によって、ダムの安全性が損なわれる恐れが生じたためではなく、本調査横坑を保全する必要があったためである。

三の11について

事業者の解析結果によれば、奥只見発電所増設計画において増設される地下発電所にかかる圧力は、天井コンクリート部において最も大きく、三トン毎平方メートル程度である。

四の1について

過去五十年間に発生したダムの損壊事故として把握している事例について、損壊したダムの名称、損壊の内容及びそれについてなされている評価は、別表第四のとおりである。

四の2について

我が国において建設されるダムについては、河川管理施設等構造令等により構造上の安全性の確認を行うとともに、河川管理者による定期検査、ダムの設置者による管理主任技術者の設置等により、安全性の確保が図られているところである。

別表第一

ダムの名称	設置者及び管理者	目的	町 村 名	有効貯留量
奥只見ダム	電源開発株式会社	発電	新潟県北魚沼郡湯之谷村 福島県南会津郡檜枝岐村	四五八、〇〇〇
大鳥ダム	電源開発株式会社	発電	福島県南会津郡只見町	五、〇〇〇
田子倉ダム	電源開発株式会社	発電	福島県南会津郡只見町	三七〇、〇〇〇
只見ダム	電源開発株式会社	発電	福島県南会津郡只見町	二、〇〇〇
滝ダム	電源開発株式会社	発電	福島県大沼郡金山町	一〇、三〇〇
本名ダム	東北電力株式会社	発電	福島県大沼郡金山町	一三、四七二
上田ダム	東北電力株式会社	発電	福島県大沼郡金山町	四、二三七
宮下ダム	東北電力株式会社	発電	福島県大沼郡三島町	六、一〇〇
柳津ダム	東北電力株式会社	発電	福島県河沼郡柳津町	五、八六四
片門ダム	東北電力株式会社	発電	福島県河沼郡会津坂下町	四、六一八
新郷ダム	東北電力株式会社	発電	福島県耶麻郡高郷村	六、三五二
山郷ダム	東北電力株式会社	発電	福島県耶麻郡西会津町	二、一九三
上野尻ダム	東北電力株式会社	発電	福島県耶麻郡西会津町	二、八〇二
豊美ダム	東北電力株式会社	発電	新潟県東蒲原郡鹿瀬町	三、一〇〇
鹿瀬ダム	東北電力株式会社	発電	新潟県東蒲原郡鹿瀬町	二、二七〇
揚川ダム	東北電力株式会社	発電	新潟県東蒲原郡三川村	四、六〇九

(注) 有効貯留量の単位は千立方メートルである。

別表第二

ダムの名称	市 町 名	掘削工事の内容
菅瀬ダム	長崎県大村市	ダム堤体の高上げ工事に伴い、堤体部地下のグラウト工事を実施した。
木屋川ダム	山口県豊浦郡豊田町	ダム堤体の高上げ工事に伴い、堤体部地下のボーリング調査を実施した。

別表第三

ダムの名称	発電機を設置した年月日
松川ダム	昭和六十一年五月十四日
秋葉ダム	平成三年八月十六日
月光川ダム	平成九年六月三十日

別表第四

ダムの名称	損壊の内容	損壊についての評価
マルパッセダム	一九五九年十二月二日、フランスにあるマルパッセダムの堤体が決壊し、貯留水が流出した。	マルパッセダム崩壊調査委員会の報告によれば、左岸固定部の基礎岩盤に滑り面及び断層があり、当該基礎岩盤が移動したことにより、ダムの堤体が決壊したという趣旨の評価がなされている。
バイオントダム	一九六三年十月九日、イタリアにあるバイオントダムの貯水池の左岸において地すべりが発生し、貯留水が流出した。	事故調査委員会の報告によれば、貯水池の左岸の巨大な岩盤が高速で滑り落ち、貯水池内に大きな波浪を引き起こしたことにより、貯留水が流出したという趣旨の評価がなされている。
ティートンダム	一九七六年八月十五日、アメリカ合衆国にあるティートンダムの堤体が決壊し、貯留水が流出した。	ティートンダム決壊原因の調査に関する独立委員会の報告によれば、堤体の遮水ゾーンの下部に水が浸透し、内部浸食が起きたことにより、ダムの堤体が決壊したという趣旨の評価がなされている。
溝后ダム	一九九三年八月二十七日、中華人民共和国にある溝后ダムの堤体が決壊し、貯留水が流出した。	遮水壁と遮水擁壁の間から堤体の内部に貯水池内の水が流入し、ダムの堤体が決壊したという趣旨の評価があることを承知している。

平成九年十二月九日 衆議院會議録第十八号(一)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外 平成九年十二月九日

○第四百十一回 衆議院會議録 第十八号(二)

(本号(一)参照)

介護保険法案(第百三十九回国会内閣提出第
百四十回国会衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院にお
いて修正議決した。

よって国会法第八十三条の四により送付する。

平成九年十二月三日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

参議院議長 高橋 十朗

介護保険法

(小字は参議院修正)

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 被保険者(第九条―第十三条)

第三章 介護認定審査会(第十四条―第十七条)

第四章 保険給付

第一節 通則(第十八条―第二十六条)

第二節 認定(第二十七条―第三十二条)

第三節 介護給付(第四十条―第五十一条)

第四節 予防給付(第五十二条―第六十一条)

第五節 市町村特別給付(第六十二条)

第六節 保険給付の制限等(第六十三条―第
六十九条)

第五章 事業者及び施設

第一節 指定居宅サービス事業者(第七十
条―第七十八条)

第二節 指定居宅介護支援事業者(第七十九
条)

平成九年十二月九日 衆議院會議録第十八号(二)

介護保険法案及び同報告書

介護保険法案及び同報告書

条(第八十五条)

第三節 介護保険施設

第一款 指定介護老人福祉施設(第八十六
条―第九十三条)

第二款 介護老人保健施設(第九十四条―
第九十六条)

第三款 指定介護療養型医療施設(第九十七
条―第一百十五号)

第六章 介護保険事業計画(第一百六条―第百
二十号)

第七章 費用等

第一節 費用の負担(第二百一十一号―第百四
十六号)

第二節 財政安定化基金等(第四百七十七号―
第四百九十九号)

第三節 医療保険者の納付金(第五百十号―
第五百五十九号)

第八章 社会保険診療報酬支払基金の介護保険
関係業務(第六百十号―第六百七十四号)

第九章 保健福祉事業(第六百七十五号)

第十章 国民健康保険団体連合会の介護保険事
業関係業務(第六百七十六号―第六百七十
八号)

第十一章 介護給付費審査委員会(第六百七十
九条―第六百八十二号)

第十二章 審査請求(第六百八十三号―第六百九
十六号)

第十三章 雑則(第六百九十七号―第七百四号)

第十四章 罰則(第七百五号―第七百五十五号)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の
変化に起因する疾病等により要介護状態とな
り、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並
びに看護及び療養上の管理その他の医療を要す
る者等について、これらの者がその有する能力
に応じ自立した日常生活を営むことができるよ
う、必要な保健医療サービス及び福祉サービ
スに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理
念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険
給付等に関して必要な事項を定め、もって国民
の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを
目的とする。

(介護保険)

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は
要介護状態となるおそれがある状態に関し、必
要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態の軽減若しく
は悪化の防止又は要介護状態となることの予防
に資するよう行われるとともに、医療との連携
に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状
況、その置かれている環境等に応じて、被保険
者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及
び福祉サービスが、多様な事業者又は施設か
ら、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し
て行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険
者が要介護状態となった場合においても、可能
な限り、その居宅において、その有する能力に
応じ自立した日常生活を営むことができるよう
に配慮されなければならない。

(保険者)

第三条 市町村及び特別区は、この法律の定める
ところにより、介護保険を行うものとする。

2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入
及び支出について、政令で定めるところによ
り、特別会計を設けなければならない。

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予
防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を
自覚して常に健康の保持増進に努めるととも
に、要介護状態となった場合においても、進ん
でリハビリテーションその他の適切な保健医療
サービス及び福祉サービスを利用することによ
り、その有する能力の維持向上に努めるものと
する。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険
事業に要する費用を公平に負担するものとす
る。

(国及び都道府県の責務)

第五条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円
滑に行われるよう必要な各般の措置を講じな
ることを提供すべき体制の確保に関する施策その他
を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ
円滑に行われるように、必要な指導及び適切な
援助をしなければならない。

(医療保険者の協力)

第六条 医療保険者は、介護保険事業が健全かつ
円滑に行われるよう協力しなければならない。

(定義)

第七条 この法律において「要介護状態」とは、身
体上又は精神上の障害があるために、入浴、排
せつ、食事等の日常生活における基本的な動作
の全部又は一部について、厚生省令で定める期
間にわたり継続して、常時介護を要すると見込
まれる状態であつて、その介護の必要の程度に
応じて厚生省令で定める区分(以下「要介護状態
区分」という。)のいずれかに該当するものをい
う。

2 この法律において「要介護状態」とは、身体上
又は精神上の障害がある状態」とは、身体上又は精神上の障害が

平成九年十二月九日 衆議院會議録第十八号(二)

介護保険法案及び同報告書

一四

あるために、厚生省令で定める期間にわたり継続して、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態(厚生省令で定める程度のものに限る。)であつて、要介護状態以外の状態をいう。

3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 要介護状態にある六十五歳以上の者

二 要介護状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であつて、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴つて生ずる心身の変化に起因する疾病であつて政令で定めるもの(以下「特定疾病」という。)によつて生じたものであるもの

4 この法律において「要支援者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 要介護状態となるおそれがある状態にある六十五歳以上の者

二 要介護状態となるおそれがある状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であつて、その要介護状態となるおそれがある状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によつて生じたものであるもの

5 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護及び福祉用具貸与をい

い、「居宅サービス事業」とは居宅サービスを行う事業をいう。

6 この法律において「訪問介護」とは、要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)であつて、居宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム(第十六項において単に「有料老人ホーム」という。))その他の厚生省令で定める施設における居室を含む。以下同じ)において介

護を受けるもの(以下「居宅要介護者等」という。)について、その者の居宅において介護福祉士その他の厚生省令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生省令で定めるものをいう。

7 この法律において「訪問入浴介護」とは、居宅要介護者等について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

8 この法律において「訪問看護」とは、居宅要介護者等(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。)について、その者の居宅において看護婦その他の厚生省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。

9 この法律において「訪問リハビリテーション」とは、居宅要介護者等(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。)について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。

10 この法律において「居宅療養管理指導」とは、居宅要介護者等について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他の厚生省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であつて、厚生省令で定めるものをいう。

11 この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者等について、老人福祉法第五條の二第三項に規定する厚生省令で定める施設又は同法第二十條の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴及び食事の提供(これらに伴う介護を含む。)その他の日常生活上の世話であつて厚生省令で定めるもの並びに機能訓練を行うことをいう。

12 この法律において「通所リハビリテーション」とは、居宅要介護者等(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。)について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことをいう。

13 この法律において「短期入所生活介護」とは、居宅要介護者等について、老人福祉法第五條の二第四項に規定する厚生省令で定める施設又は同法第二十條の三に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

14 この法律において「短期入所療養介護」とは、居宅要介護者等(その治療の必要の程度につき厚生省令で定めるものに限る。)について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。

15 この法律において「痴呆対応型共同生活介護」とは、要介護者であつて痴呆の状態にあるもの(当該痴呆に伴つて著しい精神症状を呈する者及び当該痴呆に伴つて著しい行動異常がある者並びにその者の痴呆の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

16 この法律において「特定施設入所者生活介護」とは、有料老人ホームその他の厚生省令で定める施設(以下「この項において「特定施設」という。))に入所している要介護者等について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当す

る者その他の厚生省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

17 この法律において「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者等について行われる福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であつて、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。第四十四條第一項において同じ。)のうち厚生大臣が定めるものの貸与をいう。

18 この法律において「居宅介護支援」とは、居宅要介護者等が第四十一條第一項に規定する指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス(以下「この項において「指定居宅サービス等」という。))の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれてゐる環境、当該居宅要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生省令で定める事項を定めた計画(以下「この項において「居宅サービス計画」という。))を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、同条第一項に規定する指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、及び当該居宅要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合にあつては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをい

い、「居宅介護支援事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。

19 この法律において「介護保険施設」とは、第四十八條第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び同項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。

20 この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生省令で定める事項を定めた計画をいう。

21 この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームであつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

22 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者（その治療の必要の程度につき厚生省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

23 この法律において「介護療養型医療施設」とは、療養型病床群等（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する療養型病床群（その全部又は一部について専ら要介護者を入院させるものに限る。）又は同法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち痴呆の状態にある要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を有する病院であつて、当該療養型病床群等（当該療養型病床群のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下同じ。）に入院する要介護者（その治療の必要の程度につき厚生省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいい、「介護療養施設サービス」とは、介護療養型医療施設の療養型病床群等に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。

24 この法律において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
二 船員保険法（昭和十四年法律第七十二号）
三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）
五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）
六 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年

法律第二百四十五号）
25 この法律において「医療保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村（特別区を含む）、国民健康保険組合又は共済組合をいう。
26 この法律において「医療保険加入者」とは、次に掲げる者をいう。
一 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第六十九条の七の規定による日雇特別被保険者を除く。
二 船員保険法の規定による被保険者
三 国民健康保険法の規定による被保険者
四 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済組合法に基づく共済組合の組合員
五 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第六十九条の七の規定による日雇特別被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
六 健康保険法第六十九条の九の規定により日雇特別被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第六十九条の八の規定による承認を受けて同法第六十九条の七の規定による日雇特別被保険者とならない期間内にある者及び同法第六十九条の九第三項の規定により当該日雇特別被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。

（略問）
第八条 厚生大臣は、この法律の規定による介護保険に関する重要事項については、あらかじめ、政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

第二章 被保険者

（被保険者）
第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。
一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）
二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）

（資格取得の時期）
第十条 前条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日から、その資格を取得する。
一 当該市町村の区域内に住所を有する医療保険加入者が四十歳に達したとき。
二 四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者又は六十五歳以上の者が当該市町村の区域内に住所を有するに至ったとき。
三 当該市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の者が医療保険加入者となつたとき。

（資格喪失の時期）
第十一条 第九条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったときは、その日から、その資格を喪失する。
第十二条 第二号被保険者は、医療保険加入者でなくなつた日から、その資格を喪失する。
（届出等）
第十二条 第一号被保険者は、厚生省令で定める

ところにより、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。ただし、第十条第四号に該当するに至ったことにより被保険者の資格を取得した場合(厚生省令で定める場合を除く。)については、この限りでない。

2 第一号被保険者の属する世帯の世帯主は、その世帯に属する第一号被保険者に代わって、当該第一号被保険者に係る前項の規定による届出をすることができる。

3 被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

4 被保険者は、その資格を喪失したときは、厚生省令で定めるところにより、速やかに、被保険者証を返還しなければならない。

5 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十一条から第二十五条までの規定による届出があったとき(当該届出に係る書面に同法第二十八条の二の規定による付記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第一項本文の規定による届出があったものとみなす。

6 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者証に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(介護保険施設に入所中の被保険者の特例)

第十三条 介護保険施設に入所することにより当該介護保険施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該介護保険施設に入所した際他の市町村(当該介護保険施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の介護保険施設に継続して入所している被保険者であつて、現に入所している介護保険施設(以下この項及び次項において「現入所施設」という。)に入所する直前に入所していた介護保険施設(以下この項において「直前入所施設」という。)及び現入所施設のそれぞれに入所することにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入所被保険者」という。)については、この限りでない。

は、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の介護保険施設に継続して入所している被保険者であつて、現に入所している介護保険施設(以下この項及び次項において「現入所施設」という。)に入所する直前に入所していた介護保険施設(以下この項において「直前入所施設」という。)及び現入所施設のそれぞれに入所することにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入所被保険者」という。)については、この限りでない。

2 特定継続入所被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第九条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う介護保険の被保険者とする。

一 継続して入所している二以上の介護保険施設のそれぞれに入所することによりそれぞれの介護保険施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の介護保険施設のうち最初の介護保険施設に入所した際他の市町村(現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの当該他の市町村

二 継続して入所している二以上の介護保険施設のうちの二つの介護保険施設から継続して他の介護保険施設に入所すること(以下この号において「継続入所」という。)により当該一の介護保険施設の所在する場所以外の場所から当該他の介護保険施設の所在する場所への住所

の変更(以下この号において「特定住所変更」という。)を行ったと認められる被保険者であつて、最後に行った特定住所変更に係る継続入所の際他の市町村(現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

3 前二項の規定の適用を受ける被保険者が入所している介護保険施設は、当該介護保険施設の所在する市町村及び当該被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

第三章 介護認定審査会

(介護認定審査会)

第十四条 第三十八条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)を置く。

(委員)

第十五条 認定審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。

2 委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長(特別区にあつては、区長)が任命する。

(共同設置の支援)

第十六条 都道府県は、認定審査会について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

2 都道府県は、認定審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

(政令への委任規定)
第十七条 この法律に定めるもののほか、認定審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 保険給付

第一節 通則

(保険給付の種類)

第十八条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一 被保険者の要介護状態に関する保険給付(以下「介護給付」という。)

二 被保険者の要介護状態となるおそれがある状態に関する保険給付(以下「予防給付」という。)

三 前二号に掲げるもののほか、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資する保険給付として条例で定めるもの(第五節において「市町村特別給付」という。)

(市町村の認定)

第十九条 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定(以下「要介護認定」という。)を受けなければならない。

2 予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当することについて、市町村の認定(以下「要支援認定」という。)を受けなければならない。

(他の法令による給付との調整)

第二十条 介護給付又は予防給付(以下「介護給付等」という。)は、当該要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態(以下「要介護状態

等(という。)につき、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付若しくは療養給付その他の法令に基づく給付であつて政令で定めるもののうち介護給付等に相当するものを受けることができるときは政令で定める限度において、又は当該政令で定める給付以外の給付であつて国若しくは地方公共団体の負担において介護給付等に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

(損害賠償請求権)

第二十一条 市町村は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行つたときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項に規定する場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

3 市町村は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)であつて厚生省令で定めるものに委託することができる。

(不正利得の徴収等)

第二十一条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪

問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項(第五十三条第四項において準用する場合を含む。)、第四十六条第四項(第五十八条第四項において準用する場合を含む。)、又は第四十八条第五項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(文書の提出等)

第二十三条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者又は当該保険給付に係る居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)(若しくは施設サービス)を担当する者、保険給付に係る第四十四条第一項に規定する特定福祉用具を販売する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に

規定する住宅改修を行う者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(帳簿書類の提示等)

第二十四条 厚生大臣又は都道府県知事は、介護給付等(居宅介護福祉用具購入費の支給及び居宅介護住宅改修費の支給並びに居宅支援福祉用具購入費の支給及び居宅支援住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。)に

関して必要があると認めるときは、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)(若しくは施設サービス(以下「居宅サービス等」という。))を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。))の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受給権の保護)

第二十五条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(租税その他の公課の禁止)

第二十六条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第二節 認定

(要介護認定)

第二十七条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生省令で定めるところにより、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設(以下この条及び第三十二条第一項において「指定居宅介護支援事業者等」という。))に、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を指定居宅介護支援事業者等に委託することができる。

3 前項後段の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等は、第七十九条第二項第二号に規定する介護支援専門員その他厚生省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

4 第二項後段の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等の役員若しくは前項の介護支援専門員その他厚生省令で定める者又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしはならない。

5 第二項後段の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等の役員又は第三項の介護支援専門員その他厚生省令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 市町村は、第一項の申請があつたときは、当該申請に係る被保険者の主治の医師に対し、当該被保険者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求めるものとする。ただし、当該被保険者に係る主治の医師がないときは、市町村は、当該被保険者に対して、その指定する医師又は当該職員で医師であるものの診断を受けるべきことを命ずることができる。

7 市町村は、第二項の調査の結果、前項の主治の医師の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果その他厚生省令で定める事項を認定審査会に通知し、第一項の申請に係る被保険者について、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める事項に関し審査及び判定を求めるものとする。

一 第一号被保険者 要介護状態に該当すること及びその該当する要介護状態区分

二 第二号被保険者 要介護状態に該当するこ

と、その該当する要介護状態区分及びその要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によつて生じたものであること。

8 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合において、認定審査会は、必要があるとき、次に掲げる事項について、市町村に意見を述べることができる。

一 当該被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項

二 第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等の適切かつ有効な利用等に関する事項

9 認定審査会は、前項前段の審査及び判定をするに当たつて必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る被保険者、その家族、第六項の主治の医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

10 市町村は、第八項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護認定をしたときは、その結果を当該要介護認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

一 該当する要介護状態区分

二 第八項第二号に掲げる事項に係る認定審査会の意見

11 要介護認定は、その申請のあつた日にさかのばつてその効力を生ずる。

12 市町村は、第八項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護者に該当しないと認めたときは、理由を付して、その旨を第一項の申請に係る被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証を返付するものとする。

13 市町村は、第一項の申請に係る被保険者が、正当な理由なしに、第二項の規定による調査に応じないとき、又は第八項ただし書の規定による診断命令に従わないときは、第一項の申請を却下することができる。

14 第一項の申請に対する処分は、当該申請のあつた日から三十日以内になければならない。ただし、当該申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあつた日から三十日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間(次項において「処理見込期間」という。)及びその理由を通知し、これを延期することができる。

15 第一項の申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る被保険者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

16 厚生大臣は、第八項の基準を定めようとする

ときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(要介護認定の更新)

第二十八条 要介護認定は、要介護状態区分に応じて厚生省令で定める期間(以下この条において「有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。

2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新(以下「要介護更新認定」という。)の申請をすることができる。

3 前項の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要介護認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかったときは、当該被保険者は、その理由のやんだ日から一月以内に限り、要介護更新認定の申請をすることができる。

4 前条(第十一項を除く。)の規定は、前二項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に關し必要な技術的調整は、政令で定める。

5 第三項の申請に係る要介護更新認定は、当該申請に係る要介護認定の有効期間の満了日の翌日にさかのばつてその効力を生ずる。

6 第一項の規定は、要介護更新認定について準用する。この場合において、同項中「厚生省令で定める期間」とあるのは、「有効期間の満了日の翌日から厚生省令で定める期間」と読み替へるものとする。

3 前項の申請をすることができずる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要支援認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかったときは、当該被保険者は、その理由のやんだ日から一月以内に限り、要支援更新認定の申請をすることができずる。

4 前条第七項を除く。の規定は、前二項の申請及び当該申請に係る要支援更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第三項の申請に係る要支援更新認定は、当該申請に係る要支援認定の有効期間の満了日の翌日にさかのぼってその効力を生ずる。

6 第一項の規定は、要支援更新認定について準用する。この場合において、同項中「厚生省令で定める期間」とあるのは、「有効期間の満了日の翌日から厚生省令で定める期間」と読み替へるものとする。

(要支援認定の取消し)

第三十四条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第三十一条第六項各号に掲げる事項の記載を消滅し、これを返付するものとする。

一 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。

二 正当な理由なしに、次項において準用する第三十二条第二項の規定により準用される第

二十七条第二項の規定による調査に応じないとき、又は次項において準用する第三十二条第二項の規定により準用される第二十七条第六項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。

2 第三十一条第二項、第三項、第四項前段、第五項及び第六項前段の規定は、前項第一号の規定による要支援認定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(要介護認定等の手続の特例)

第三十五条 認定審査会は、第二十七条第七項(第二十八条第四項において準用する場合を含む。の)の規定により審査及び判定を求められた被保険者について、要介護者に該当しないと認める場合であっても、要支援者に該当すると認めるときは、第二十七条第八項(第二十八条第四項において準用する場合を含む。の)規定にかかわらず、その旨を市町村に通知することができる。

2 市町村は、前項の規定による通知があったときは、当該通知に係る被保険者について、第三十一条第一項の申請がなされ、同条第三項の規定により認定審査会に審査及び判定を求め、同条第四項の規定により認定審査会の通知を受けたものとみなし、要支援認定をすることができずる。この場合において、市町村は、当該被保険者に、要支援認定をした旨を通知するとともに、同条第六項各号に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

3 認定審査会は、第三十一条第三項(第三十三

条第四項において準用する場合を含む。の)の規定により審査及び判定を求められた被保険者について、要介護者に該当すると認めるときは、第三十二条第四項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。の)規定にかかわらず、その旨を市町村に通知することができる。

4 市町村は、前項の規定による通知があったときは、当該通知に係る被保険者について、第二十七条第一項の申請がなされ、同条第七項の規定により認定審査会に審査及び判定を求め、同条第八項の規定により認定審査会の通知を受けたものとみなし、要介護認定をすることができずる。この場合において、市町村は、当該被保険者に、要介護認定をした旨を通知するとともに、同条第十項各号に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

5 認定審査会は、第三十一条第二項において準用する第二十七条第七項の規定により審査及び判定を求められた被保険者について、要介護者に該当しないと認める場合であっても、要支援者に該当すると認めるときは、第三十一条第二項において準用する第二十七条第八項の規定にかかわらず、その旨を市町村に通知することができる。

6 市町村は、前項の規定による通知があったときは、当該通知に係る被保険者について、第三十一条第一項の申請がなされ、同条第三項の規定により認定審査会に審査及び判定を求め、同条第四項の規定により認定審査会の通知を受けたものとみなし、要支援認定をすることができずる。この場合において、市町村は、厚生省令で

定めるところにより、当該通知に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに同条第六項各号に掲げる事項を記載し、これを返付するものとする。

(住所移動後の要介護認定及び要支援認定)

第三十六条 市町村は、他の市町村による要介護認定又は要支援認定を受けている者が当該市町村の行う介護保険の被保険者となった場合において、当該被保険者が、その資格を取得した日から十四日以内に、当該他の市町村から交付された当該要介護認定又は要支援認定に係る事項を証明する書面を添えて、要介護認定又は要支援認定の申請をしたときは、第二十七条第七項及び第十項前段又は第三十二条第三項及び第六項前段の規定にかかわらず、認定審査会の審査及び判定を経ることなく、当該書面に記載されている事項に即して、要介護認定又は要支援認定をすることができずる。

(介護給付等対象サービスの種類の指定)

第三十七条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第二十九条第二項において準用する第二十七条第十項若しくは第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定又は要支援更新認定(以下この項において単に「認定」という。)をするに当たっては、第二十七条第八項第一号(第二十八条第四項、第二十九条第二項及び第三十条第二項において準用する場合を含む。の)又は第三十二条第四項第一号(第三十三条第四項において準用する場合を含む。の)に掲げる事項に係る認定審査会の意見に基づき、当該認定に係る被保険者が受けることができる居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護

サービス費に係る居宅サービス若しくは施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス又は居宅支援サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービスの種類を指定することができる。この場合において、市町村は、当該被保険者の被保険者証に、第二十七条第十項後段(第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項後段若しくは第三十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段(第三十三条第四項において準用する場合を含む。、第三十三条第五項若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の規定による記載に併せて、当該指定に係る居宅サービス又は施設サービスの種類を記載するものとする。

2 前項前段の規定による指定を受けた被保険者は、当該指定に係る居宅サービス又は施設サービスの種類の変更の申請をすることができる。

3 前項の申請は、厚生省令で定めるところにより、被保険者証を添付して行うものとする。

4 市町村は、第二項の申請があった場合において、厚生省令で定めるところにより、認定審査会の意見を聴き、必要があると認めるときは、当該指定に係る居宅サービス又は施設サービスの種類の変更をすることができる。

5 市町村は、前項の規定により第二項の申請に係る被保険者について第一項前段の規定による指定に係る居宅サービス又は施設サービスの種類を変更したときは、その結果を当該被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証に変更後の居宅サービス又は施設サービスの種類を記載し、これを返付するものとする。

(都道府県の援助等)

第三十八条 都道府県は、市町村が行う第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定による業務に關し、その設置する福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に關する事務所をいう。又は保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。

2 地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村の委託を受けて審査判定業務(第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定により認定審査会が行う業務をいう。以下同じ。)を行う都道府県に、当該審査判定業務を行わせるため、都道府県介護認定審査会を置く。

3 第十五条及び第十七条の規定は、前項の都道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第十五条中「市町村長(特別区にあっては、区長)」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

4 審査判定業務を都道府県に委託した市町村については第二十七条(第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。)、第三十条、第三十二条第三十三条第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。及び第三十五条から前条までの規定を適用する場合においては、これらの規定中「認定審査会」とあるのは、「都道府県介護認定審査会」とする。

(厚生省令への委任)

第三十九条 この節に定めるもののほか、要介護認定及び要支援認定の申請その他の手続に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三節 介護給付

(介護給付の種類)

第四十条 介護給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 居宅介護サービス費の支給
- 二 特例居宅介護サービス費の支給
- 三 居宅介護福祉用具購入費の支給
- 四 居宅介護住宅改修費の支給
- 五 居宅介護サービス計画費の支給
- 六 特例居宅介護サービス計画費の支給
- 七 施設介護サービス費の支給
- 八 特例施設介護サービス費の支給
- 九 高額介護サービス費の支給

(居宅介護サービス費の支給)

第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。))から当該指定に係る居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。))を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に要した費用については、日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。))について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定

に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

2 居宅介護サービス費は、厚生省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 指定居宅サービスを受けようとする居宅要介護被保険者は、厚生省令で定めるところにより、自己の選定する指定居宅サービス事業者について、被保険者証を提示して、当該指定居宅サービスを受けるものとする。

4 居宅介護サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用(通所介護及び通所リハビリテーションに要する費用については、日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。))の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えないときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。))の百分の九十に相当する額
- 二 短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護 これらの居宅サービスの種類ごと

に、要介護状態区分、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用(日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く)の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする)の百分の九十に相当する額

5 厚生大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

6 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスを受けたとき(当該居宅要介護被保険者が第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援の対象となつている場合その他の厚生省令で定める場合に限る)は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービス事業者を支払うべき当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅サービス事業者を支払うことができる。

7 前項の規定による支払があつたときは、居宅要介護被保険者に対し居宅介護サービス費の支給があつたものとみなす。

8 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につ

き、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

9 市町村は、指定居宅サービス事業者から居宅介護サービス費の請求があつたときは、第四項各号の厚生大臣が定める基準及び第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準(指定居宅サービスの取扱いに関する部分に限る)に照らして審査した上、支払うものとする。

10 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

11 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村の同意を得て、厚生省令で定めるところにより、当該委託を受けた支払に関する事務の一部を、営利を目的としない法人であつて厚生省令で定める要件に該当するものに委託することができる。

12 前各項に規定するもののほか、居宅介護サービス費の支給及び指定居宅サービス事業者の居宅介護サービス費の請求に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(特例居宅介護サービス費の支給)

第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。

一 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサ

ビス(指定居宅サービスの事業に係る第七十四条第一項の厚生省令で定める基準及び同項の厚生省令で定める員数並びに同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、厚生省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び第五十条第一項において基準該当居宅サービスという)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

四 その他政令で定めるとき。

2 特例居宅介護サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて前条第四項各号の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く)の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする)の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

する額を基準として、市町村が定める。

(居宅介護サービス費等に係る支給限度額)

第四十三条 居宅要介護被保険者が居宅サービス区分(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ)について、その種類ごとの相互の代替性の有無等を勘案して厚生大臣が定める二以上の種類からなる区分をいう。以下同じ)ごとに月を単位として厚生省令で定める期間において受けた一の居宅サービス区分に係る居宅サービスにつき支給する居宅介護サービス費の額の総額及び特例居宅介護サービス費の額の総額の合計額は、居宅介護サービス費区分支給限度基準額を基礎として、厚生省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。

2 前項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額は、居宅サービス区分ごとに、同項に規定する厚生省令で定める期間における当該居宅サービス区分に係る居宅サービスの要介護状態区分に応じた標準的な利用の態様、当該居宅サービスに係る第四十一条第四項各号の厚生大臣が定める基準等を勘案して厚生大臣が定める額とする。

3 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第一項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護サービス費区分支給限度基準額とすることができ。

4 市町村は、居宅要介護被保険者が居宅サービスの種類(居宅サービス区分に含まれるものであつて厚生大臣が定めるものに限る。次項にお

いて同じ。)ことに月を単位として厚生省令で定める期間において受けた一の種類の居宅サービスにつき支給する居宅介護サービス費の額の総額及び特別居宅介護サービス費の額の総額の合計額について、居宅介護サービス費種類支給限度基準額を基礎として、厚生省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができないこととする。ことができる。

5 前項の居宅介護サービス費種類支給限度基準額は、居宅サービスの種類ごとに、同項に規定する厚生省令で定める期間における当該居宅サービスの要介護状態区分に応じた標準的な利用の態様、当該居宅サービスに係る第四十一条第四項各号の厚生大臣が定める基準等を勘案し、当該居宅サービスを含む居宅サービス区分に係る第一項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額(第三項の規定に基づき条例を定めている市町村においては、当該条例による措置が講ぜられた額とする。)の範囲内において、市町村が条例で定める額とする。

6 厚生大臣は、第一項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

7 居宅介護サービス費又は特別居宅介護サービス費を支給することにより第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合又は第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護サービス費又は特別居宅介護サービス費の額は、第四十一条第四項

各号又は前条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

(居宅介護福祉用具購入費の支給)

第四十四条 市町村は、居宅要介護被保険者が、入浴又は排泄の用に供する福祉用具その他の厚生大臣が定める福祉用具(以下「特定福祉用具」という。)を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。

2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 居宅介護福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

4 居宅要介護被保険者が月を単位として厚生省令で定める期間において購入した特定福祉用具につき支給する居宅介護福祉用具購入費の額の総額は、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。

5 前項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生省令で定める期間における特定福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生大臣が定める額とする。

6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額とすることができる。

7 厚生大臣は、第四項の居宅介護福祉用具購入

費支給限度基準額を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

8 居宅介護福祉用具購入費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護福祉用具購入費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

(居宅介護住宅改修費の支給)

第四十五条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。

2 居宅介護住宅改修費は、厚生省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 居宅介護住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

4 居宅要介護被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する居宅介護住宅改修費の額の総額は、居宅介護住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。

5 前項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生大臣が定める額とする。

6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅介護住宅改

修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護住宅改修費支給限度基準額とすることができる。

7 厚生大臣は、第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

8 居宅介護住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅介護住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

(居宅介護サービス計画費の支給)

第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

2 居宅介護サービス計画費の額は、指定居宅介護支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される指定居宅介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護支援に要した費用の額とする。)とする。

3 厚生大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 居宅要介護被保険者が指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けたとき(当該居宅要介護被保険者が、厚生省令で定めるところにより、当該指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。)は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅介護支援事業者を支払うべき当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅介護支援事業者を支払うことができる。 5 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護被保険者に対し居宅介護サービス計画費の支給があったものとみなす。	(特例居宅介護サービス計画費の支給) 第四十七条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。 一 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス(指定居宅介護支援の事業に係る第八十一条第一項の厚生省令で定める員数及び同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、厚生省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び第五十九条第一項において「基準該当居宅介護支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。 二 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 三 その他政令で定めるとき。 2 特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて前条第二項の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)を基準として、市町村が定める。	6 市町村は、指定居宅介護支援事業者から居宅介護サービス計画費の請求があつたときは、第二項の厚生大臣が定める基準及び第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準(指定居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査した上、支払うものとする。 7 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は、居宅介護サービス計画費の支給について、同条第八項の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的統替えは、政令で定める。 8 前各項に規定するもののほか、居宅介護サービス計画費の支給及び指定居宅介護支援事業者の居宅介護サービス計画費の請求に關して必要な事項は、厚生省令で定める。	(施設介護サービス費の支給) 第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(以下「指定施設サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用(日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。 一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設(以下「指定介護老人福祉施設」という。)により行われる介護福祉施設サービス(以下「指定介護福祉施設サービス」という。) 二 介護保健施設サービス 三 都道府県知事が指定する介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。) 「指定介護療養型医療施設サービス(以下「指定介護療養施設サービス」という。) 2 施設介護サービス費の額は、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。 一 施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該施設サービスの種類に係る指定施設サービス等を行う介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該指定施設サービス等(食事の提供を除く。)に要する平均的な費用(日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。) 二 前号の介護保険施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。) 三 前号の状況その他の事情を斟酌して厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額とする。以下「標準負担額」という。)を控除した額 3 厚生大臣は、標準負担額を定めた後に食費の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。 4 厚生大臣は、第二項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。 5 要介護被保険者が、介護保険施設から指定施設サービス等を受けたときは、市町村は、当該要介護被保険者が当該介護保険施設に支払うべき当該指定施設サービス等に要した費用について、施設介護サービス費として当該要介護被保険者に支給すべき額の限度において、当該要介護被保険者に代わり、当該介護保険施設に支払うことができる。 6 前項の規定による支払があつたときは、要介護被保険者に対し施設介護サービス費の支給があつたものとみなす。 7 市町村は、介護保険施設から施設介護サービス	した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額 二 前号の介護保険施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。) 三 前号の状況その他の事情を斟酌して厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額とする。以下「標準負担額」という。)を控除した額 3 厚生大臣は、標準負担額を定めた後に食費の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。 4 厚生大臣は、第二項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。 5 要介護被保険者が、介護保険施設から指定施設サービス等を受けたときは、市町村は、当該要介護被保険者が当該介護保険施設に支払うべき当該指定施設サービス等に要した費用について、施設介護サービス費として当該要介護被保険者に支給すべき額の限度において、当該要介護被保険者に代わり、当該介護保険施設に支払うことができる。 6 前項の規定による支払があつたときは、要介護被保険者に対し施設介護サービス費の支給があつたものとみなす。 7 市町村は、介護保険施設から施設介護サービス
--	--	--	--	--

ス費の請求があったときは、第二項各号の厚生大臣が定める基準及び第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準(指定介護福祉施設サービスの取扱いに關する部分に限る。)、第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(介護保健施設サービスの取扱いに關する部分に限る。)(又は第九十条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に關する基準(指定介護療養施設サービスの取扱いに關する部分に限る。))に照らして審査した上、支払うものとする。

8 第四十一条第二項、第三項、第十項及び第十一項の規定は、施設介護サービス費の支給について、同条第八項の規定は、介護保険施設について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 前各項に規定するもののほか、施設介護サービス費の支給及び介護保険施設の施設介護サービス費の請求に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

(特例施設介護サービス費の支給)

第四十九条 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給する。

- 一 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 その他政令で定めるとき。

2 特例施設介護サービス費の額は、当該施設

サービス(食事の提供を除く。)について前条第二項第一号の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該施設サービスに要した費用(日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。)(の百分の九十に相当する額及び当該食事の提供について同項第二号の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。))から標準負担額を控除した額を基準として、市町村が定める。

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第五十条 市町村が、災害その他の厚生省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)(若しくは施設サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

- 一 居宅介護サービス費の支給 第四十一条第四項第一号及び第二号並びに第四十三条第一項、第四項及び第七項
- 二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第二項並びに第四十三条第一項、第四項及び第七項
- 三 施設介護サービス費の支給 第四十八条第

- 二項第一号
- 四 特例施設介護サービス費の支給 第四十九条第二項
- 五 居宅介護福祉用具購入費の支給 第四十四条第三項、第四項及び第八項
- 六 居宅介護住宅改修費の支給 第四十五条第三項、第四項及び第八項

第五十一条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)(又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。

2 前項に規定するもののほか、高額介護サービス費の支給要件、支給額その他高額介護サービス費の支給に關して必要な事項は、居宅サービス又は施設サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

第四節 予防給付

(予防給付の種類)

第五十二条 予防給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 居宅支援サービス費の支給
- 二 特例居宅支援サービス費の支給
- 三 居宅支援福祉用具購入費の支給
- 四 居宅支援住宅改修費の支給

- 五 居宅支援サービス計画費の支給
- 六 特例居宅支援サービス計画費の支給
- 七 高額居宅支援サービス費の支給

(居宅支援サービス費の支給)

第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において日常生活を営むもの(以下「居宅要支援被保険者」という。)(が、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス(痴呆対応型共同生活介護を除く。以下この節において同じ。))を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護に要した費用については、日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。次項において同じ。))について、居宅支援サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。

2 居宅支援サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平

均的な費用(通所介護及び通所リハビリテーションに要する費用については、日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額

二 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅サービスに要する平均的な費用(日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額

三 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

四 その他政令で定めるとき。

2 特例居宅支援サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて前条第二項各号の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用として厚生省令で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)

3 厚生大臣は、前項各号の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 第四十一条第二項、第三項、第六項、第七項及び第九項から第十二項までの規定は、居宅支援サービス費の支給について、同条第八項の規定は、指定居宅サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的調整は、政令で定める。

(特例居宅支援サービス費の支給)
第五十四条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例居宅支援サービス費を支給する。

一 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 居宅要支援被保険者が、基準該当居宅サービス(痴呆対応型共同生活介護に相当するものを除く。次号において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

四 その他政令で定めるとき。

の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

(居宅支援サービス費等に係る支給限度額)
第五十五条 居宅要支援被保険者が居宅サービス区分ごとに月を単位として厚生省令で定める期間において受けた一の居宅サービス区分に係る居宅サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)につき支給する居宅支援サービス費の額の総額及び特例居宅支援サービス費の額の総額の合計額は、居宅支援サービス費区分支給限度基準額を基礎として、厚生省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができないこととする。

5 前項の居宅支援サービス費種類支給限度基準額は、居宅サービスの種類ごとに、同項に規定する厚生省令で定める期間における当該居宅サービスの標準的な利用の態様、当該居宅サービスに係る第五十三条第二項各号の厚生大臣が定める基準等を勘案し、当該居宅サービスを含む居宅サービス区分に係る第一項の居宅支援サービス費区分支給限度基準額(第三項の規定に基づき条例を定めている市町村にあつては、当該条例による措置が講ぜられた額とする。)の範囲内において、市町村が条例で定める額とする。

6 厚生大臣は、第一項の居宅支援サービス費区分支給限度基準額を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

7 居宅支援サービス費又は特例居宅支援サービス費を支給することにより第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合又は第四項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅支援サービス費又は特例居宅支援サービス費の額は、第五十三条第二項各号又は前条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

(居宅支援福祉用具購入費の支給)
第五十六条 市町村は、居宅要支援被保険者が、特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、居宅支援福祉用具購入費を支給する。

2 居宅支援福祉用具購入費は、厚生省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限る。支給するものとする。

3 居宅支援福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

4 居宅要支援被保険者が月を単位として厚生省令で定める期間において購入した特定福祉用具につき支給する居宅支援福祉用具購入費の額の総額は、居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額を基礎として、厚生省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えない。

5 前項の居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額は、同項に規定する厚生省令で定める期間における特定福祉用具の購入に通常要する費用を勘案して厚生大臣が定める額とする。

6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額とすることができる。

7 厚生大臣は、第四項の居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

8 居宅支援福祉用具購入費を支給することにより

り第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅支援福祉用具購入費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

(居宅支援住宅改修費の支給)
第五十七条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、居宅支援住宅改修費を支給する。

2 居宅支援住宅改修費は、厚生省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限る。支給するものとする。

3 居宅支援住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

4 居宅要支援被保険者が行った一の種類の住宅改修につき支給する居宅支援住宅改修費の額の総額は、居宅支援住宅改修費支給限度基準額を基礎として、厚生省令で定めるところにより算定した額の百分の九十に相当する額を超えることができない。

5 前項の居宅支援住宅改修費支給限度基準額は、住宅改修の種類ごとに、通常要する費用を勘案して厚生大臣が定める額とする。

6 市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第四項の居宅支援住宅改修費支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅支援住宅改修費支給限度基準額とすることができる。

7 厚生大臣は、第四項の居宅支援住宅改修費支給限度基準額を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

8 居宅支援住宅改修費を支給することにより第四項に規定する総額が同項に規定する百分の九十に相当する額を超える場合における当該居宅支援住宅改修費の額は、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより算定した額とする。

(居宅支援サービス計画費の支給)
第五十八条 市町村は、居宅要支援被保険者が、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅支援サービス計画費を支給する。

2 居宅支援サービス計画費の額は、指定居宅介護支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定居宅介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護支援に要した費用の額とする。)とする。

3 厚生大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 第四十六條第四項から第八項までの規定は、居宅支援サービス計画費の支給及び指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特例居宅支援サービス計画費の支給)
第五十九条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例居宅支援サービス計画費を支給する。

一 居宅要支援被保険者が、基準該当居宅介護支援を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて厚生大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

2 特例居宅支援サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて前条第二項の厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)を基準として、市町村が定める。

(居宅支援サービス費等の額の特例)
第六十条 市町村が、災害その他の厚生省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む)、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

官 報 (号 外)

一 居宅支援サービス費の支給 第五十三條第二項第一号及び第二号並びに第五十五條第一項、第四項及び第七項

二 特別居宅支援サービス費の支給 第五十四條第二項並びに第五十五條第一項、第四項及び第七項

三 居宅支援福祉用具購入費の支給 第五十六條第三項、第四項及び第八項

四 居宅支援住宅改修費の支給 第五十七條第三項、第四項及び第八項

(高額居宅支援サービス費の支給)

第六十一條 市町村は、居宅要介護被保険者が受けた居宅サービスにこれに相当するサービスを含む。)に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅支援サービス費及び特別居宅支援サービス費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該居宅要介護被保険者に対し、高額居宅支援サービス費を支給する。

2 前項に規定するもののほか、高額居宅支援サービス費の支給要件、支給額その他高額居宅支援サービス費の支給に關して必要な事項は、居宅サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

第五節 市町村特別給付

第六十二條 市町村は、要介護被保険者又は居宅要介護被保険者(以下「要介護被保険者等」という。)に対し、前二節の保険給付のほか、条例で定めるところにより、市町村特別給付を行うことができる。

第六節 保険給付の制限等

(保険給付の制限)

第六十三條 監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁された者については、その期間に係る介護給付等は、行わない。

第六十四條 市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用、居宅介護福祉用具購入費若しくは居宅支援福祉用具購入費に係る特定福祉用具の購入若しくは居宅介護住宅改修費若しくは居宅支援住宅改修費に係る住宅改修の実施に關する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

第六十五條 市町村は、介護給付等を受ける者が、正当な理由なしに、第二十三條の規定による求めに應ぜず、又は答弁を拒んだときは、介護給付等の全部又は一部を行わないことができる。

(保険料滞納者に係る支払方法の変更)

第六十六條 市町村は、保険料を滞納している第一号被保険者である要介護被保険者等(原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律(平成六年法律第七十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生省令で定める医療に關する給付を受けることができるものを除く。)が、当該保険料の納期限から厚生省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政

令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第四十一條第六項(第五十三條第四項において準用する場合を含む。)、第四十六條第四項(第五十八條第四項において準用する場合を含む。))及び第四十八條第五項の規定を適用しない旨の記載(以下この条及び次条第三項において「支払方法変更の記載」という。)をするものとする。

2 市町村は、前項に規定する厚生省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることが出来る。

3 市町村は、前二項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が滞納している保険料を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該支払方法変更の記載を消除するものとする。

4 第一項又は第二項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が、当該支払方法の変更の記載がなされている間に受けた指定居宅サービス、指定居宅介護支援及び指定施設サービス等に係る居宅介護サービス費の支給及び居宅支援サービス費の支給、居宅介護サービス計画費の支給及び居宅支援サービス計画費の支給並びに施設介護サービス費の支給については、第四十一條第六項(第五十三條第四項に

において準用する場合を含む。)、第四十六條第四項(第五十八條第四項において準用する場合を含む。))及び第四十八條第五項の規定は適用しない。

(保険給付の支払の一時差止)

第六十七條 市町村は、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差止めるものとする。

2 市町村は、前項に規定する厚生省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該支払方法変更の記載を消除するものとする。

3 市町村は、前条第一項又は第二項の規定により支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等であつて、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生省令で定めるところにより、あらかじめ、当該要介護被保険者等に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から

当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができる。

(医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止)

第六十八條 市町村は、保険給付を受けることができる第二号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金であつてその納期限又は払込期限までに納付しなかつたもの(以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。)がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第四十一條第六項(第五十三條第四項において準用する場合を含む。)、第四十六條第四項(第五十八條第四項において準用する場合を含む。)、第四十八條第五項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載(以下この条において「保険給付差止の記載」という。)をすることができ、

2 市町村は、前項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等が、未納医療保険料等を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該保険給付差止の記載を消除するものとする。

3 第六十六條第四項の規定は、第一項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等について準用する。

4 市町村は、第一項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等について、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

5 市町村は、要介護被保険者等についての保険給付差止の記載に關し必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者に対し、当該要介護被保険者等に係る医療保険各法の規定により徴収される保険料(地方税法の規定により徴収される国民健康保険税を含む。)又は掛金の納付状況その他厚生省令で定める事項について、厚生省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者に対し、情報の提供を求めることができる。(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)

第六十九條 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第二十九條第二項において準用する第二十七條第十項若しくは第三十條第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定又は要支援更新認定(以下この項において単に「認定」という。)をした場合において、当該認定に係る第一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間(当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。)があるときは、厚生省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、

当該認定に係る第二十七條第十項後段(第二十八條第四項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。)、第三十條第一項後段若しくは第三十五條第四項後段又は第三十二條第六項後段(第三十三條第四項において準用する場合を含む。)(若しくは第三十五條第二項後段若しくは第六項後段の規定による記載に併せて、介護給付等(居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、居宅支援サービス計画費の支給及び特例居宅支援サービス計画費の支給並びに高額介護サービス費の支給を除く。)の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間(市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に於て定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。)(の記載(以下この条において「給付額減額等の記載」という。))をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 市町村は、前項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等について、同項ただし書の政令で定める特別の事情があると認めるとき、又は給付額減額期間が経過したときは、当該給付額減額等の記載を消除するものとする。

間が経過するまでの間に利用した居宅サービス(これに相当するサービスを含む。次項において同じ。)(及び施設サービス、購入した特定福祉用具並びに行つた住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

- 一 居宅介護サービス費の支給 第四十一條第四項第一号及び第二号並びに第四十三條第一項、第四項及び第七項
- 二 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二條第二項並びに第四十三條第一項、第四項及び第七項
- 三 施設介護サービス費の支給 第四十八條第二項第一号
- 四 特例施設介護サービス費の支給 第四十九條第二項
- 五 居宅支援サービス費の支給 第五十三條第二項第一号及び第二号並びに第五十五條第一項、第四項及び第七項
- 六 特例居宅支援サービス費の支給 第五十四條第二項並びに第五十五條第一項、第四項及び第七項
- 七 居宅介護福祉用具購入費の支給 第四十四條第三項、第四項及び第八項
- 八 居宅支援福祉用具購入費の支給 第五十六條第三項、第四項及び第八項
- 九 居宅介護住宅改修費の支給 第四十五條第三項、第四項及び第八項
- 十 居宅支援住宅改修費の支給 第五十七條第三項、第四項及び第八項

4 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に受けた居宅サービス及び施設サービスに要する費用については、第五十一条第一項及び第六十一条第一項の規定は、適用しない。

第五章 事業者及び施設

第一節 指定居宅サービス事業者

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 第四十一条本文の指定は、厚生省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号(病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第二号又は第三号)のいずれかに該当するときは、第四十一条本文の指定をしてはならない。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の厚生省令で定める基準及び同項の厚生省令で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する

る基準に従つて適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

(指定居宅サービス事業者の特例)

第七十一条 病院、診療所又は薬局について、健康保険法第四十三条ノ三第一項の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定があつたとき(同条第六項の規定により同条第一項の指定があつたものとみなされたときを含む。)、又は同法第四十四条第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関の承認があつたときは、その指定又は承認の時に、当該病院、診療所又は薬局の開設者について、当該病院、診療所又は薬局により行われる居宅サービス(病院又は診療所にあつては居宅療養管理指導その他厚生省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあつては居宅療養管理指導に限る。)に係る第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条本文の指定は、当該指定に係る病院、診療所又は薬局について、健康保険法第四十三条ノ二の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定の取消し又は同法第四十四条第十二項において準用する同法第四十三条ノ二の規定による特定承認保険医療機関の承認の取消しがあつたときは、その効力を失う。

第七十二条 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設について、第九十四条第一項の許可又は第四十八条第一項第三号の指定があつたとき

は、その許可又は指定の時に、当該介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の開設者について、当該介護老人保健施設又は介護療養型医療施設により行われる居宅サービス(短期入所療養介護その他厚生省令で定める居宅サービスの種類に限る。)に係る第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の開設者が、厚生省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設又は介護療養型医療施設について、第百四条第一項の規定による許可の取消し又は第百十四条第一項の規定による指定の取消しがあつたときは、その効力を失う。

(指定居宅サービスの事業の基準)

第七十三条 指定居宅サービス事業者は、次条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者等の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、第二十七条第十項第二号(第二十八條第四項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三十二条第六項

二号(第三十三條第四項において準用する場合を含む。)に掲げる意見又は第三十条第一項後段に規定する意見(以下「認定審査会意見」という。)が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定居宅サービスを提供するように努めなければならない。

第七十四条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生省令で定める基準に従い厚生省令で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

3 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(変更の届出等)

第七十五条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定居宅サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第七十六条 都道府県知事は、居宅介護サービス費の支給又は居宅支援サービス費の支給に關して必要があると認めるときは、指定居宅サービ

ス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業員であつた者以下この項において「指定居宅サービス事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業員若しくは指定居宅サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。(指定の取消し)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消すことができる。

一 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第七十四条第一項の厚生省令で定める基準又は同項の厚生省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

二 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなつたとき。

三 居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関し不正があつたとき。

四 指定居宅サービス事業者が、前条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、前条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

六 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前項第二号又は第三号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知することができる。(公示)

第七十八条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十一条第一項本文の指定をしたとき。

二 第七十五条の規定による届出(同条の厚生省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。

三 前条第一項の規定により第四十一条第一項本文の指定を取り消したとき。

第二節 指定居宅介護支援事業者(指定居宅介護支援事業者の指定)

第七十九条 第四十六条第一項の指定は、厚生省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)に行つう。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するとき、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の介護支援専門員(要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であつて、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生省令で定める者をいう。以下同じ。)の人員が、第八十一条第一項の厚生省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

(指定居宅介護支援の事業の基準)
第八十条 指定居宅介護支援事業者は、次条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従い、要介護者等の心身の状況等

に於いて適切な指定居宅介護支援を提供するとともに、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅介護支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定居宅介護支援を提供するよう努めなければならない。

第八十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生省令で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

3 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(変更の届出等)

第八十二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第八十三條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定居宅介護支援事業者」とする)の項において「指定居宅介護支援事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四條第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同條第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。(指定の取消)

第八十四條 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六條第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第八十一條第一項の厚生省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

二 指定居宅介護支援事業者が、第八十一條第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に關する基準に従つて適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

三 第二十七條第二項後段(第二十八條第四

項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項及び第三十二條第二項(第三十三條第四項及び第三十四條第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。次項、第九十二條、第四百四條及び第四百四條において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

四 居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の請求に關し不正があつたとき。

五 指定居宅介護支援事業者が、前條第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提出を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、前條第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により第四十六條第一項の指定を受けたとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第二十七條第二項後段の規定により委託した調査を行った指定居宅介護支援事業者について、前項第二号から第四号までのいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知することができ。

(公示)

第八十五條 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十六條第一項の指定をしたとき。

二 第八十二條の規定による届出(同條の厚生省令で定める事項の変更並びに同條に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。

三 前條第一項の規定により第四十六條第一項の指定を取り消したとき。

第三節 介護保険施設

第一款 指定介護老人福祉施設

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六條 第四十八條第一項第一号の指定は、厚生省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームであつて、その開設者の申請があつたものについて行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八條第一項第一号の指定をしてはならない。

一 第八十八條第一項に規定する人員を有しないとき。

二 第八十八條第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に關する基準に従つて適正な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき。

(指定介護老人福祉施設の基準)

第八十七條 指定介護老人福祉施設の開設者は、次條第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に關する基準に従い、要介護者の

心身の状況等に応じて適切な指定介護福祉施設サービスを提供するとともに、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護福祉施設サービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

第八十八條 指定介護老人福祉施設は、厚生省令で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に關する基準は、厚生大臣が定める。

3 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に關する基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(変更の届出)

第八十九條 指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生省令で定める事項に変更があつたときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第九十条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者若しくは開設者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(指定の辞退)

第九十一条 指定介護老人福祉施設は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(指定の取消し)

第九十二条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護老人福祉施設に係る第四十八条第一項第一号の指定を取り消すことができる。

一 指定介護老人福祉施設が、その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について、第八十八条第一項の厚生省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

二 指定介護老人福祉施設が、第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び

び運営に関する基準に従つて適正な指定介護老人福祉施設の運営をすることができなくなつたとき。

三 第二十七条第二項後段の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

四 施設介護サービス費の請求に関し不正があつたとき。

五 指定介護老人福祉施設が、第九十条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定介護老人福祉施設の開設者又はその長若しくは従業者が、第九十条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定介護老人福祉施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護老人福祉施設の開設者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定介護老人福祉施設の開設者が、不正の手段により第四十八条第一項第一号の指定を受けたとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定介護福祉施設サービス又は第二十七条第二項後段の規定により委託した調査を行った指定介護老人福祉施設について、前項第二号から第四号までのいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(公示)

第九十三条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十八条第一項第一号の指定をしたとき。

二 第九十一条の規定による第四十八条第一項第一号の指定の辞退があつたとき。

三 前条第一項の規定により第四十八条第一項第一号の指定を取り消したとき。

第二款 介護老人保健施設
(開設許可)

第九十四条 介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 介護老人保健施設を開設した者(以下「介護老人保健施設の開設者」という。)が、当該介護老人保健施設の入所定員その他厚生省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号(前項の申請にあつては、第二号又は第三号)のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えないことができる。

一 当該介護老人保健施設を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣が定める者でないとき。

二 当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する施設又は同条第二項に規定する人員を有しないとき。

三 第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従つて適

正な介護老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。

4 都道府県知事は、営利を目的として、介護老人保健施設を開設しようとする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。

5 都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可(入所定員の増加に係るものに限る。以下この項において同じ。)の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域(第九十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における介護老人保健施設の入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護老人保健施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは入所定員の増加によってこれを超えることになるか、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき、第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。

(介護老人保健施設の管理)

第九十五条 介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護老人保健施設を管理させることができる。

(介護老人保健施設の基準)

第九十六条 介護老人保健施設の開設者は、次条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び

運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な介護保健施設サービスを提供するとともに、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に介護保健施設サービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、介護保健施設サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。

第九十七条 介護老人保健施設は、厚生省令で定めるところにより、療養室、診察室、機能訓練室、談話室その他厚生省令で定める施設を有しなければならない。

2 介護老人保健施設は、厚生省令で定める員数の医師、看護婦、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

4 厚生大臣は、第一項及び第二項の厚生省令を定めようとするとき、並びに前項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(広告制限)

第九十八条 介護老人保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次

に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
二 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護婦の氏名
三 前二号に掲げる事項のほか、厚生大臣の定める事項

四 その他都道府県知事の許可を受けた事項
2 厚生大臣は、前項第三号に掲げる事項の広告の方法について、厚生省令で定めるところにより、必要な定めをすることができる。

(変更の届出)

第九十九条 介護老人保健施設の開設者は、第九十四条第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該介護老人保健施設の開設者の住所その他の厚生省令で定める事項に変更があったときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第一百条 厚生大臣、都道府県知事、地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五十一条の規定に基づく政令で定める市(第三項及び第五十五条において「保健所を設置する市」という。)の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設を管理する者(以下「介護老人保健施設の管理者」という。)若しくは医師その他の従業者(以下「介護老人保健施設の開設者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護老人保健施設の

開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、介護老人保健施設の開設者等に対して質問させ、若しくは介護老人保健施設に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

3 第一項の規定により、介護老人保健施設の開設者等に対し報告若しくは提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に介護老人保健施設の開設者等に対し質問させ、若しくは介護老人保健施設に立入検査をさせた保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、当該介護老人保健施設につき次条、第二百一条、第二百三条第一項又は第二百四条第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(設備の使用制限等)

第二百一条 都道府県知事は、介護老人保健施設が、第九十七条第一項に規定する施設を有しなくなったとき、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(設備に関する部分に限る。)に適合しなくなったときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(変更命令)

第二百二条 都道府県知事は、介護老人保健施設の

管理者が介護老人保健施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、介護老人保健施設の管理者の変更を命ずることができる。

(業務運営の改善命令等)

第二百三条 都道府県知事は、介護老人保健施設が、第九十七条第二項に規定する人員を有しなくなったとき、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(運営に関する部分に限る。次項において同じ。)に適合しなくなったときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、その運営の改善を命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

2 市町村は、保険給付に係る介護保健施設サービスを行った介護老人保健施設について、第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に適合しなくなったと認めるときは、その旨を当該介護老人保健施設の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(許可の取消し)

第二百四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の許可を取り消すことができる。

一 介護老人保健施設の開設者が、第九十四条第一項の許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。
二 介護老人保健施設の開設者が前二条の規定による命令に違反したとき。

三 介護老人保健施設の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があったとき。

四 第二十七条第二項後段の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

五 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

六 介護老人保健施設の開設者等が、第百条第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 介護老人保健施設の開設者等が、第百条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該介護老人保健施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該介護老人保健施設の開設者又は当該介護老人保健施設の管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

2 市町村は、第二十七条第二項後段の規定により委託した調査又は保険給付に係る介護保健施設サービスを行った介護老人保健施設について、前項第四号又は第五号に該当すると認めるときは、その旨を当該介護老人保健施設の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(医療法の準用)

第百五条 医療法第九条の規定は、介護老人保健施設の開設者について、同法第十五条第一項の規定は、介護老人保健施設の管理者について、同法第三十条の規定は、第百一条から前条まで

の規定に基づく処分について、同法第七十一条の三の規定は、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が第百条第一項の規定により行う処分に対する不服申立てについて準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(医療法との関係等)

第百六条 介護老人保健施設は、医療法という病院又は診療所ではない。ただし、医療法及びこれに基づく命令以外の法令の規定(健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く。)において「病院又は診療所」とあるのは、介護老人保健施設(政令で定める法令の規定にあつては、政令で定めるものを除く。)を含むものとする。

第三款 指定介護療養型医療施設
(指定介護療養型医療施設の指定)

第百七条 第四十八条第一項第三号の指定は、厚生省令で定めるところにより、療養型病床群等を有する病院であつて、その開設者の申請があつたものについて行う。

2 前項の申請は、第四十八条第一項第三号の指定に係る療養型病床群等の入所定員を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該病院が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第三号の指定をしてはならない。

一 第百十条第一項に規定する人員を有しないとき。

二 第百十条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つ

て適正な介護療養型医療施設の運営をするこ
とができないと認められるとき。

4 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域(第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における指定介護療養型医療施設の療養型病床群に係る入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の指定介護療養型医療施設の療養型病床群に係る必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十八条第一項第三号の指定をしないことができる。

(指定の変更)

第百八条 指定介護療養型医療施設の開設者は、第四十八条第一項第三号の指定に係る療養型病床群等の入所定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生省令で定めるところにより、当該指定介護療養型医療施設に係る同号の指定の変更を申請することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「指定をしない」とあるのは、「指定の変更を拒む」と読み替えるものとする。

(指定介護療養型医療施設の基準)

第百九条 指定介護療養型医療施設の開設者は、次条第二項に規定する指定介護療養型医療施設

の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定介護療養施設サービスを提供するとともに、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護療養施設サービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

第百十条 指定介護療養型医療施設は、厚生省令で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護療養施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

3 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(変更の届出)

第百十一条 指定介護療養型医療施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生省令で定める事項に変更があつたときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

官 報 (号 外)

(報告等)

第百十二条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者若しくは開設者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護療養型医療施設について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。(指定の辞退)

第百十三条 指定介護療養型医療施設は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(指定の取消し)

第百十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護療養型医療施設に係る第四十八条第一項第三号の指定を取り消すことができる。

一 指定介護療養型医療施設が、その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について、第百十条第一項の厚生省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

二 指定介護療養型医療施設が、第百十条第二

項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をすることができなくなったとき。

三 第二十七条第二項後段の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

四 施設介護サービス費の請求に関し不正があつたとき。

五 指定介護療養型医療施設が、第百十二条第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定介護療養型医療施設の開設者又は管理者、医師その他の従業者が、第百十二条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定介護療養型医療施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護療養型医療施設の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定介護療養型医療施設の開設者が、不正の手段により第四十八条第一項第三号の指定を受けたとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定介護療養施設サービス又は第二十七条第二項後段の規定により委託した調査を行った指定介護療養型医療施設について、前項第二号から第四号までのいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該

指定介護療養型医療施設の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(公示)

第百十五条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十八条第一項第三号の指定をしたとき。

二 第百十三条の規定による第四十八条第一項第三号の指定の辞退があつたとき。

三 前条第一項の規定により第四十八条第一項第三号の指定を取り消したとき。

第六章 介護保険事業計画

(基本指針)

第百十六条 厚生大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参考すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、自治大臣そ

の他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

二 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策

三 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

四 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条

の十八に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならぬ。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県介護保険事業支援計画)
第百十八条 都道府県は、基本指針に即して、三年ごとに、五年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護保険施設の種類の必要人員定員総数(指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養型病床群等に係る必要人員定員総数)その他の介護給付等対象サービスの量の見込み
二 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項
三 介護支援専門員その他の介護給付等対象

サービスに従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項

3 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十条の九に規定する都道府県老人福祉計画、老人保健法第四十六条の九に規定する都道府県老人保健計画、医療法第三十条の三に規定する医療計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

4 都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第百十九条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村介護保険事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることが出来る。

2 厚生大臣は、都道府県に対し、都道府県介護保険事業支援計画の作成の手法その他都道府県介護保険事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることが出来る。

(国の援助)

第百二十条 国は、市町村又は都道府県が、市町村介護保険事業計画又は都道府県介護保険事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要

な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第七章 費用等

第一節 費用の負担

(国の負担)

第百二十一条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額の百分の二十に相当する額を負担する。

2 第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づき条例を定めている市町村に対する前項の規定の適用については、同項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額は、当該条例による措置が講ぜられないものとして、政令で定めるところにより算定した当該介護給付及び予防給付に要する費用の額に相当する額とする。

(調整交付金)
第百二十二条 国は、介護保険の財政の調整を行うため、第一号被保険者の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。

2 前項の規定による調整交付金の総額は、各市町村の前条第一項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額(同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額。次項において同じ。)の総額の百分の五に相当する額とする。

3 毎年度分として交付すべき調整交付金の総額は、当該年度における各市町村の前条第一項に

規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額の見込額の総額の百分の五に相当する額に当該年度の前年度以前の年度における調整交付金で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付した額を当該見込額の総額の百分の五に相当する額から減額した額とする。

(都道府県の負担)
第百二十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額の百分の十一・五に相当する額を負担する。

2 第百二十一条第二項の規定は、前項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額について準用する。

(市町村の一般会計における負担)
第百二十四条 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護給付及び予防給付に要する費用の額の百分の十一・五に相当する額を負担する。

2 第百二十一条第二項の規定は、前項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額について準用する。

(介護給付費交付金)
第百二十五条 市町村の介護保険に関する特別会計において負担する費用のうち、介護給付及び予防給付に要する費用の額に第二号被保険者負担率を乗じて得た額(以下この章において「医療保険納付対象額」という。)については、政令で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」とい

う。)が市町村に対して交付する介護給付費交付金をもって充てる。

2 前項の第二号被保険者負担率は、すべての市町村に係る被保険者の見込数の総数に対するすべての市町村に係る第二号被保険者の見込数の総数の割合に二分の一を乗じて得た率を基準として設定するものとし、三年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

3 第三十一条第二項の規定は、第一項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額について準用する。

4 第一項の介護給付費交付金は、第五十条第一項の規定により支払基金が徴収する納付金をもって充てる。

(事務費の交付)

第二百二十六条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護保険の事務の執行に要する費用(第二十七条から第三十七条までの規定により市町村が行う要介護認定又は要支援認定に係る事務の処理に必要な費用(地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により審査判定業務を都道府県に委託している場合にあつては、当該委託に係る費用を含む。)その他の政令で定める費用に限る。)の二分の一に相当する額を交付する。

(国の補助)

第二百二十七条 国は、第二百一十一条及び第二百一十二条に規定するもののほか、予算の範囲内において、介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる。

(都道府県の補助)

第二百二十八条 都道府県は、第二百一十三条に規定

するもののほか、介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる。

(保険料)

第二百二十九条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第四百七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見直し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 市町村は、第一項の規定にかかわらず、第二号被保険者からは保険料を徴収しない。

(賦課期日)

第二百三十条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

(保険料の徴収の方法)

第二百三十一条 第二百二十九条の保険料の徴収については、第二百三十五条の規定により特別徴収(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保

険法(昭和二十九年法律第十五号)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法若しくは農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びその他これらの年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの(以下「老齢退職年金給付」という。)の支払をする者(以下「年金保険者」という。)に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。の方法による場合を除くほか、普通徴収(市町村が、保険料を課せられた第一号被保険者又は当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該第一号被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に対し、地方自治法第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。以下同じ。)の方法によらなければならない。

(普通徴収に係る保険料の納付義務)

第二百三十二条 第一号被保険者は、市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合においては、当該保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、市町村が当該世帯に属する第一号被保険者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、市町村が第一号被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によって徴収

しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第二百三十三条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、当該市町村の条例で定める。(年金保険者の市町村に対する通知)

第二百三十四条 年金保険者は、毎年厚生省令で定める期日までに、当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齢退職年金給付の支払を受けている者であつて六十五歳以上のもの(次に掲げるものを除く。)の氏名、住所その他厚生省令で定める事項を、その者が同日現在において住所を有する市町村(第十三条第一項又は第二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護保険の第一号被保険者であるときは、当該他の市町村とする。)に通知しなければならない。

一 当該年の六月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢退職年金給付の額の総額が、当該年の四月一日の現況において政令で定める額未満である者

二 当該老齢退職年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供していることその他の厚生省令で定める特別の事情を有する者

2 年金保険者(社会保険庁長官及び地方公務員共済組合を除く。)は、前項の規定による通知を行う場合においては、社会保険庁長官の同意を得て、当該年金保険者が行う当該通知の全部を社会保険庁長官を経由して行うことができる。

3 前二項の場合においては、社会保険庁長官は、都道府県知事を経由して通知又は送付を行うものとする。

4 地方公務員共済組合は、第一項の規定による通知を行う場合においては、地方公務員共済組合連合会を経由して行うものとする。

5 社会保険庁長官は、第二項の同意をしたときは、当該同意に係る年金保険者(第百三十六条において「特定年金保険者」という。)を公示しなければならない。

(保険料の特別徴収)

第百三十五条 市町村は、前条第一項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者(災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。)に対して課する保険料の全部(厚生省令で定める場合にあつては、その一部)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該通知に係る第一号被保険者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないことと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2 市町村は、前項本文の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合においては、同項本文に規定する第一号被保険者(以下「特別徴収対象被保険者」という。)について、当該特別徴収対象被保険者に係る年金保険料を徴収せなければならぬ。

3 市町村は、同一の特別徴収対象被保険者について前条第一項の規定による通知に係る老齢退職年金給付(以下「特別徴収対象年金給付」という。)が二以上ある場合においては、これらの特

別徴収対象年金給付に老齢基礎年金が含まれるときは当該老齢基礎年金について、老齢基礎年金が含まれないときは政令で定めるところにより一の特別徴収対象年金給付について保険料を徴収させるものとする。

(特別徴収額の通知等)

第百三十六条 市町村は、前条の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合においては、特別徴収対象被保険者に係る保険料を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険料額その他厚生省令で定める事項を、特別徴収義務者及び特別徴収対象被保険者に通知しなければならない。

2 前項の支払回数割保険料額は、厚生省令で定めるところにより、当該特別徴収対象被保険者につき、特別徴収の方法によって徴収する保険料額(以下「特別徴収対象保険料額」という。)から、第百四十条第一項及び第二項の規定により当該年度の四月一日から九月三十日までの間に徴収される保険料額の合計額を控除して得た額を、当該年度の十月一日から翌年三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

3 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(社会保険庁長官及び特定年金保険者並びに地方公務員共済組合に係るものを除く。)は、当該年度の初日の属する年の八月三十一日までにしなければならない。

4 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(社会保険庁長官に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日まで

に、都道府県知事を経由してしなければならない。

5 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(特定年金保険者に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日まで、都道府県知事を経由してしなければならない。

6 前項に規定する都道府県知事は、社会保険庁長官を経由して特定年金保険者に送付を行うものとする。

7 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知(地方公務員共済組合に係るものに限る。)は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、地方公務員共済組合連合会を経由してしなければならない。

(特別徴収の方法によって徴収した保険料額の納入の義務等)

第百三十七条 特別徴収義務者は、前条第一項の規定による通知を受けた場合においては、同項に規定する支払回数割保険料額を、厚生省令で定めるところにより、当該年度の十月一日から翌年三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際徴収し、その徴収した日の属する月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。

2 地方公務員共済組合は、前項の規定により市町村に納入する場合においては、地方公務員共済組合連合会を経由して行うものとする。

3 特別徴収義務者が、特別徴収対象年金給付の支払をする際特別徴収対象被保険者から徴収しなかつた保険料額に相当する額を第一項の規定により市町村に納入した場合においては、その

徴収しなかつた保険料額に相当する額を、当該納入をしたとき以後に当該特別徴収対象被保険者に支払うべき当該特別徴収対象年金給付から控除することができる。

4 特別徴収義務者は、第百三十五条の規定により当該特別徴収義務者が徴収すべき保険料に係る特別徴収対象被保険者が当該特別徴収義務者から特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなつた場合その他厚生省令で定める場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降徴収すべき保険料額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

5 前項に規定する場合においては、特別徴収義務者は、厚生省令で定めるところにより、特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなつた特別徴収対象被保険者その他厚生省令で定める者の氏名、当該特別徴収対象被保険者に係る保険料徴収の実績その他必要な事項を、特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村に通知しなければならない。

6 第百三十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。

7 特別徴収義務者は、厚生省令で定めるところにより、第一項の規定により徴収する支払回数割保険料額を、特別徴収対象被保険者に対し通知するものとする。

(被保険者資格喪失等の場合の市町村の特別徴収義務者等に対する通知)

第百三十八条 市町村は、第百三十六条第一項の規定により支払回数割保険料額を特別徴収義務者に通知した後に当該通知に係る特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他

厚生省令で定める場合においては、厚生省令で定めるところにより、その旨を当該特別徴収義務者及び当該特別徴収対象被保険者に通知しなければならぬ。

2 第百三十六条第四項から第七項までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者に対する通知について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

3 特別徴収義務者は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日以降特別徴収対象保険料額を徴収して納入する義務を負わぬ。この場合において、特別徴収義務者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険料徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市町村に通知しなければならぬ。

4 第百三十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。

(普通徴収保険料額への繰入)

第百三十九条 市町村は、第一号被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により保険料を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する保険料額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第百三十三条の納期がある場合においてははそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収しなければならぬ。

2 特別徴収義務者から当該市町村に納入された第一号被保険者についての保険料額の合計額が当該第一号被保険者について特別徴収の方法によって徴収すべき保険料額を超える場合(特別徴収の方法によって徴収すべき保険料額がない場合を含む。)においては、市町村は、当該過納又は誤納に係る保険料額(当該過納又は誤納に係る保険料額が当該第一号被保険者が死亡したことにより生じたものであるときは、当該過納又は誤納に係る保険料額から厚生省令で定めるところにより算定した額を控除した額とする。次項において「過納額」という。)を当該第一号被保険者に還付しなければならない。

3 市町村は、前項の規定により過納額を還付すべき場合において、当該第一号被保険者の未納に係る保険料その他この法律の規定による徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより、当該過納額をこれに充当することができる。

(仮徴収)

第百四十条 市町村は、前年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際第百三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額を徴収されていた第一号被保険者について、当該年度の初日からその日の属する年の五月三十一日までの間において当該支払回数割保険料額の徴収に係る老齢退職年金給付が支払われるときは、その支払に係る保険料額として、当該支払回数割保険料額に相当する額を、厚生省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

2 市町村は、前項に規定する第一号被保険者について、当該年度の初日の属する年の六月一日から九月三十日までの間において同項に規定する老齢退職年金給付が支払われるときは、それぞれの支払に係る保険料額として、当該第一号被保険者に係る同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額(当該額によることが適当でないとき認められる特別な事情がある場合においては、当該額の範囲内において市町村が定める額とする。)を、厚生省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

3 第百三十六条から前条まで(第百三十六条第二項を除く。)の規定は、前二項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

4 第一項の規定による特別徴収については、前項において準用する第百三十六条の規定による通知があったものとみなし、第二項の規定による特別徴収については、前項において準用する同条の規定による通知が期日までに行われなるときは、第一項に規定する老齢退職年金給付のそれぞれの支払に係る保険料額として、第二項に規定する支払回数割保険料額に相当する額を特別徴収の方法によって徴収する旨の同条の規定による通知があったものとみなす。

(介護保険施設に在る被保険者の特例に係る特別徴収義務者への通知)

第百四十一条 市町村は、その行う介護保険の特別徴収対象被保険者が第十三条第一項又は第二項の規定の適用を受ける被保険者に該当するに至ったときは、速やかに、当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収義務者に、その旨を通知するものとする。

2 第百三十六条第四項から第七項までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者に対する通知について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

(保険料の減免等)

第百四十二条 市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(地方税法の準用)

第百四十三条 保険料その他この法律の規定による徴収金(第百五十条第一項に規定する納付金及び第百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。)については、地方税法第九條、第十三條の二、第二十條、第二十條の二及び第二十條の四の規定を準用する。

(滞納処分)

第百四十四条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(保険料納付原簿)

第百四十五条 市町村は、保険料納付原簿を備え、これに第一号被保険者の氏名、住所、保険料の納付状況その他厚生省令で定める事項を記録するものとする。

(条例等への委任)

第百四十六条 この節に規定するもののほか、保険料の賦課及び徴収等に関する事項(特別徴収

に關するものを除く。は政令で定める基準に従つて条例で、特別徴収に關して必要な事項は政令又は政令で定める基準に従つて条例で定める。

第二節 財政安定化基金等

(財政安定化基金)

第四百七十七條 都道府県は、次に掲げる介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設けるものとする。

一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額(イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額とする。)の二分の一に相当する額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付すること。

イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

二 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付けること。

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 予定保険料収納額 市町村において事業運営期間(市町村介護保険事業計画の初年度以降三箇年間をいう。以下この項において同じ。)中に収納が見込まれた保険料の額の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに前項第二号の規定による都道府県からの借入金(以下この項及び次条において「基金事業借入金」という。)の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

二 実績保険料収納額 市町村において前号の事業運営期間中に収納した保険料の額の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

三 基金事業対象収入額 市町村の介護保険に關する特別会計において第一号の事業運営期間中に収入した金額(第五号の基金事業交付額及び基金事業借入金の額を除く。)の合計額のうち、介護給付及び予防給付に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

四 基金事業対象費用額 市町村において第一号の事業運営期間中に介護給付及び予防給付に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

五 基金事業交付額 市町村が第一号の事業運営期間中に前項第一号の規定により交付を受けた額

納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額

五 基金事業交付額 市町村が第一号の事業運営期間中に前項第一号の規定により交付を受けた額

3 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

4 市町村は、前項の規定による財政安定化基金拠出金を納付する義務を負う。

5 都道府県は、政令で定めるところにより、第三項の規定により市町村から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

6 国は、政令で定めるところにより、前項の規定により都道府県が繰り入れた額の三分の一に相当する額を負担する。

7 財政安定化基金から生ずる収入は、すべて財政安定化基金に充てなければならない。

8 第二百一十一條第二項の規定は、第二項第一号に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額並びに同項第二号から第四号までに規定する介護給付及び予防給付に要した費用の額について準用する。

(市町村相互財政安定化事業)

第四百四十八條 市町村は、介護保険の財政の安定化を図るため、その介護保険に關する特別会計において負担する費用のうち介護給付及び予防給付に要する費用(第四十三條第三項、第四十四條第六項、第四十五條第六項、第五十五條第三項、第五十六條第六項又は第五十七條第六項

の規定に基づき条例を定めている市町村に係る当該介護給付及び予防給付に要する費用については、当該条例による措置が講ぜられないものとして政令で定めるところにより算定した当該介護給付及び予防給付に要する費用とする。次項において同じ。、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用並びに基金事業借入金の償還に要する費用の財源について、政令で定めるところにより、他の市町村と共同して、調整保険料率に基づき、市町村相互間において調整する事業(以下この条及び次条において「市町村相互財政安定化事業」という。)を行うことができる。

2 前項の調整保険料率は、市町村相互財政安定化事業を行う市町村(以下この条及び次条第二項において「特定市町村」という。)のそれぞれが、それぞれの第一号被保険者に対し、当該調整保険料率により算定した保険料額によって保険料を課するとしたならば、当該特定市町村につき事業実施期間(市町村相互財政安定化事業を実施する期間として特定市町村が次項の規約により定める三年を一期とする期間をいう。以下この項及び第四項において同じ。)において収納される保険料の額の合計額が、当該事業実施期間における当該特定市町村の介護給付及び予防給付に要する費用の額(当該介護給付及び予防給付に要する費用の額につき第二百一十一條第一項、第二百一十二條第一項、第二百一十三條第一項、第二百一十四條第一項及び第二百一十五條第一項の規定により、国、都道府県、市町村の一般会計及び支払基金が負担し、又は交付する額を除く。、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金の償還に要する

費用の額の合計額と均衡を保つことができるものであって、当該特定市町村が政令で定める基準に従い定めるものとする。

3 市町村は、市町村相互財政安定化事業を行うとするときは、その議会の議決を経て協議により規約を定め、これを都道府県知事に届け出なければならない。

4 前項の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 特定市町村

二 調整保険料率

三 事業実施期間

四 市町村相互財政安定化事業に係る資金の負担及び交付の方法

五 前各号に掲げる事項のほか、市町村相互財政安定化事業の実施に必要事項

5 第三項の規定は、同項の規約を変更し、又は市町村相互財政安定化事業をとりやめようとする場合について準用する。

6 特定市町村が第二百二十九条第二項の規定によりその条例で定める保険料率について同条第三項の規定を適用する場合においては、同項中「償還に要する費用の予定額」とあるのは「償還に要する費用の予定額、第四百四十八条第一項に規定する市町村相互財政安定化事業により負担する額の予想額」と、並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年とあるのは「国庫負担等の額並びに同項に規定する市町村相互財政安定化事業により交付される額の予想額等に照らし、おおむね第四百四十八条第二項に規定する事業実施期間」とする。

7 特定市町村について前条第二項の規定を適用

する場合においては、同項第一号中「並びに前項第二号の規定による都道府県からの借入金（以下「基金事業借入金」という。）の償還に要する費用の額」とあるのは、「前項第二号の規定による都道府県からの借入金（以下「基金事業借入金」という。）の償還に要する費用の額並びに市町村相互財政安定化事業（次条第一項に規定する市町村相互財政安定化事業をいう。以下この項において同じ。）により負担する額」と、同項第二号中「並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額」とあるのは、「基金事業借入金の償還に要した費用の額並びに市町村相互財政安定化事業により交付された金額（第五号の基金事業交付額及び基金事業借入金の額を除く。）とあるのは「収入した金額（市町村相互財政安定化事業により交付された額を含み、第五号の基金事業交付額及び基金事業借入金の額を除く。）と、並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額」とあるのは「基金事業借入金の償還に要した費用の額並びに市町村相互財政安定化事業により負担した額」と、同項第四号中「並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額」とあるのは「基金事業借入金の償還に要した費用の額並びに市町村相互財政安定化事業により負担した額」とする。

8 特定市町村は、厚生省令で定めるところにより、市町村相互財政安定化事業のうち資金の負担及び交付に関する事務の一部を、当該特定市町村が出資者又は構成員となっている営利を目的としない法人であつて、厚生省令で定める要件に該当するものに委託することができる。

第四百四十九条 都道府県は、市町村相互財政安定化事業を行おうとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

2 都道府県は、特定市町村の求めに応じ、当該市町村相互財政安定化事業に係る調整保険料率についての基準を示す等必要な助言又は指導をすることができる。

第三節 医療保険者の納付金

（納付金の徴収及び納付義務）

第五百五十条 支払基金は、第六十条第一項に規定する業務に要する費用に充てるため、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節及び次章において同じ。）ごとに、医療保険者から、介護給付費納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。

2 医療保険者は、納付金の納付に充てるため医療保険各法又は地方税法の規定により保険料若しくは掛金又は国民健康保険税を徴収し、納付金を納付する義務を負う。

（介護給付費納付金の額）

第五百五十一条 前条第一項の規定により各医療保険者から徴収する納付金の額は、当該年度の概算介護給付費納付金の額とする。ただし、前々年度の概算介護給付費納付金の額が前々年度の確定介護給付費納付金の額を超えるときは、当該年度の概算介護給付費納付金の額からその超える額とその超える額に係る調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、前々年度の概算介護給付費納付金の額が前々年度の確定介護給付費納付金の額に満たないときは、当該

年度の概算介護給付費納付金の額にその満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額を加算して得た額とする。

2 前項ただし書の調整金額は、前々年度におけるすべての医療保険者に係る概算介護給付費納付金の額と確定介護給付費納付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生省令で定めるところにより各医療保険者ごとに算定される額とする。

（概算介護給付費納付金）

第五百五十二条 前条第一項の概算介護給付費納付金の額は、当該年度におけるすべての市町村の医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生省令で定めるところにより算定した当該年度におけるすべての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生省令で定めるところにより算定した当該年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数を乗じて得た額とする。

（確定介護給付費納付金）

第五百五十三条 第五百五十一条ただし書の確定介護給付費納付金の額は、前々年度におけるすべての市町村の医療保険納付対象額の総額を厚生省令で定めるところにより算定した前々年度におけるすべての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生省令で定めるところにより算定した前々年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数を乗じて得た額とする。

（医療保険者が合併、分割及び解散をした場合における納付金の額の特例）

第五百五十四条 合併又は分割により成立した医療

保険者、合併又は分割後存続する医療保険者及び解散した医療保険者の権利義務を承継した医療保険者に係る納付金の額の算定の特例については、政令で定める。

(納付金の額の決定、通知等)

第百五十五条 支払基金は、各年度につき、各医療保険者が納付すべき納付金の額を決定し、当該各医療保険者に対し、その者が納付すべき納付金の額、納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により納付金の額が定められた後、納付金の額を変更する必要があるときは、支払基金は、当該各医療保険者が納付すべき納付金の額を変更し、当該各医療保険者に対し、変更後の納付金の額を通知しなければならない。

3 支払基金は、医療保険者が納付した納付金の額が、前項の規定による変更後の納付金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の納付金の額を超える場合には、その超える額について、未納の納付金その他この法律の規定による支払基金の徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第百五十六条 支払基金は、医療保険者が、納付すべき期限までに納付金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により督促をするときは、当該医療保険者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による督促を受けた医療保険者がその指定期限までにその督促状に係る納付金及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、政令で定めるところにより、その徴収を、厚生大臣又は都道府県知事に請求するものとする。

4 前項の規定による徴収の請求を受けたときは、厚生大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により処分することができる。

(延滞金)

第百五十七条 前条第一項の規定により納付金の納付を督促したときは、支払基金は、その督促に係る納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る納付金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、納付金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる納付金の額は、その納付のあった納付金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の納付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によって計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第三号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに納付金を完納したとき。

二 延滞金の額が百円未満であるとき。

三 納付金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

四 納付金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(納付の猶予)

第百五十八条 支払基金は、やむを得ない事情により、医療保険者が納付金を納付することが著しく困難であると認められるときは、厚生省令で定めるところにより、当該医療保険者の申請に基づき、厚生大臣の承認を受けて、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

2 支払基金は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、猶予に係る納付金の額、猶予期間その他必要な事項を医療保険者に通知しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る納付金につき新たに第百五十六条第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求をすることができない。

(通知)

第百五十九条 市町村は、厚生省令で定めるところにより、支払基金に対し、各年度における医療保険納付対象額その他厚生省令で定める事項を通知しなければならない。

2 市町村は、前項の規定による通知の事務を連合会に委託することができる。

第八章 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務

(支払基金の業務)

第百六十条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十三条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 医療保険者から納付金を徴収すること。

二 市町村に対し第百二十五条第一項の介護給付費交付金を交付すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する業務は、介護保険関係業務と(業務の委託)

第百六十一条 支払基金は、厚生大臣の認可を受けて、介護保険関係業務の一部を医療保険者が加入している団体で厚生大臣が定めるものに委託することができる。

(業務方法書)

第百六十二条 支払基金は、介護保険関係業務に關し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生省令で定める。

(報告等)

第百六十三条 支払基金は、医療保険者に対し、毎年度、医療保険加入者(四十歳以上六十五歳未満のものに限る。)の数その他の厚生省令で定める事項に関する報告を求めるほか、第百六十一条第一号に掲げる業務に関し必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

(区分経理)

第百六十四条 支払基金は、介護保険関係業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

(予算等の認可)

第百六十五条 支払基金は、介護保険関係業務に関し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(財務諸表等)

第百六十六条 支払基金は、介護保険関係業務に関し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、厚生省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並び

に財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による厚生大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)

第百六十七条 支払基金は、介護保険関係業務に関し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 支払基金は、介護保険関係業務に関し、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

3 支払基金は、予算をもって定める金額に限り、第一項の規定による積立金を第百六十条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てることができる。

(借入金)

第百六十八条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十七条の規定にかかわらず、介護保険関係業務に関し、厚生大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ

2 前項の規定による長期借入金は、二年以内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業

年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えられた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府保証)

第百六十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、前条の規定による支払基金の長期借入金又は短期借入金に係る債務について保証することができる。

(余裕金の運用)

第百七十条 支払基金は、次の方法によるほか、介護保険関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他厚生大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生大臣が指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託会社(信託業務を営む銀行を含む。)への金銭信託

(厚生省令への委任)

第百七十一条 この章に定めるもののほか、介護保険関係業務に係る支払基金の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(報告の徴収等)

第百七十二条 厚生大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第百六十一条の規定による委託を受

けた者(以下この項及び第二百七条第二項において「受託者」という。)について、介護保険関係業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

第百七十三条 介護保険関係業務は、社会保険診療報酬支払基金法第二十三条第二項の規定の適用については、同法第十三条に規定する業務とみなす。

(審査請求)

第百七十四条 この法律に基づいてした支払基金の処分に不服のある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

第九章 保健福祉事業

第百七十五条 市町村は、要介護被保険者を現に介護する者等(以下この条において「介護者等」という。)に対する介護方法の指導その他の介護者等の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービス等のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

第十章 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務

(連合会の業務)

第百七十六條 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- 一 第四十一条第十項(第四十八條第七項(第五十八條第四項において準用する場合を含む。)、第四十八條第八項及び第五十三條第四項において準用する場合を含む。))の規定により市町村から委託を受けて行う居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、居宅支援サービス費及び居宅支援サービス計画費の請求に関する審査及び支払
- 二 指定居宅サービス、指定居宅介護支援及び指定施設サービス等の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に対する必要な指導及び助言

2 連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、介護保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 第二十一条第三項の規定により市町村から委託を受けて行う第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納の事務
- 二 指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営
- 三 前二号に掲げるもののほか、介護保険事業の円滑な運営に資する事業

(議決権の特例)
第百七十七條 連合会が前条の規定により行う業務(以下「介護保険事業関係業務」という。)について

いては、国民健康保険法第八十六條において準用する同法第二十九條の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより、規約をもって議決権に関する特段の定めをすることができる。

(区分経理)

第百七十八條 連合会は、介護保険事業関係業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

第十一章 介護給付費審査委員会

(給付費審査委員会)

第百七十九條 第四十一条第十項(第四十六條第七項(第五十八條第四項において準用する場合を含む。)、第四十八條第八項及び第五十三條第四項において準用する場合を含む。))の規定による委託を受けて介護給付費請求書の審査を行うため、連合会に、介護給付費審査委員会(以下「給付費審査委員会」という。)を置く。

(給付費審査委員会の組織)

第百八十條 給付費審査委員会は、規約で定めるそれぞれ同数の介護給付対象サービス担当者(指定居宅サービス、指定居宅介護支援又は指定施設サービス等を担当する者をいう。第三項及び次条第一項において同じ。)を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員をもって組織する。

2 委員は、連合会が委嘱する。

3 前項の委嘱は、介護給付等対象サービス担当者者を代表する委員及び市町村を代表する委員については、それぞれ関係団体の推薦によって行わなければならない。

(給付費審査委員会の権限)

第百八十一条 給付費審査委員会は、介護給付費

請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事の承認を得て、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは介護保険施設に対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは介護保険施設の開設者若しくは管理者若しくはその長若しくは当該指定居宅サービスの事業者若しくは指定居宅介護支援の事業に係る事業所若しくは介護保険施設における介護給付等対象サービス担当者に対して、出頭若しくは説明を求めることができる。

2 連合会は、前項の規定により給付費審査委員会に出頭した者に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給しなければならない。ただし、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設が提出した介護給付費請求書又は帳簿書類の記載が不備又は不当であったため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

(厚生省令への委任)

第百八十二条 この章に規定するもののほか、給付費審査委員会に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第十二章 審査請求

(審査請求)

第百八十三条 保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に關する処分及び要介護認定又は要支援認定に關する処分を含む。)(又は保険料、その他この法律の規定による徴収金(財政安定化基金拠出金、納付金及び第百五十七條第一項に規定する延滞金を除く。))に關する処分に不服

がある者は、介護保険審査会に審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(介護保険審査会の設置)

第百八十四条 介護保険審査会(以下「保険審査会」という。))は、各都道府県に置く。

(組織)

第百八十五条 保険審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 被保険者を代表する委員 三人
- 二 市町村を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人以上であつて政令で定める基準に従ひ条例で定める員数

2 委員は、都道府県知事が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第百八十六条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第百八十七条 保険審査会に、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する会長一人を置く。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された者が、その職務を代行する。

(専門調査員)

第百八十八条 保険審査会に、要介護認定又は要支援認定に關する処分に対する審査請求の事件に關し、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

平成九年十二月九日 衆議院會議録第十八号(一)

介護保険法案及び同報告書

2 専門調査員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門調査員は、非常勤とする。

(合議体)

第百八十九条 保険審査会は、会長、被保険者を代表する委員及び市町村を代表する委員の全員並びに会長以外の公益を代表する委員のうちから保険審査会が指名する二人をもって構成する合議体で、審査請求(要介護認定又は要支援認定に関する処分に対するものを除く)の事件を取り扱う。

2 要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件は、公益を代表する委員のうちから、保険審査会が指名する三人をもって構成する合議体で取り扱う。

第百九十条 前条第一項の合議体は、被保険者を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員の、同条第二項の合議体は、これを構成するすべての委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 前条第一項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前条第二項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

(管轄保険審査会)
第百九十一条 審査請求は、当該処分をした市町村をその区域に含む都道府県の保険審査会に対してしなければならない。

2 審査請求が管轄違いであるときは、保険審査

会は、速やかに、事件を所轄の保険審査会に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

3 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた保険審査会に審査請求があったものとみなす。

(審査請求の期間及び方式)

第百九十二条 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

(市町村に対する通知)

第百九十三条 保険審査会は、審査請求を受理したときは、原処分をした市町村及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

(審理のための処分)

第百九十四条 保険審査会は、審理を行うため必要があると認めるときは、審査請求人若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師その他保険審査会の指定する者(次項において「医師等」という。)に診断その他の調査をさせることができる。

2 都道府県は、前項の規定により保険審査会に出頭した関係人又は診断その他の調査をした医師等に対し、政令で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料又は報酬を支給しなければならない。

(政令への委任)

第百九十五条 この章及び行政不服審査法に規定

するもののほか、審査請求の手続及び保険審査会に關して必要な事項は、政令で定める。

(審査請求と訴訟との関係)

第百九十六条 第百八十三条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第十三章 雑則

(報告の徴収等)

第百九十七条 厚生大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、必要があると認めるときは、その事業の実施の状況に関する報告を求め、することができる。

2 厚生大臣は、都道府県知事に対し、当該都道府県知事が第五章(第三節第二款を除く)の規定により行う事務に關し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができ、

3 厚生大臣又は都道府県知事は、医療保険者に對し、納付金の額の算定に關して必要があると認めるときは、その業務に關する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(連合会に対する監督)

第百九十八条 連合会について国民健康保険法第百八条及び第百九条の規定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業(介護保険法(平成九年法律第 号)第百七十七条に規定する介護保険事業関係業務を含ま

む。とする。

(先取特権の順位)

第百九十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

第二百条 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(期間の計算)

第二百一条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に關する規定を準用する。

(被保険者等に関する調査)

第二百二条 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に關して必要があると認めるときは、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(資料の提供等)

第二百三条 市町村は、保険給付及び保険料に關して必要があると認めるときは、被保険者、第

一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢退職年金給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(実施規定)

第二百四十四条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第十四章 罰則

第二百五十五条 認定審査会、都道府県介護認定審査会、給付審査委員会若しくは保険審査会の委員若しくは保険審査会の専門調査員又はこれらの委員若しくは保険審査会の専門調査員であった者が、正当な理由なしに、職務上知り得た指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設の開設者若しくは居宅サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第二十七条第四項(第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項(第三十三条第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百六十六条 次の各号の一に該当する者は、六月

以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十八条第一項各号に掲げる事項以外の事項を広告した者、同項各号に掲げる事項に關し虚偽の広告をした者又は同項第三号に掲げる事項の広告の方法が同条第二項の規定によるために違反した者

二 第一百一条又は第九十一条の規定に基づく命令に違反した者

第二百七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした健康保険組合、国民健康保険組合又は共済組合の役員、清算人又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十三条の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出したとき。

二 第九十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 第七十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした支払基金又は受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百八条 介護給付等を受けた者が、第二十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、二十万円以下の罰金に処する。

第二百九条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九十五条の規定に違反した者

二 第一百条第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第五十五条において準用する医療法第九条の規定に違反した者

第二百十條 正当な理由なしに、第九十四条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断その他の調査をしなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

ただし、保険審査会の行う審査の手続における請求人又は第九十三条の規定により通知を受けた市町村その他の利害関係人は、この限りでない。

第二百十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第二百六条又は第二百九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二百十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした支払基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第二百十三条 居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者が、第二十四条第一項の規定による報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百十四条 市町村は、条例で、第一号被保険者が第十二条第一項本文の規定による届出をしないとき(同条第二項の規定により当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。又は虚偽の届出をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、第三十条第一項後段、第三十一条第一項後段、第三十四条第一項後段、第三十五条第六項後段、第六十六条第一項若しくは第二項又は第六十八条第一項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、第二百一条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

4 市町村は、条例で、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金

(納付金及び第百五十七条第一項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

5 地方自治法第二百五十五条の二の規定は、前各項の規定による過料の処分について準用する。

第二百五十五条 連合会は、規約の定めるところにより、その施設(介護保険事業関係業務に限る。)の使用に關し十万円以下の過怠金を徴収することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第八章、第二百四十四条、第二百七条第二項及び第二百二十二条の規定 平成十二年一月一日

(検討)

第二条 介護保険制度については、要介護者等に係る保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の状況、保険給付に要する費用の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等を勘案し、並びに障害者の福祉に係る施策、医療保険制度等との整合性及び市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配慮し、被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、保険給付の内容及び水準並びに保険料及び納付金(その納付に充てるため医療保険各法の規定により徴収する保険料(地方税法の規定により徴収する国民健康保険税を含む。))又は掛金を含む。)の負担の在り方

を含め、この法律の施行後五年を目途としてその全般に關して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

第三条 政府は、この法律の施行後、保険給付に要する費用の動向、保険料負担の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、居宅サービス、施設サービス等に要する費用に占める介護給付等の割合について、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第四条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、第五章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五条 政府は、前三条の規定による検討をするに当たって、地方公共団体その他の関係者から、当該検討に係る事項に關する意見の提出があったときは、当該意見を十分に考慮しなければならない。

介護保険法案(第百三十九回国会開法第七号、衆議院送付)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、本格的な高齢社会の到来に対応して、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護状態にある者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的に提供されるよう、介護保険制度を創設しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 総則

(一) 目的等

(1) 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因

する疾病等により要介護状態となり、介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 保険給付は、医療との連携に十分配慮し、被保険者の選択に基づき、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならないこと。

(二) 保険者

市町村及び特別区は、介護保険を行うものとする。

(三) 国及び都道府県の責務並びに医療保険者の協力

国及び都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に關する施策その他の必要な措置を講じなければならないこと。医療保険者は、介護保険事業が健全かつ円滑に実施されるよう協力しなければならないこと。

(四) 用語の定義

要介護状態、要介護状態となるおそれがある状態、要介護者、要支援者、居宅サ-

ビス、施設サービス、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、及び介護療養型医療施設等の用語の定義規定を設けること。

2 被保険者

(一) 被保険者

市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者(第一号被保険者)及び四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者(第二号被保険者)とする。

(二) 介護保険施設に入所中の被保険者の特例

介護保険施設に入所することにより当該介護保険施設の所在地に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該介護保険施設に入所した際他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする等の特例を定めること。

3 介護認定審査会

介護認定審査会は、被保険者が要介護状態に該当することの審査及び判定等(審査判定業務)を行わせるため、市町村に置き、同審査会の委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に關する学識経験を有する者のうちから、市町村長が任命すること。

4 保険給付

(一) 通則

(1) この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とすること。

ア 被保険者の要介護状態に關する保険給付(介護給付)

イ 被保険者の要介護状態となるおそれがある状態に關する保険給付(予防給付)

ウ その他、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資する保険給付として条例で定めるもの(市町村特別給付)

(2) 市町村の認定等

ア 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当することについて、市町村の認定(要介護認定)を受けなければならないこと。

イ 予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当することについて、市町村の認定(要支援認定)を受けなければならないこと。

ウ 都道府県は、市町村が行う認定の業務に関し、福祉事務所等による技術的事項についての協力等を行うことができることとするともに、市町村の委託を受けて審査判定業務を行う都道府県に、都道府県介護認定審査会を置くこと。

(二) 介護給付

(1) 居宅介護サービス費の支給

ア 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(要介護被保険者)のうち居宅において介護を受けるもの(居宅要介護被保険者)が、指定居宅サービス事業者が提供する居宅サービス(指定居宅サービス)を受けたときは、居宅介護サービス費を支給すること。

イ 居宅介護サービス費の額は、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額とする。

(2) 特例居宅介護サービス費の支給

市町村は、居宅要介護被保険者が、要介護認定の効力が生じた日前に緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合等において、必要があると認めるときは、特例居宅介護サービス費を支給すること。

(3) 居宅介護サービス費等に係る支給限度額

居宅介護サービス費の額の総額及び特例居宅サービス費の額の総額の合計額は、厚生大臣の定める居宅介護サービス費区分支給限度基準額の百分の九十に相当する額を超えないこと。

(4) 居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費の支給

市町村は、居宅要介護被保険者に、居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費を支給すること。

(5) 居宅介護サービス計画費の支給

市町村は、居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援事業者から居宅サービス計画の作成等の居宅介護支援を受けたときは、居宅介護サービス計画費を支給すること。

(6) 施設介護サービス費の支給

ア 市町村は、要介護被保険者が、指定又は許可を受けた介護保険施設から指定施設サービス等を受けたときは、当該指定施設サービス等に要した費用(日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。)について、施設介護サービス費を支給すること。

イ 施設介護サービス費の額は、施設サービスの種類ごとに要介護状態区分、地域等を勘案して算定される平均的な費用(日常生活費を除く。)の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した額の百分の九十に相当する額と介護保険施設における食事提供費から食費の標準負担額(低所得者に対する必要な配慮を行う。)を控除した額の合計額とする。

(7) 特例施設介護サービス費の支給

要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるときは、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給すること。

(8) 高額介護サービス費の支給

要介護被保険者が受けた居宅サービス又は施設サービスに要した費用の合計額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給すること。

(三) 予防給付

予防給付は、居宅支援サービス費の支給、特例居宅支援サービス費の支給、居宅支援福祉用具購入費の支給、居宅支援住宅改修費の支給、居宅支援サービス計画費の支給、特例居宅支援サービス計画費の支給

及び高額居宅支援サービス費の支給とし、それぞれ介護給付と同様に所要の事項を定めること。

(四) 保険給付の制限等

保険給付の制限、保険料滞納者に係る支払方法の変更、保険給付の支払の一時差止、医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止等に関し、所要の規定を設けること。

5

(一) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者

指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定は、都道府県知事が行い、当該事業の人員、設備及び運営に関する基準は、厚生大臣が定めること。

(二) 介護保険施設

(1) 指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定は、都道府県知事が行い、介護老人保健施設を開設しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこと。

(2) 介護保険施設の人員、設備及び運営に関する基準は厚生大臣が定めること。

6

介護保険事業計画

(一) 厚生大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めるものとする。

(二) 基本指針に即して、市町村は、介護保険事業実施計画を定め、都道府県は、介護保険事業実施支援計画を定めるものとする。

7 費用等

(一) 費用の負担

(1) 国は、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額の百分の二十に相当する額を負担すること。

(2) 国は、介護保険の財政の調整を行うため、市町村に対して、介護給付及び予防給付に要する費用の額の総額の百分の五に相当する額の調整交付金を交付すること。

(3) 都道府県は、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担すること。

(4) 市町村は、その一般会計において、介護給付及び予防給付に要する費用の百分の十二・五に相当する額を負担すること。

(5) 市町村の介護給付及び予防給付に要する費用の額に三年ごとに定める第二号被保険者負担率を乗じて得た医療保険納付対象額については、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が市町村に対して交付する介護給付費交付金をもって充てること。

(6) 国は、市町村に対し、要介護認定等に係る事務費の二分の一に相当する額を交付すること。

(7) 保険料

ア 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てするため、第一号被保険者から政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定され

た保険料率に基づき、保険料を徴収しなければならないこと。

イ アの保険料率は、概ね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬこと。

(8) 保険料の徴収については、年金保険者による特別徴収の方法による場合を除くほか、市町村が第一号被保険者等から保険料を徴収する普通徴収の方法によらなければならないこと。

(二) 財政安定化基金等

(1) 財政安定化基金

ア 都道府県は、市町村の介護保険の財政の安定化に資するため、財政安定化基金を設け、一定の事由により市町村の介護保険の財政に不足が生じた場合に資金の交付又は貸付けを行うものとする。

イ 財政安定化基金の財源は、国、都道府県及び市町村(第一号被保険者の保険料)が、それぞれ、三分の一ずつ負担するものとする。

(2) 市町村相互財政安定化事業

ア 市町村は、介護保険の財政の安定化を図るため、介護給付等に要する費用の財源について、他の市町村と共同して、議会の議決を経て協議により規約を定め、調整保険料率に基づき、市町村相互間において調整する事業を行うことができるものとする。

イ 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村相互財政安定化事業に係る必要な調整等を行うものとする。

(三) 医療保険者の納付金

(1) 支払基金は、年度ごとに、医療保険者から、介護給付費納付金(以下「納付金」という。)を徴収すること。

(2) 医療保険者は、納付金の納付に充てるため医療保険各法等の規定により保険料等を徴収し、納付金を納付する義務を負うこと。

(3) 各医療保険者から徴収する納付金の額は、当該年度におけるすべての市町村の医療保険納付対象額の見込額の総額をすべての医療保険者に係る第二号被保険者の見込額の総数で除して得た額に、当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数を乗じて得た額を前々年度分の当該確定額で調整した額とすること。

8 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務

支払基金は、医療保険者から納付金を徴収し、市町村に対し介護給付費交付金を交付すること。

9 保健福祉事業

市町村は、要介護被保険者を現に介護する者等の支援事業、被保険者が要介護状態となることを予防するための事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営等の事業等を行うことができること。

10 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務

(一) 国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)は、市町村から委託を受けて行う居宅介護サービス費等の請求に関する審査

及び支払等の介護保険事業関係業務を行うこと。

(二) 市町村から委託を受けて介護給付費請求書の審査を行うため、連合会に、介護給付費審査委員会を置くこと。

11 審査請求

(一) 保険給付に関する処分(要介護認定等に関する処分を含む。)又は保険料等の徴収金(納付金等を除く。)に関する処分不服がある者は、各都道府県に置かれた介護保険審査会に審査請求をすることができること。

(二) 介護保険審査会は、被保険者を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員で組織すること。

12 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十二年四月一日から施行すること。

13 検討

(一) 介護保険制度については、保健医療サービス・福祉サービスの提供体制、給付費の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等を勘案し、並びに障害者福祉施策、医療保険制度等との整合性及び介護保険事業の円滑な実施に配慮し、被保険者及び受給者の範囲、給付の内容及び水準並びに保険料及び納付金等の負担の在り方を含め、この法律の施行後五年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

(二) 政府は、この法律の施行後、給付費用の動向、保険料負担の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、介護給付等の割合

について、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとともに、制度の見直し等に係る検討をするに当たって、地方公共団体等からの意見を十分に考慮しなければならぬものとする。

二 議案の可決理由

本格的な高齢社会の到来に対応して、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護状態にある者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的に提供されるよう、介護保険制度を創設することは、時宜に適應するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

平成九年十二月五日

厚生委員長 金子 一義
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

介護保険法施行法案(第百三十九回国会内閣提出第百四十回国会衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よって国会法第八十三条の四により送付する。

平成九年十二月三日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(小字及び一は衆議院修正)

介護保険法施行法

目次

- 第一章 経過措置(第一条―第十九条)
- 第二章 関係法律の一部改正(第二十条―第十九条)

平成九年十二月九日 衆議院会議録第十八号(一)

附則

第一章 経過措置

(法定居宅給付支給限度基準額に関する経過措置)

第一条 市町村及び特別区(以下この章において単に「市町村」という。)は、当該市町村が行う介護保険の保険給付に係る居宅サービス(介護保険法(平成九年法律第 号)第七十五条に規定する居宅サービスをいう。以下この章において同じ。)及びこれに相当するサービスの必要量の見込み、当該居宅サービス及びこれに相当するサービスを提供する体制の確保の状況その他の諸般の状況を考慮して特に必要と認める場合においては、政令で定める日までの間は、同法第四十三条第二項、第四十四条第五項若しくは第四十五条第五項又は第五十五条第二項、第五十六条第五項若しくは第五十七条第五項の規定にかかわらず、同法第四十三条第一項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額、同法第四十四条第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額若しくは同法第四十五条第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は同法第五十五条第一項の居宅支援サービス費区分支給限度基準額、同法第五十六条第四項の居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額若しくは同法第五十七条第四項の居宅支援住宅改修費支給限度基準額(以下この条において「法定居宅給付支給限度基準額」と総称する。)に代えて、当該法定居宅給付支給限度基準額のそれぞれを下の額を、当該市町村における居宅介護サービス費区分支給限度基準額、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額若しくは居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は居宅支援サービス費区分支給限度基準額、居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額を、居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額

準額若しくは居宅支援住宅改修費支給限度基準額(以下この条及び次条において「経過居宅給付支給限度基準額」と総称する。)とすることが出来る。

2 厚生大臣が法定居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額を基礎として経過居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額の下限の額を定めた場合においては、経過居宅給付支給限度基準額は、当該下限の額を下回ることができない。

3 前二項の規定により経過居宅給付支給限度基準額を定める市町村(以下この章において「特定市町村」という。)は、厚生省令で定めるところにより、当該経過居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額又は当該経過居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額の法定居宅給付支給限度基準額のそれぞれの額に対する割合を条例において定めるものとする。

4 第一項の政令で定める日を指定するに当たっては、介護保険法の施行の日(以下この章において「施行日」という。)から起算して五年を経過した日以後の日で、居宅サービス及びこれに相当するサービスの必要量の見込み、特定市町村が定める同法第四十三条に規定する市町村介護保険事業計画(第三条第一項において単に「市町村介護保険事業計画」という。)及び特定市町村をその区域内を含む都道府県が定める同法第十八条に規定する都道府県介護保険事業支援計画(第三条第二項において単に「都道府県介護保険事業支援計画」という。)の達成状況その他の諸般の状況を考慮して、特定市町村において、法定居宅給付支給限度基準額に基づく介護給付等(同法第二十条に規定する介護給付等)をい

きると認められる日を選定するものとし、当該政令は、当該日から起算して六月前までに公布するものとする。

5 第一項の政令で定める日までの間は、特定市町村が行う介護保険の介護給付等について介護保険法第四十三条第二項、第四十四条第五項、第四十五条第五項、第五十五条第二項、第五十六条第五項及び第五十七条第五項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「厚生大臣が定める額」とあるのは、「介護保険法施行法(平成九年法律第 号)第一条第三項に規定する特定市町村が定める同法第一項に規定する経過居宅給付支給限度基準額」とする。

(特例居宅介護サービス費等の支給の経過的特例)

第二条 特定市町村(介護保険法に規定する居宅介護サービス費及び特例居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費及び特例居宅支援サービス費に係る経過居宅給付支給限度基準額を定めているものに限る。次条において同じ。)は、同法第四十二条第一項各号及び第五十四条第一項各号に規定する場合のほか、前条第一項の政令で定める日までの間は、居宅要介護被保険者(同法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下この条において同じ。)以下この条において同じ。又は居宅要支援被保険者(同法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下この条において同じ。)であつて同法第四十二条第一項第三号又は同法第五十四条第一項第三号の厚生大臣が定める基準に該当する地域以外の地域に住所を有するものについても、これらの者が指定居宅サービス(同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下この条

において同じ。)及び基準該当居宅サービス(同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。)以外の居宅サービス(これらの者のうち居宅要支援被保険者であるものについては、痴呆対応型共同生活介護(同法第七十五条第十五項に規定する痴呆対応型共同生活介護をいう。以下この条において同じ。)を除く。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるときは、同法に規定する特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費を支給するものとする。居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が、同法第十九条第一項に規定する要介護認定又は同法第二項に規定する要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス以外の居宅サービス(居宅要支援被保険者については、痴呆対応型共同生活介護を除く。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるときも、同様とする。

(特定市町村、都道府県及び国の措置等)

第三条 特定市町村は、市町村介護保険事業計画に従い、当該市町村介護保険事業計画に定められた介護保険法第七十二条第二号に規定する方策その他の同法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県は、特定市町村に対して都道府県介護保険事業支援計画に基づき特定市町村の支援に必要な施策を実施するよう努めるものとする。

3 国は、特定市町村及び都道府県に対し、第一項に規定する措置及び前項に規定する施策に關し必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定居宅サービス事業者に関する経過措置)

第四条 介護保険法の施行の際現に健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定を受けている病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第四十四条第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関の承認を受けている病院若しくは診療所の開設者については、施行日に、当該病院、診療所又は薬局により行われる居宅サービス病院又は診療所においては、居宅療養管理指導介護保険法第七十条第十項に規定する居宅療養管理指導をいう。以下この条において同じ。)その他介護保険法第七十一条第一項の厚生省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあっては居宅療養管理指導に限る。)に係る介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院、診療所又は薬局の開設者が施行日の前日までに、厚生省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

第五条 介護保険法の施行の際現に第二十四条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。以下「旧老健法」という。)第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者(以下この条及び次条第一項において「指定老人訪問看護事業者」という。)であるものについては、施行日に、居宅サービス(介護保険法第七十七条第八項に規定する訪問看護に限る。)

に係る介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、指定老人訪問看護事業者が施行日の前日までに、厚生省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

第六条 施行日前に旧老健法第四十六条の十七の八各号のいずれかに該当するに至つた指定居宅サービス事業者(前条の規定により介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた指定老人訪問看護事業者をいう。第三項において同じ。)については、介護保険法第七十七条第一項各号のいずれかに該当したものとなして、同条の規定を適用する。

2 施行日前にされた旧老健法第四十六条の十七の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出の命令又は出頭の求め(当該報告若しくは提出の期限又は出頭の期日が施行日以後に到来するものに限る。)は、介護保険法第七十六条第一項の規定による同項に規定する報告若しくは帳簿書類の提出を命ずる処分又は出頭を求める処分とみなす。

3 みなし指定居宅サービス事業者が施行日前に行った旧老健法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護に係る同項に規定する老人訪問看護療養費の請求(施行日以後に行われるものに限る。)に關し不正があつたときは、介護保険法第七十七条第一項第三号に該当したものとみなして、当該みなし指定居宅サービス事業者について、同条の規定を適用する。

(指定介護老人福祉施設に関する経過措置)

第七条 介護保険法の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(第二十條の規定による改正前の

老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号。以下「旧老福法」という。)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。第十三条第一項において同じ。)については、施行日に、介護保険法第七十二条第二項に規定する介護老人福祉施設に係る同法第四十八条第一項第一号の指定があつたものとみなす。

(介護老人保健施設に関する経過措置)

第八条 介護保険法の施行の際現に存する老人保健施設(旧老健法第六十四条第四項に規定する老人保健施設をいう。次項及び次条第六項において同じ。)に係る旧老健法第四十六条の六第一項の開設の許可を受けている者は、施行日に、当該施設について介護保険法第七十二条第二項に規定する介護老人保健施設(次項において単に「介護老人保健施設」という。)に係る同法第九十四条第一項の開設の許可を受けた者とみなす。

2 前項の規定により介護保険法第九十四条第一項の開設の許可を受けた者とみなされた老人保健施設の開設者は、同法の施行の際現に当該老人保健施設を管理している者(旧老健法第四十六条の七第一項又は第二項の承認に係るものに限る。)について、施行日に、当該介護老人保健施設を管理させることができる旨の介護保険法第九十五条第一項又は第二項の承認を受けたものとみなす。

第九条 施行日前にされた旧老健法第四十六条の五において準用する旧老健法第四十四条第二項の規定による報告の命令(当該報告の期限が施行日以後に到来するものに限る。)は、介護保険法第二十四条第二項の規定による同項に規定する報告を命ずる処分とみなす。

2 施行日前にされた旧老健法第四十六條の十一

第一項の規定による報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出の命令又は出頭の求め(当該報告若しくは提出の期限又は出頭の期日が施行日以後に到来するものに限る。)は、介護保険法第百零一条の規定による同項に規定する報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出を命ずる処分又は出頭を求める処分とみなす。

3 施行日前にされた旧老健法第四十六條の十二の規定による老人保健施設の制限若しくは禁止の命令(当該制限又は禁止の期間が施行日において満了していないものに限る。)又は修繕若しくは改築の命令(当該修繕又は改築の期限が施行日以後に到来するものに限る。)は、介護保険法第百零一条の規定による同条に規定する介護老人保健施設の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築を命ずる処分とみなす。

4 施行日前にされた旧老健法第四十六條の十三の規定による管理者の変更の命令(当該変更の期限が施行日以後に到来するものに限る。)は、介護保険法第百零一条の規定による同条に規定する管理者の変更を命ずる処分とみなす。

5 施行日前にされた旧老健法第四十六條の十四の規定による業務運営の改善の命令(当該改善の期限が施行日以後に到来するものに限る。)又は業務の停止の命令(当該停止の期間が施行日において満了していないものに限る。)は、介護保険法第百零三条第一項の規定による同項に規定する業務運営の改善又は業務の停止を命ずる処分とみなす。

6 施行日前に旧老健法第四十六條の十五第一項各号のいずれかに該当するに至った特定老人保

健施設(その開設者が前条第一項の規定により

介護保険法第九十四条第一項の開設の許可を受けた者とみなされた老人保健施設をいう。以下この条において同じ。)については、介護保険法第百零四条第一項各号(同項第四号を除く。)のいずれかに該当したものとみなして、当該特定老人保健施設の開設者が受けたものとみなされた同法第九十四条第一項の開設の許可(第八項において「みなし開設許可」という。)について、同法第百零四条の規定を適用する。

7 特定老人保健施設の開設者(施行日前六月以内に当該特定老人保健施設に係る旧老健法第四十六條の六第一項の開設の許可を受けたものに限る。)であつて、介護保険法の施行の際当該特定老人保健施設の業務を開始していないものについては、同法第百零四条の規定の適用については、同法第一項第一号中「介護老人保健施設の開設者が、第九十四条第一項」とあるのは、「介護保険法施行法(平成九年法律第 号)第八條第一項の規定により介護老人保健施設に係る第九十四条第一項の開設の許可を受けた者とみなされた者が、同法第二十四條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六條の六第一項」とする。

8 特定老人保健施設が施行日前に行った旧老健法第四十六條の二第一項に規定する施設療養に係る同項に規定する老人保健施設療養費の請求(施行日以後に行われるものに限る。)に関し不正があつたときは、介護保険法第百零四条第一項第五号に該当したものとみなして、当該特定老人保健施設に係るみなし開設許可について、同

条の規定を適用する。

(介護療養型医療施設に関する経過措置)
第十条 施行日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、介護保険法第七條第二十三項中「痴呆の状態にある要介護者」とあるのは、「要介護者」とする。
(適用除外に関する経過措置)
第十一条 介護保険法第九條の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七條第二十八項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八條第四項第三号の規定により同法第三十條に規定する身体障害者療養施設に入所しているものその他特別の理由がある者で厚生省令で定めるものは、介護保険の被保険者としな

2 当分の間、介護保険法第十條第二号の規定の適用については、同号中「又は」とあるのは、「若しくは」と、「至ったとき」とあるのは、「至ったとき又は当該市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者若しくは六十五歳以上の者が介護保険法施行法(平成九年法律第 号)第十一條第一項に該当しなかつたとき」とし、同法第十一條第一項の規定の適用については、同項中「翌日」とあるのは、「翌日又は介護保険法施行法(平成九年法律第 号)第十一條第一項に該当するに至つた日の翌日」とする。

(損害賠償請求権に関する経過措置)
第十二條 介護保険法第二十一條の規定は、給付事由が第三者の同法の施行前の行為によつて生

じた場合についても、適用するものとする。

2 介護保険法の施行前の第三者の行為によつて給付事由が生じ、同法の施行前に第三者から同一の事由について損害賠償を受けた者については、同法の施行後は、市町村は、その価額の限度において、保険給付を行う責を負わない。
(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置)
第十三條 施行日において第七條の規定により介護保険法第四十八條第一項第一号の指定があつたものとみなされた特別養護老人ホームに入所している旧老健法第十一條第一項第二号の措置に係る者(以下この条において「旧措置入所者」という。)は、施行日以後引き続き当該特別養護老人ホーム(介護保険法第九十二條の規定により当該指定を取り消されたものを除く。以下この条において「特定介護老人福祉施設」という。)に入所している間(当該特定介護老人福祉施設に継続して一年以上他の介護保険法第七條第十九項に規定する介護保険施設(以下この条において単に「介護保険施設」という。)に入所することにより当該一以上の他の介護保険施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を有するに至つた旧措置入所者であつては、当該一以上の他の介護保険施設に継続して入所している間を含む。)は、介護保険法第九條及び第十三條の規定にかかわらず、当該措置をとつた市町村が行う介護保険の被保険者とする。

2 前項の規定の適用を受ける被保険者が入所している介護保険施設は、当該介護保険施設の所在する市町村及び当該被保険者に対し介護保険

を行う市町村に、必要な協力をしなければならぬ。

3 旧措置入所者については、施行日から起算して五年間に限り、施行日以後引き続き特定介護老人福祉施設に入所している間(当該特定介護老人福祉施設に係る介護保険法第九十二条の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定介護老人福祉施設に継続して一年以上の他の指定介護老人福祉施設(同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)に入所した旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定介護老人福祉施設に継続して入所している間を含む。)は、当該旧措置入所者に係る措置をとった市町村は、当該旧措置入所者を同法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者(以下この条において単に「要介護被保険者」という。)とみなして、当該旧措置入所者が当該特定介護老人福祉施設(当該一以上の他の指定介護老人福祉施設に入所した旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定介護老人福祉施設。以下この条において同じ。)から指定介護福祉施設サービス(同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下この条において同じ。)を受けたときは、厚生省令で定めるところにより、当該旧措置入所者に対し、当該指定介護福祉施設サービスに要した費用(同法第四十八条第一項の厚生省令で定める費用を除く。次項第一号において同じ。)について、同法に規定する施設介護サービス費(次項において単に「施設介護サービス費」とい

う。)を支給する。ただし、当該旧措置入所者が要介護被保険者となつたときは、この限りでない。

4 前項の規定により要介護被保険者とみなされた旧措置入所者及び要介護被保険者である旧措置入所者に対し支給する施設介護サービス費の額は、施行日から起算して五年間に限り、介護保険法第四十八条第二項の規定にかかわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合計額とする。

一 旧措置入所者に係る介護の必要の程度、特定介護老人福祉施設の所在する地域等を勘案して算定される指定介護福祉施設サービス(食事の提供を除く。)に要する平均的な費用(介護保険法第四十八条第二項第一号の厚生省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。)に、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分ごとに百分の九十以上百分の百以下の範囲内において厚生大臣が定める割合を乗じて得た額

二 特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。)から、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生大臣が定

める額(所得の状況その他の事情をしん酌して厚生省令で定める旧措置入所者については、厚生大臣が別に定める額とする。次項において「特定標準負担額」という。)を控除した額

5 介護保険法第四十八条第三項の規定は、特定標準負担額について、同条第四項の規定は、前項各号の基準について準用する。

6 旧措置入所者(要介護被保険者であるものを除く。)は、施行日から起算して五年間に限り、介護保険法第四十八条第五項及び第六項、同条第八項の規定により準用される同法第四十一条第八項並びに同法第五十一条第一項の規定の適用については要介護被保険者と、同法第六十六条から第六十八条までの規定の適用については同法第六十二条に規定する要介護被保険者等とみなす。

7 旧措置入所者は、特定介護老人福祉施設が行う機能訓練を進んで利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるとともに、その心身の状況に応じて最も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用するように努めなければならない。

(介護保険法及びこの法律の施行のために必要な準備)

第十四条 厚生大臣は、介護保険法第四十八条第二項第二号に規定する標準負担額、同法第二百一十五条第一項の第二号被保険者負担率その他同法に基づく制度に関する重要事項を定めようとするときは、施行日前においても同法第八条に規定する政令で定める審議会に諮問することが

できる。

第十五条 厚生大臣は、介護保険法第二十七条第八項の基準、同法第三十二条第四項の基準、同法第四十一条第四項各号の基準、同法第四十三条第一項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額、同法第四十四条第四項の居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額、同法第四十五条第四項の居宅介護住宅改修費支給限度基準額、同法第四十六条第二項の基準、同法第四十八条第二項各号の基準、同法第五十三条第二項各号の基準、同法第五十五条第一項の居宅支援サービス費区分支給限度基準額、同法第五十六条第四項の居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額、同法第五十七条第四項の居宅支援住宅改修費支給限度基準額、同法第五十八条第二項の基準、同法第七十四条第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準、同法第八十一条第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準、同法第八十八条第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準、同法第九十七条第一項及び第二項の厚生省令並びに同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準、同法第一百条第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準並びに第十三条第四項各号の基準を定めようとするときは、施行日前においても同法第八条に規定する政令で定める審議会の意見を聴くことができる。

第十八条 年金保険者(介護保険法第三十一条

に規定する年金保険者をいう。以下この項において同じ。)は、施行日前の厚生省令で定める期日までに、厚生大臣が定める日(以下この項において「基準日」という。)現在において当該年金保険者から老齢退職年金給付(同条に規定する老齢退職年金給付をいう。以下この条において同じ。)の支払を受けている者であつて六十五歳以上のもの(施行日までの間において六十五歳に達するものを含み、次に掲げるものを除く。)の氏名、住所その他厚生省令で定める事項を、その者が基準日現在において住所を有する市町村に通知しなければならない。

一 厚生大臣が定める日から当該日の属する年の翌年における当該日に相当する日の前日までの間に支払を受けるべき当該老齢退職年金給付の額の総額が、基準日の現況において政令で定める額未満である者

二 当該老齢退職年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供していることその他の厚生省令で定める特別の事情を有する者

2 介護保険法第三十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

3 市町村は、第一項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る介護保険法第九條第一号に規定する第一号被保険者(災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収(同法第三十一条に規定する特別徴収をいう。以下この条において同じ。)の方法によつて

保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものを除く。)について、施行日から施行日の属する年の九月三十日までの間において老齢退職年金給付が支払われるときは、その支払に係る同法の規定による保険料の額として、政令で定めるところにより算定した額を、厚生省令で定めるところにより、特別徴収の方法によつて徴収することができる。

4 介護保険法第三十五条から第三十九条まで(第百三十五条第一項及び第百三十六条第二項を除く。)の規定は、前項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

第十七条 前三条に規定するもののほか、介護保険法及びこの法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、介護保険法第二十七条又は同法第三十二条の規定による要介護認定又は要支援認定の手續、同法第七十条の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の手續、同法第七十九條の規定による同法第四十六条第一項の指定の手續、同法第八十六条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の手續、同法第九十四条の規定による開設の許可の手續、同法第一百七条の規定による同法第四十八条第一項第三号の指定の手續、同法第一百七条の規定による市町村介護保険事業計画の策定の準備、同法第一百八条の規定による都道府県介護保険事業支援計画の策定の準備、同法第一百八条の規定による介護給付費審査委員会の委員の委嘱の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(罰則に關する経過措置)

第十八条 介護保険法(同法附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)及びこの法律(附則各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの法律において従前の例によることとされる場合における介護保険法及びこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この法律に規定するもののほか、介護保険法及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二章 関係法律の一部改正

(老人福祉法の一部改正)

第二十条 老人福祉法の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「及び老人短期入所事業」を、「老人短期入所事業及び痴呆対応型老人共同生活援助事業」に改め、同条第二項中「係る者」の下に「又は介護保険法(平成九年法律第号)の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者」を加え、「その者の居宅において同号の厚生省令で定める便宜」を、「これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定めるもの」に改め、同条第三項中「を同号の」を「又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サー

ビス費若しくは居宅支援サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)を特別養護老人ホームその他の」に、「その者につき同号の厚生省令で定める便宜」を「これらの者につき入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生省令で定める便宜」に改め、「(老人デイサービスセンターに係るものを除く。)」を削り、同条第四項中「者」の下に「又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給に係る者その他の」を政令で定める者」を加え、「同号の」を「特別養護老人ホームその他の」に改め、「(老人短期入所施設に係るものを除く。)」を削り、同条に次の一項を加える。

5 この法律において、「痴呆対応型老人共同生活援助事業」とは、第十条の四第一項第四号の措置に係る者又は介護保険法の規定による痴呆対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。

第五条の四の見出し中「介護の措置等」を「福祉の措置」に改め、同条第一項中「(以下「介護の措置等」という。)を削る。

第六条の二「うち」の下に、「介護保険法に規定する居宅サービス、居宅介護支援及び施設サービスの適切かつ有効な利用に係るものその他の」を加え、「老人デイサービスセンター」を削る。

第六條の三第一項第一号及び第二項中「介護の措置等」を「この法律に基づく福祉の措置」に改める。

第十條の見出し中「健康保持」の下に「及び介護等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の介護等に関する措置については、この法律に定めるもののほか、介護保険法の定めるところによる。

第十條の二中「前条」を「前条第一項」に改め、「基づく措置」の下に「及び同条第二項に規定する介護保険法に基づく措置」を加える。

第十條の三の見出しを「支援体制の整備等」に改め、同条中「応じて、」の下に「自立した日常生活を営むために」を加え、「処遇が受けられるように」に「居宅における介護等の措置及び特別養護老人ホームへの入所等の措置の総合的な実施」を「支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一條の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、居宅介護支援及び施設サービス並びに老人クラブその他老人の福祉を増進すること」を目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、前項の体制の整備に当たつては、六十五歳以上の者が身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならぬ。

第十條の四第一項第一号中「あるもの」を「あるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者に、」に「入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定めるもの」を「第五条の二第二項の厚生省令で定める便宜」に改め、同項第二号中「あるもの」を「あるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者に、」その他の厚生省令で定める施設を「若しくは第五条の二第二項の厚生省令で定める施設に、」に「入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他」を「同項」に改め、同項第三号中「もの」を「ものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者に、」その他の厚生省令を「若しくは第五条の二第四項の厚生省令」に改め、同項に次の一号を加える。

四 六十五歳以上の者であつて、痴呆の状態にあるために日常生活を営むのに支障があるもの（共同生活を営むのに支障がある者を除く。）が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する痴呆対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者に、同項を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五條の二第五項に規定する住居において食事の提供その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において食事の提供その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

第十條の四第三項を削る。

第十一條第一項第一号中「地方公共団体」を「市町村」に改め、同項第二号中「もの」を「ものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者に、」地方公共団体を「市町村」に改める。

第十二條及び第十三條の二中「第十條の四第一項若しくは第二項」を「第十條の四」に改める。

第十三條第二項中「老人クラブその他」を削り、「を行なう者」を「の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者」に改める。

第十五條第六項中「施設の設置によつて、第二十條の九に規定する」を「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第十八條第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十條の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該」に、「同項」を「第四項」に改める。

第十六條の見出しを「廃止若しくは休止又は入所定員の増加」に改め、同条第二項中「又は休止しよう」とを「若しくは休止し、又はその入所定員の増加しよう」とに、「又は休止の時期を」若しくは休止の時期又は入所定員の増加に改め、同条に次の一項を加える。

所定員を増加しよう」とに、「又は休止の」を「若しくは休止又は入所定員の増加の」に改め、同条第三項中「又は休止しよう」とを「若しくは休止し、又はその入所定員を増加しよう」とに、「又は休止の時期を」若しくは休止の時期又は入所定員の増加に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第六項の規定は、前項の規定により社会福祉法人が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員の増加の認可の申請をした場合について準用する。

第十八條の二第二項中「第十條の四第一項各号の措置に係る」を「第五條の二第二項から第五項まで、第二十條の二の二若しくは第二十條の三に規定する」に改める。

第二十條の二の二中「者」の下に「又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）」を加え、「同号」を「第五條の二第三項」に改める。

第二十條の三中「者」の下に「又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者」を加える。

第二十條の五中「者」の下に「又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者」を加える。

第二十條の六中「第二十條の二」を「第二十條の二の二」に改める。

第二十條の七の二中「市町村の行う介護の措

置等及び老人の心身の健康の保持に関する措置に係る」を削り、「と市町村」の下に「老人居宅生活支援事業を行う者」を、「医療施設」の下に「老人クラブその他老人の福祉を増進することとを目的とする事業を行う者」を加える。

第二十条の八第一項中「この法律に基づく福祉の措置の実施を、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保」に改め、同条第二項中「第十條の四第一項各号及び第十一條第一項各号の措置に關し、確保すべき事業の量の目標その他必要な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標
- 二 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策
- 三 その他老人福祉事業の供給体制の確保に關し必要な事項

第二十条の八中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「他の法律」を「介護保険法第百十七條に規定する市町村介護保険事業計画その他の法律」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項第一号」に改め、「目標」の下に「（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次の一項を加える。

3 市町村は、前項第一号の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老

平成九年十二月九日 衆議院會議録第十八号(一)

介護保険法施行法案及び同報告書

人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たつては、介護保険法第百十七條第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護及び介護福祉施設サービスに係るものに限る。）を勘案しなければならない。

第二十条の九第一項中「この法律に基づく福祉の措置に關する事業」を「老人福祉事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 介護保険法第百十八條第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標
- 二 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に關する事項
- 三 老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に關する事項
- 四 その他老人福祉事業の供給体制の確保に關し必要な事項

第二十条の九第五項を同条第六項とし、同条第四項中「他の法律」を「介護保険法第百十八條に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法律」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次の一項を加える。

3 都道府県は、前項第一号の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を定めるに当たつ

ては、介護保険法第百十八條第二項第一号に規定する介護保険施設の種類の必要入所定員総数（同法に規定する介護老人福祉施設に係るものに限る。）を勘案しなければならない。

第二十一条第一号中「第十條の四第一項」を「第十條の四第一項第一号から第三号まで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第十條の四第一項第四号の規定により市町村が行う措置に要する費用

第二十一条第二号中「第十一條」を「第十一條第一項第一号及び第三号並びに同条第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第十一條第一項第二号の規定により市町村が行う措置に要する費用

第二十一条の次に次の一條を加える。
（介護保険法による給付との調整）
第二十一条の二 第十條の四第一項各号又は第十一條第一項第二号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス又は施設サービスに係る保険給付を受けることができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第一号、第一号の二又は第二号の二の規定による費用の支弁をすることを要しない。

第二十四条第一項中「及び第三号」を「から第三号まで」に改める。

第二十五条中「第二條第二項第一号」を「第二條第二項第二号」に改める。

第二十六条第一項中「及び第三号」を「から第三号まで」に改める。

第二十八条第一項中「第十一條」を「第十條の四第一項及び第十一條」に改める。

四第一項及び第十一條」に改める。

附則第六條の二の見出し中「設置」の下に「等」を加え、同条中「当該施設の設置によつて、第二十條の九に規定する」を「当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第百十八條第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十條の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、社会福祉法人が中核市の区域内に設置した養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員を増加しようとする場合について準用する。

（老人福祉法の一部改正に伴う経過措置）
第二十一条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正後の老人福祉法（以下この条において「新老福祉法」という。）第五條の二第五項に規定する痴呆対応型老人共同生活援助事業を行っている国及び都道府県以外の者について新老福祉法第十四條の規定を適用する場合においては、同条中「あらかじめ」とあるのは、「介護保険法施行法（平成九年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内」とする。

第二十二條 この法律の施行前に行われた旧老福祉法第十條の四第一項に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び

国の補助については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に行われた旧老福法第十一条第一項第二号に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の負担並びに当該費用の徴収については、なお従前の例による。

(社会福祉事業法の一部改正)

第二十三条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号の三中「又は老人短期入所事業を、老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業」に改め、同項第五号の二中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」を「介護保険法(平成九年法律第 号)」に、「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

(老人保健法の一部改正)

第二十四条 老人保健法の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 老人保健施設療養費の支給(第四十六条の二、第四十六条の五)」を「第四節 則除に、」第四十六条の五の三を「第四十六条の五の九に、」第四十六条の五の四・第四十六条の五の五を「第四十六条の六・第四十六条の七に、」第四十六条の五の六を「第四十六条の八に、」第三章の二「老人保健施設及び六条の六」に、第二節 指定老人訪問看護事業指定老人訪問看護事業者(第四十六条の十七)を「第三章の二 則除に、」第八十四条の二を「第八十五条」に改める。

第六条第四項及び第五項を削る。

第七条中「並びに老人保健施設に関する事項」を削り、「第四十六条の二第五項、第四十六条の五の二第三項、第四十六条の八第六項及び第四十六条の十七の五第四項を、第四十六条の五の二第五項及び第四十六条の五の四第四項」に改める。

第十二条第五号の四を次のように改める。

五の四 則除

第十七条の四を次のように改める。

第十七条の四 則除

第十七条の六中「第四十六条の五の四」を「第四十六条の六」に改める。

第二十条中、「老人保健施設療養費の支給」を削る。

第二十四条の二中「及び老人福祉法を、老人福祉法」に改め、「福祉サービス」の下に「並びに介護保険法(平成九年法律第 号)」に基づく居宅サービス及び施設サービスを加える。

第二十五条第六項中「第百十六条の二」を「第百十六条の二第一項又は第二項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 医療(厚生大臣が定める療養に係るものを除く)は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七條第二十三項に規定する療養型病床群等に入院している者については、行われない。

第三十一条の二第十項中「第五項まで」を「第六項まで」に改める。

第三十一条の三第九項中「及び第五項第一号」

を、第五項第一号及び第六項に改め、同条第十項中「第五項まで」を「第六項まで」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二 医療、入院時食事療養費の支給又は特定療養費の支給は、当該疾病又は負傷につき、介護保険法の規定によりこれらの給付に相当する給付を受けることができるときは、行わない。

第三章第四節を次のように改める。

第四節 則除

第四十六条の二から第四十六条の五まで 則除
第四十六条の五の二第一項を次のように改める。

市町村長は、老人医療受給対象者が指定訪問看護事業者(健康保険法第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ)から当該指定に係る訪問看護事業(同項に規定する訪問看護事業をいう)を行う事業所により行われる老人訪問看護(疾病又は負傷により、家庭において継続して療養を受ける状態にある老人(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認めたものに限り)に対し、その者の家庭において看護婦その他厚生省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。以下「指定老人訪問看護」という)を受けたときは、その老人医療受給対象者に対し、当該指定老人訪問看護に要した費用について、老人訪問看護療養費を支給する。

第四十六条の五の二第八項中「指定老人訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者」に改め、

同項を同条第十一項とし、同条第七項中「指定老人訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者」に、「第二項の」を「第四項の」に、「第四十六条の十七の五第二項」を「第四十六条の五の四第一項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基金、連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

第四十六条の五の二第六項を同条第八項とし、同条第五項中「指定老人訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の老人訪問看護療養費は、厚生省令で定めるところにより、市町村長が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 指定老人訪問看護を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者について、健康手帳を提示して、受けるものとする。

第四十六条の六から第四十六条の八までを削る。

第三章第七節中第四十六条の五の六を第四十六条の八とする。

第四十六条の五の五中「第四十六条の二第二項並びに第四十六条の四を、第四十六条の五の二第二項並びに第四十六条の五の七」に改め、第三章第六節中同条を第四十六条の七とする。

第三章第六節中第四十六条の五の四を第四十六条の六とする。

第四十六條の五の三中、第四十六條、第四十六條の二第二項、第三項及び第十項並びに第四十六條の四を並びに第四十六條に改め、
「第四十六條の三の規定は、指定老人訪問看護事業者についてを削り、第三章第五節中同条を第四十六條の五の八とし、同条の次に次の一条を加える。

(他の保健事業との関係)

第四十六條の五の九 指定老人訪問看護は、第三章第一節から第三節までに規定する医療及び医療等以外の保健事業には含まれないものとする。

第四十六條の五の二の次に次の五条を加える。

(領収証の交付)

第四十六條の五の三 指定訪問看護事業者は、指定老人訪問看護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした者に対し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

(指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準)

第四十六條の五の四 指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準については、厚生大臣が定める。

2 指定訪問看護事業者は、前項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従い、老人の心身の状況等に応じて適切な指定老人訪問看護を提供するとともに、自らその提供する指定老人訪問看護の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に

指定老人訪問看護を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

3 厚生大臣は、第一項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。)を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生大臣は、第一項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

5 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

(厚生大臣又は都道府県知事の指導)

第四十六條の五の五 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者は、指定老人訪問看護に関し、厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

(報告等)

第四十六條の五の六 厚生大臣又は都道府県知事は、老人訪問看護療養費の支給に関して必要があるとき、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者であつた者(以下この項において「指定訪問看護事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提

示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者若しくは指定訪問看護事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十一条第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(特別会計)

第四十六條の五の七 市町村は、老人訪問看護療養費の支給に関する収入及び支出について、第三十三条に規定する特別会計において経理するものとする。

「第三章の二 老人保健施設及び指定老人訪問看護事業者」を「第三章の二 削除」に改める。

「第一節 老人保健施設」を削る。

第四十六條の九から第四十六條の十七までを次のように改める。

第四十六條の九から第四十六條の十七まで削除

第三章の二第二節を削る。

第四十六條の十八中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村老人保健計画は、介護保険法第百十七條に規定する市町村介護保険事業計画と調和が保たれたものでなければならない。
第四十六條の十九第一項中「及び老人保健施設

設の整備を削り、同条第二項中「においては、」の下に「介護保険法第百十八條第二項第一号の規定により」を加え、「区域」の当該区域における老人保健施設の整備量の目標その他必要な「を」区域ごとに医療等以外の保健事業の供給体制の確保に関するに改め、同条第四項中「他の法律」を「介護保険法第百十八條に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法律」に改め、「又は老人保健施設の整備」を削る。

第四十八條第一項を次のように改める。

市町村が前条の規定により支弁する費用のうち、医療等に要する費用の十分の七に相当する額並びに第二十九條第二項(第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。及び第四十六條の五の二第九項の事務の執行に要する費用(第二十九條第三項(第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。及び第四十六條の五の二第十項の規定による委託に要する費用を含む。))については、政令で定めるところにより、基金が当該市町村に対して交付する交付金をもつて充てる。

第四十九條中「老人保健施設療養費等を除く。」及び「老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の四を削る。」

第五十条中「(老人保健施設療養費等を除く。及び、老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の一を削る。)

第五十二条中「(老人保健施設療養費等を除く。及び、老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の四を削る。)

第五十五条第一項を次のように改める。

前条第一項の概算医療費拠出金の額は、次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 当該保険者に係る老人医療費見込額(市町村が当該年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この号において同じ。)から調整対象外医療費見込額(当該保険者が概算基準超過保険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「一人平均老人医療費見込額」という。)で除して得た率が、すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。次号において同じ。)を控除して得た額に概算加入者調整率を乗じて得た額

二 調整対象外医療費見込額

第五十五条第二項を削り、同条第三項中「第

一項第一号イを「前項第一号に、「次条第三項を「次条第二項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項第一号イを「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

第五十六条第一項を次のように改める。

第五十四条第一項の確定医療費拠出金の額は、次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 当該保険者に係る老人医療費額(市町村が当該年度の前々年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額をいう。以下この号において同じ。)から調整対象外医療費額(当該保険者が確定基準超過保険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「一人平均老人医療費額」という。)で除して得た率が、前条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。次号において同じ。)を控除して得た額に確定加入者調整率を乗じて得た額

二 調整対象外医療費額

第五十六条第二項を削り、同条第三項中「第

一項第一号イを「前項第一号に改め、同項を同条第二項とする。

第五十七条中、「第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項を、及び第四十六条の五の二第九項に、「及び第四十六条の二第十項(第四十六条の五の三において準用する場合を含む。)を、及び第四十六条の五の二第十項に改める。

第八十二条第一項中、「老人保健施設療養費の支給を削る。

第八十四条の二を削る。

第八十五条中、「二十万円」を「三十万円」に改める。

第八十六条中、「老人保健施設療養費の支給」を削り、「第四十六条の五及び第四十六条の五の三を、第四十六条の五の八に、「十万円」を「二十万円」に改める。

第八十六条の二、第八十六条の三及び附則第一条の二を削る。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)
第二十五条 この法律の施行前に行われた旧老健法第四十六条の二第二項に規定する施設療養費(次条において単に「施設療養費」という。)に係る同項の規定による老人保健施設療養費の支給については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に行われた旧老健法第四十六条の五の二第二項に規定する指定老人訪問看護に係る同項の規定による老人訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

第二十六条 この法律の施行の際現に特定老人保健施設(その開設者が第八条第一項の規定により介護保険法第九十四条第一項の開設の許可を受けた者とみなされた旧老健法第六十四条第四項に規定する老人保健施設をいう。)に在所している旧老健法第十七条第二項に規定する老人医療受給対象者(疾病、負傷等により寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人であつて、その治療の必要の程度につき厚生省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)が、この法律の施行の日以後引き続き当該施設に在所し、当該施設から施設療養に相当するサービスを受けている間は、第二十四条の規定による改正後の老人保健法(以下この条及び第二十八条において「新老健法」という。)第三十二条第一項及び第三十四条の二の規定にかかわらず、当該施設療養に相当するサービスに要した費用について、新老健法に規定する医療費を支給する。ただし、当該老人医療受給対象者が介護保険法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者となつたときは、この限りでない。

2 前項の規定により老人医療受給対象者が医療費の支給を受ける場合における医療費の額は、新老健法第三十二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、介護保険法第四十八条第二項第一号の厚生大臣が定める基準により算定した介護保健施設サービスに要する費用の額(その額が現に当該施設療養に相当するサービス(食事の提供その他の厚生省令で定めるサービスを除く。)に要した費用の額を超えるときは、当該現に施設療養に相当するサービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額及び同項第二号の厚生大臣が定める基準により算定した介護老人保健施設における食事の提供に要する費用の額(その額が現に当該食事の提供に要し

た費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。から同号に規定する標準負担額を控除した額を勘案して厚生大臣が定める額を基準として、市町村長が定める。

第二十七条 この法律の施行の日前に発生した事項につき旧老健法第四十六條の十六において準用する医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第九條の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

第二十八條 新老健法第四十八條から第五十條までの規定は、この法律の施行の日以後に行われる新老健法の規定による医療(医療費の支給を含む。)、入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)、及び老人訪問看護療養費の支給に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、同日以前に行われた旧老健法の規定による医療(医療費の支給を含む。)、入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)、老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用については、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)

第二十九條 健康保険法の一部を次のように改正する。

第四十三條に次の一項を加える。

第一項ノ給付(厚生大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク)ハ介護保険法(平成九年法律

平成九年十二月九日 衆議院會議録第十八号(一)

第 号)第四十八條第一項第三号ニ規定

スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法第七條第二十三項ニ規定スル療養型病床群等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ
第四十三條ノ十七第九項中「第四十三條ノ二」を「第四十三條第四項、第四十三條ノ二」に改める。

第四十四條第十一^三項中「第四十三條ノ二乃至第四十三條ノ十五」を「第四十三條乃至第四十三條ノ十五(第四十三條第一項乃至第三項、に改め、同條第十三^四項中「第四十三條ノ二」を「第四十三條第四項、第四十三條ノ二」に改める。

第四十四條ノ四第一項中「特定承認保険医療機関又ハ老人保健法第六條第四項」を「若ハ特定承認保険医療機関又ハ介護保険法第七條第二十二項」に、「老人保健施設」を「介護老人保健施設若ハ同條第二十三項ニ規定スル介護療養型医療施設」に改める。

第四十四條ノ五第二項中「老人保健法第四十六條の五の二第二項」を「介護保険法第四十一條第一項本文」に、「指定老人訪問看護事業者」を「指定居宅サービス事業者(訪問看護事業ヲ行フ者ニ限ル次項ニ於テ之ニ同ジ)」に改め、同條第三項中「老人保健法第四十六條の十七の八」を「介護保険法第七十七條第一項」に、「指定老人訪問看護事業者」を「指定居宅サービス事業者」に改める。

第四十四條ノ六第二項中「ノ指定訪問看護の下に」並ニ老人保健法ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ノ指定老人訪問看護を加える。
第四十四條ノ十一第六号中「又ハ」を「若ハ」に改め、「指定訪問看護」の下に「又ハ老人保健法

ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ノ指定老人訪問看護」を加える。

第五十五條第一項中「又ハ老人保健法」を「若ハ老人保健法」に改め、「老人保健施設療養費ニ係ル療養」を削り、「ヲ受クル者」を「又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス(同法第四十一條第一項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ)(療養ニ相当スルモノニ限ル本条ニ於テ之ニ同ジ)、特例居宅介護サービス費若ハ特例居宅支援サービス費ニ係ル居宅サービス(同法第七條第五項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ)若ハ之ニ相当スルサービス」此等ノサービス中療養ニ相当スルモノニ限ル本条ニ於テ之ニ同ジ)、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等(同法第四十八條第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂フ以下之ニ同ジ)(療養ニ相当スルモノニ限ル本条ニ於テ之ニ同ジ)若ハ特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス(同法第七條第二十項ニ規定スル施設サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ)(療養ニ相当スルモノニ限ル本条ニ於テ之ニ同ジ)ヲ受クル者」に、「又ハ同法」を「若ハ老人保健法」に、「療養開始後」を「療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費若ハ特例居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等若ハ特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス」開始後」に、「但シ同法」を「但シ老人保健法」に改める。

第五十六條第二項中「被保険者タリシ者」の下に「又ハ第五十九條ノ七ノ規定ノ適用ヲ受クル被保険者タリシ者」を加え、「老人保健施設療養費ノ支給又ハ老人訪問看護療養費ノ支給」を「若ハ老人訪問看護療養費ノ支給又ハ当該介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費ノ支給若ハ居宅支援サービス費ノ支給(此等ノ支給ノ中療養ニ相当スル指定居宅サービスニ係ルモノニ限ル、特例居宅介護サービス費ノ支給若ハ特例居宅支援サービス費ノ支給(此等ノ支給ノ中療養ニ相当スル居宅サービス又ハ之ニ相当スルサービスニ係ルモノニ限ル)、施設介護サービス費ノ支給(療養ニ相当スル指定施設サービス等ニ係ルモノニ限ル)若ハ特例施設介護サービス費ノ支給(療養ニ相当スル施設サービスニ係ルモノニ限ル)」に改める。

第五十九條ノ六の次に次の一條を加える。
第五十九條ノ七 療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給又ハ訪問看護療養費ノ支給ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ同一ノ疾病又ハ負傷ニ関シ介護保険法ノ規定ニ依リ夫々ノ給付ニ相当スル給付ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ之ヲ為サズ
第六十九條ノ二中「第六十條」を「第五十九條ノ七、第六十條」に改める。

第六十九條の十二第二項第二号中「又は老人保健法」を「若しくは老人保健法」に、「老人保健施設療養費の支給」を削り、「老人訪問看護療養費の支給が行われたとき」を「老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給若しくは居宅支援サービス費の支給(これらの支給のうち療養に相当する

介護保険法施行法案及び同報告書

指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条、第六十九条の十五及び第六十九条の二十六において同じ。)、特例居宅介護サービス費の支給若しくは特例居宅支援サービス費の支給(これらの支給のうち療養に相当する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条、第六十九条の十五及び第六十九条の二十六において同じ。)、施設介護サービス費の支給(療養に相当する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条、第六十九条の十五及び第六十九条の二十六において同じ。))若しくは特例施設介護サービス費の支給(療養に相当する施設サービスに係るものに限る。以下この条、第六十九条の十五及び第六十九条の二十六において同じ。))が行われたときに、「又は同法を、若しくは老人保健法に、「老人訪問看護療養費の支給の開始を、老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給の開始に改める。

第六十九条の十五第一項中、「老人保健施設療養費の支給」を削り、「老人訪問看護療養費の支給」の下に「並びに介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給及び特例施設介護サービス費の支給(これらの支給のうち療養に相当する居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設

サービスに係るものに限る。)」を、「その療養」の下に「(居宅サービス及びこれに相当するサービス並びに施設サービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。を含む。))を加え、同条第四項中「又は老人保健法を、若しくは老人保健法に、「第四十六条の五及び第四十六條の五の三を、第四十六條の五の八に改め、「老人保健施設療養費の支給を削り、

「場合においては」を「場合又は介護保険法第二十条の規定により、同法の規定による居宅介護サービス費の支給若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給(これらの給付のうち第六十九条の十二第三項の受給資格者票(同条第五項の規定に該当するものに限る。))を有する者に対して行われるものに限る。以下この項において同じ。))の全部を受けることができないう場合においては、「又は同法を、若しくは老人保健法に、「老人訪問看護療養費の支給に相当する当該給付若しくはを、老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給の開始に改める。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「又は老人保健法を、若しくは老人保健法に改め、「老人保健施設療養費の支給」を削り、「老人訪問看護療養費の支給」の下に「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給及び特例施設介護サービス費の支給(これらの支給のうち療養に相当する居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設

支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給とに改める。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「又は老人保健法を、若しくは老人保健法に改め、「老人保健施設療養費の支給」を削り、「老人訪問看護療養費の支給」の下に「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給」を加える。

第六十九条の三十一の表中「第四十三條第二項の下に」及び第四項を加え、「及び第四十三條ノ十六第一項を、並びに第四十三條ノ十六第一項に改める。

第七十条中「退職者給付拠出金ト称ス」の下に「並ニ介護保険法ノ規定ニ依ル納付金(以下介護納付金ト称ス)を加える。

「及介護納付金を加える。

第七十一条中「退職者給付拠出金」の下に「並ニ介護納付金を加える。

第七十一条ノ二第二項を次のように改める。

第七十一条ノ二第一項を次のように改める。

率ハ其ノ保険料率ガ「於テ」を「アルヨウ」に改め、同条第九項中「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条に次の二項を加える。

介護保険料率ハ各年度ニ於テ被保険者ガ納付スベキ介護納付金(日雇特例被保険者ニ係ルモノヲ除ク)ノ額(政府ノ管掌スル健康保険ニ於テハ其ノ額ヨリ第七十条ノ三第二項ノ規定ニ依ル国庫補助額ヲ控除シタル額)ヲ当該年度ニ於ケル当該被保険者ノ管掌スル介護保険第二号被保険者タル被保険者ノ標準報酬月額ノ総額ノ見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテ被保険者之ヲ定ム

社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依リ介護保険料率ヲ定メタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ審議会ニ報告スベシ

第七十五条中「保険料額」を「一般保険料額又ハ介護保険料額」に改める。

第七十九条ノ三第一項第一号中「被保険者ノ保険料率」の下に「(介護保険第二号被保険者タル日雇特例被保険者以外ノ日雇特例被保険者ニ付テハ一般保険料率を加え、其ノ保険料率」を、其ノ一般保険料率」に、(変更後ノ保険料率」を、変更後ノ一般保険料率」に改め、同条第二項中「保険料額」の下に「(一般保険料率ニ係ル額ニ限ル)を加える。

第七十九条ノ九第一項中「老人保健拠出金」の下に「及介護納付金」を加える。

第八十七条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第八十八条から第八十八条ノ二ノ三までの規定中「十万円」を「二十万円」に改める。

第八十八条ノ二ノ四中「二十万円」を「三十万円」に改める。

円」に改める。

第九十条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則第八條第一項中「退職者給付拠出金」の下に「若ハ介護納付金」を加える。

附則第十一條を削り、附則第十二條を附則第十一條とし、附則に次の二條を加える。

第十二條 健康保険組合ハ第七十一條ノ二第一項第二号及第七十一條ノ二ノ二第二項ノ規定ニ拘ラス其ノ規約ヲ以テ介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノ六十五歳未満ノ被保険者(介護保険第二号被保険者タル被扶養者アルモノニ限ル)以下特定被保険者ト称ス。ニ関スル保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ其ノ保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為サレタル特定被保険者ニ対スル第七十一條ノ二第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「前三項」トアルハ「附則第十二條第一項及第三項」トシ前項ノ規定ニ依リ特定被保険者ニ関スル保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為シタル健康保険組合ニ対スル第七十一條ノ四第十項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「介護保険第二号被保険者タル被保険者」トアルハ「介護保険第二号被保険者タル被保険者及附則第十二條第一項ノ規定ニ依リ其ノ保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為サレタル同項ニ規定スル特定被保険者」トス

扶養者(ニ限ル)ガ介護保険第二号被保険者ニ該当セザルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 政令ヲ以テ定ムル要件ニ該当スルモノトシテ厚生大臣ノ承認ヲ受ケタル健康保険組合(以下承認健康保険組合ト称ス)ハ第七十一條ノ二第一項第一号、第七十一條ノ二ノ二第二項、第七十一條ノ四第十項及前条第一項ノ規定ニ拘ラス介護保険第二号被保険者タル被保険者(同項ノ規定ニ依リ其ノ保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為サレタル特定被保険者ヲ含ム第四項ニ於テ之ニ同ジ)ニ関スル保険料額ヲ一般保険料額ト特別介護保険料額トノ合算額ト為スコトヲ得

前項ノ特別介護保険料額ノ算定方法ハ政令ヲ以テ定ムル基準ニ從ヒ各年度ニ於ケル当該承認健康保険組合ノ特別介護保険料額ノ総額ト当該承認健康保険組合ガ納付スベキ介護納付金ノ額トヲ均シキモノニスベク規約ヲ以テ定ムルモノトス

前項ノ政令ハ介護保険法第二百二十九條第二項ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル基準ヲ勘案シテ之ヲ定ム

承認健康保険組合ニ対スル第七十一條ノ四第八項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「一般保険料率ハ其ノ保険料率ガ」トアルハ「一般保険料率ハ」トアルヨウトアルハ「於テ」トシ承認健康保険組合ノ介護保険第二号被保険者タル被保険者ニ対スル第七十五條ノ規定ノ適用ニ付テハ同条中「介護保険料額」トアルハ「特別介護保険料額」トス

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第三十條 介護保険法の施行の際第五條の規定に

より居室サービス(同法第七條第八項に規定する訪問看護に限る)に係る同法第四十一條第一項本文の指定があつたものとみなされた旧老健法第四十六條の五の二第二項に規定する指定老人訪問看護事業者(以下この条において「指定老人訪問看護事業者」という)については、前条の規定による改正前の健康保険法第四十四條ノ五第二項の規定により同法第四十四條ノ四第一項の指定訪問看護事業者の指定があつたものとみなされたものの地位に影響を及ぼすものではない。ただし、指定老人訪問看護事業者がこの法律の施行の日の前日までに、厚生省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

第三十一條 この法律の施行前に旧老健法の規定により老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する第二十九條の規定による改正後の健康保険法第五十五條第一項、第五十六條第二項、第六十九條の十二第二項第二号及び第六十九條の十六第一項の規定の適用については、同法第五十五條第一項中「老人訪問看護療養費ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居室介護サービス費若ハ居室支援サービス費ニ係ル指定居室サービス」とあるのは「老人訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ介護保険法施行法(平成九年法律第 号)第二十四條ノ規定ニ依リ改正前ノ老人保健法(本項、第五十六條第二項、第六十九條の十二第二項第二号及第六十九條の十六第一項ニ於テ旧老健法ト称ス)ノ規定ニ依ル老人保健施設療養費ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居室介護サービス費若ハ居室支援

サービス費ニ係ル指定居宅サービス」と、「老人訪問看護療養費ニ係ル療養費又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス」とあるのは「老人訪問看護療養費ニ係ル療養費若ハ旧老健法ノ規定ニ依ル老人保健施設療養費ニ係ル療養費又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス」と、同法第五十六條第二項中「老人訪問看護療養費ノ支給」とあるのは「老人訪問看護療養費ノ支給若ハ旧老健法ノ規定ニ依リ行ハルル老人保健施設療養費ノ支給」と、同法第六十九條の十二第二項第二号中「老人訪問看護療養費ノ支給」とあるのは「老人訪問看護療養費ノ支給若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費ノ支給」と、同法第六十九條の十六第一項中「死亡が療養の給付」とあるのは「死亡が療養の給付(旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を含む。）」とする。

第三十二條 この法律の施行前に行われた第二十

九條の規定による改正前の健康保険法附則第十一條に規定する施設療養に係る同条第一項の規定による療養費の額又は同条第二項の規定による家族療養費の額については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正)

第三十三條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八條に次の一項を加える。

第一項第一号乃至第五号ノ給付(給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノ及厚生大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク)ハ介護保険法(平成九年法律第 号)第四十八條第

一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法第七條第二十三項ニ規定スル療養型病床群等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

二 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九條第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル

第二十八條ノ七第七項中「第二十八條第四項の下に」及第七項を加え、「及第二十八條ノ六第一項を」並第二十八條ノ六第一項に改める。

第二十九條第八項中「第二十八條第四項の下に」及第七項を加え、「及第二十八條ノ四第三項を」並第二十八條ノ四第三項に改め、同条第九項中「第二十八條第四項の下に」及第七項を加え、「及第二十八條ノ六第一項を」並第二十八條ノ六第一項に改める。

第三十一條第一項中「又ハ老人保健法を」若ハ老人保健法に改め、「老人保健施設療養費ニ係ル療養費を」削り、「老人訪問看護療養費ニ係ル療養費の下に」又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス(同法第四十一條第一項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ)(療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一條ノ五ニ於テ之ニ同ジ)、特例居宅介護サービス費若ハ特例居宅支援サービス費ニ係ル居宅サービス(同法第七條第五項ニ規定スル居宅サービスヲ

謂フ以下之ニ同ジ)若ハ之ニ相当スルサービス(此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一條ノ五ニ於テ之ニ同ジ)、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等(同法第四十八條第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂フ以下之ニ同ジ)(療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一條ノ五ニ於テ之ニ同ジ)若ハ特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス(同法第七條第二十項ニ規定スル施設サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ)(療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一條ノ五ニ於テ之ニ同ジ)を加える。

第三十一條ノ六第六項中「及第五項を」第五項及第七項に改める。

第三十一條ノ五第一項中「又ハ老人保健法を」若ハ老人保健法に改め、「給付ニ係ル療養費の下に」又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費若ハ特例居宅支援サービス費ニ係ル居宅サービス若ハ之ニ相当スルサービス、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等若ハ特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービスを加え、「同法を」老人保健法に改め、同条第二項中「又ハ老人保健法を」若ハ老人保健法に改め、「給付ニ係ル療養費の下に」又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費若ハ特例居宅支援サービス費ニ係ル居宅サービス若ハ之ニ相当スルサービス、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等若ハ特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービスを加える。

第五十條ノ九第二項中「又ハ老人保健法を」若ハ老人保健法に改め、「老人保健施設療養費ノ支給を」削り、「若ハ老人訪問看護療養費ノ支給の下に」又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費ノ支給若ハ居宅支援サービス費ノ支給(此等ノ支給ノ中療養ニ相当スル指定居宅サービスニ係ルモノニ限ル本項ニ於テ之ニ同ジ)、特例居宅介護サービス費ノ支給若ハ特例居宅支援サービス費ノ支給(此等ノ支給ノ中療養ニ相当スル居宅サービスニ係ルモノニ限ル本項ニ於テ之ニ同ジ)、施設介護サービス費ノ支給(療養ニ相当スル指定施設サービス等ニ係ルモノニ限ル本項ニ於テ之ニ同ジ)若ハ特例施設介護サービス費ノ支給(療養ニ相当スル施設サービスニ係ルモノニ限ル本項ニ於テ之ニ同ジ)を加え、「行ハルル同法を」受ケタル老人保健法に、「又ハ老人訪問看護療養費ノ支給を」若ハ老人訪問看護療養費ノ支給又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費ノ支給若ハ居宅支援サービス費ノ支給、特例居宅介護サービス費ノ支給若ハ特例居宅支援サービス費ノ支給、施設介護サービス費ノ支給若ハ特例施設介護サービス費ノ支給に、「又ハ老人訪問看護療養費ノ支給を」若ハ老人訪問看護療養費ノ支給又ハ居宅介護サービス費ノ支給若ハ居宅支援サービス費ノ支給若ハ特例居宅介護サービス費ノ支給、特例居宅介護サービス費ノ支給若ハ特例居宅支援サービス費ノ支給、施設介護サービス費ノ支給若ハ特例施設介護サービス費ノ支給に改める。

第五十三條第一項の次に次の一項を加える。
療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費若ハ訪問看護療養費ノ支給(此等ノ給付ノ

中左二掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノヲ除クハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ同一ノ疾病又ハ負傷ニ関シ介護保険法ノ規定ニ依リ夫々ノ給付ニ相当スル給付ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ之ヲ為サズ

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

二 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病(当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル)

第五十六条ノ二中「及第二項並ニ」を「乃至第三項及」に改める。

第五十八条第四項中「退職者給付拠出金ト称ス」の下に「並ニ介護保険法ノ規定ニ依ル納付金以下介護納付金ト称ス」を加える。

第五十九条第一項中「退職者給付拠出金」の下に「並ニ介護納付金」を加え、同条第二項を次のように改める。

保険料額ハ第二十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保険者タリシ期間ノ各月ニ付左ノ各号ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル額トス

一 介護保険法第九條第二号ニ規定スル被保険者(以下介護保険第二号被保険者ト称ス)タル被保険者 一般保険料額(各被保険者ノ標準報酬月額ニ一般保険料率ヲ乗ジテ得タル額以下之ニ同ジ)ト介護保険料額(各被保険者ノ標準報酬月額ニ介護保険料率ヲ乗ジテ得タル額)トノ合算額

二 介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノ被保険者 一般保険料額

第五十九条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同条第四項中「保険料率ハ」を「一般保険料率ハ」に改め、同条第五項及び第六項中「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第八項中「第五項」を「第六項」に、「第四項」を「第五項」に、「十分ノ二十九」を「疾病調整率(十分ノ二十九カラ介護保険料率ヲ減シタル率ヲ謂フ)」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第九項及び第十項中「第四項第一号」を「第五項第一号」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項第一号ノ規定ニ拘ラズ介護保険第二号被保険者タル被保険者ガ介護保険第二号被保険者ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保険料額ハ一般保険料額トス但シ其ノ月ニ於テ再び介護保険第二号被保険者ト為リタル場合其ノ他法令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十九条ノ二第一項中「前条第四項」を「第五十九条第五項」に改め、同条を第五十九条ノ二ノ二とし、第五十九条の次に次の一條を加える。

第五十九条ノ二 前条第二項第一号ノ介護保険料率ハ各年度ニ於テ政府ガ納付スベキ介護納付金ノ額ヲ当該年度ニ於ケル介護保険第二号被保険者タル被保険者ノ標準報酬月額ノ總額ノ見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテ

社会保険庁長官之ヲ定ム

社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依リ介護保険料率ヲ定メタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ審議会ニ報告スベシ

第五十九条ノ三中「第五十九条第四項」を「第五十九条第五項」に改める。

第六十条第一項第一号中「被保険者」の下に「(介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル)」を加え、「第五十九条第八項又ハ第十項」を「第五十九条第九項又ハ第十一項」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、「得タル額」の下に「ト標準報酬月額ニ介護保険料率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額」を加え、同項第二号中「被保険者」の下に「(介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル)」を加え、「第五十九条第八項」を「第五十九条第九項」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改め、「得タル額」の下に「ト標準報酬月額ニ介護保険料率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額」を加え、同項に次の二号を加える。

三 第三十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノモノニ限ル)ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額二千分ノ四十・五(第五十九条第九項又ハ第十一項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ變更セラレタルトキハ当該變更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額

四 第三十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノモノニ限ル)ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額二千分ノ三十一(第五十九条第九項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ變更セラレタルトキハ当該變更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額

二限ル)ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額二千分ノ三十一(第五十九条第九項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ變更セラレタルトキハ当該變更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額

第六十条ノ二中「相当スル額」の下に「(介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノ被保険者ノ負担スベキ保険料ノ額ニ在リテハ同項第四号ニ規定スル額ニ相当スル額)」を加える。

第六十八条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第六十九条及び第六十九条ノ二中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則第十二項及び第十三項中「第五十九条ノ二」を「第五十九条ノ二」に改める。

附則第十九項中「第五十九条第六項及第七項」を「第五十九条第七項及第八項」に、「保険料率」を「一般保険料率」に改める。

附則第二十項中「第五十九条第八項」を「第五十九条第九項」に、「保険料率」を「一般保険料率」に、「同条第四項第一号」を「同条第五項第一号」に改める。

附則第二十一項中「保険料率」を「一般保険料率」に、「第五十九条第八項」を「第五十九条第九項」に改める。

附則第二十七項及び第二十八項を削る。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
第三十四条 この法律の施行前に旧老健法の規定により老人保健施設療養費の支給を受けていた

者に対する前条の規定による改正後の船員保険法第三十一条第一項、第三十一条ノ五第一項及び第二項並びに第五十条ノ九第二項の規定の適用については、同法第三十一条第一項中「老人訪問看護療養費二係ル療養」とあるのは「老人訪問看護療養費二係ル療養若ハ介護保険法施行法(平成九年法律第 号)第二十四条ノ規定ニ依ル改正前ノ老人保健法(第三十一条ノ五第一項及第二項並ニ第五十条ノ九第二項ニ於テ旧老健法ト称ス)ノ規定ニ依ル老人保健施設療養費二係ル療養」と、同法第三十一条ノ五第一項及び第二項中「老人保健法ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ニ係ル療養」とあるのは「老人保健法ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ニ係ル療養若ハ旧老健法ノ規定ニ依ル老人保健施設療養費二係ル療養」と、同法第五十条ノ九第二項中「若ハ老人訪問看護療養費ノ支給若ハ旧老健法ノ規定ニ依ル老人保健施設療養費ノ支給」とする。

第三十五条 この法律の施行前に行われた第三十三条の規定による改正前の船員保険法附則第二十七項に規定する施設療養に係る同項の規定による療養費の額又は同法附則第二十八項の規定による家族療養費の額については、なお従前の例による。

(国民健康保険法の一部改正)

第三十六条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「災害その他の政令で定める特別の事情がないのに」を削り、「第五項を」以下この項、第七項に、「次項及び第六項を」第

六項及び第八項に、「に係る被保険者証の返還を求めることができる。この場合において、当該世帯主は市町村に当該被保険者証を返還しなければならぬ」とを、当該保険料の納期限から厚生省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第四項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 市町村は、前項に規定する厚生省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

5 前二項の規定により被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。

第二十二條中「第八項を」第十項に改める。

第三十六條に次の一項を加える。

4 第一項の給付(健康保険法第四十三條第四項に規定する厚生大臣の定める療養に係るものを除く)は、介護保険法(平成九年法律第 号)第四十八條第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七條第二十三項に規定する療養型病床群等に入院している者については、行わない。

第五十二條第六項並びに第五十三條第六項及び第七項中「第三十六條第三項の下に」及び第四項を加え、「及び第四十五條第三項を」並びに第四十五條第三項に改める。

第五十四條の三第二項中「第三十六條第三項の下に」及び第四項を加える。

第五十五條第一項中「又は老人保健法」を「若しくは老人保健法」に改め、「老人保健施設療養費に係る療養」を削り、「老人訪問看護療養費に係る療養」の下に「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス(同法第四十一條第一項に規定する指定居宅サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス(同法第七條第五項に規定する居宅サービスをいう。若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。)、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第四十八條第一項に規定する指定施設サービス等をいう。)(療養に相当するものに限る。若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第七條第二十項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。))を加え、同条第二項第一号及び第三項中「老人保健施設療養費の支給を削り、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、特定療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給は、当該疾病又は負傷につき、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付を受ける

ことができる場合には、行わない。

第五十六條第一項中「又は地方公務員等共済組合法を」若しくは「地方公務員等共済組合法」に改め、「できる場合」の下に「又は介護保険法の規定によつて、それぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合を加え、同条第二項中「又は前項に規定する法令」の下に「介護保険法を除く。」を加える。

第六十三條の二中「災害その他の政令で定める特別の事情がないのに」に「保険料を滞納しているときは」を「保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き」に、「ことができる。」を「ものとする。」に改め、同条に次の二項を加える。

2 保険者は、前項に規定する厚生省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 保険者は、第九條第六項(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主又は組合員であつて、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めがなされていゝるものが、なお滞納している保険料を

納付しない場合においては、厚生省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。

第六十九条中「いう」の下に「及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)を加える。

第七十条第一項中「老人保健医療費拠出金」の下に「及び介護納付金」を加える。

第七十二条の四第一項を次のように改める。

市町村が負担する費用のうち、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(以下「被用者保険等拠出対象額」という。)については、政令で定めるところにより、社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)が市町村に対して交付する療養給付費交付金をもつて充てる。

一 退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 退職被保険者等に係る保険料に相当する額の合算額から当該保険料に係る介護納付金の納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額

第七十三条第一項中「老人保健医療費拠出金」の下に「及び介護納付金」を加える。

第七十五条中「老人保健拠出金」の下に「及び

介護納付金」を加える。

第七十六条中「老人保健拠出金」の下に「及び介護納付金」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による保険料のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第九条第二号に規定する被保険者である被保険者について賦課するものとする。

第一百六条の二を次のように改める。

(介護保険施設等に入所又は入院中の被保険者の特例)

第一百六条の二 介護保険法第七条第十九項に規定する介護保険施設に入所をしたことにより、又は次の各号に掲げる施設若しくは病院に入所若しくは入院当該各号に掲げる施設又は病院の区分に応じそれぞれ当該各号に定める措置がとられ、又は命令がされた場合に限る。以下この条において「措置入所等」という。をしたことにより、当該介護保険施設又は当該各号に掲げる施設若しくは病院(以下この条において「介護保険施設等」という。)の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該介護保険施設等に入所又は措置入所等をした際の市町村(当該介護保険施設等が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の介護保険施設等に継続して入所又は措置入所等をしてい

等をしてい

る介護保険施設等(以下この条において「現入所施設等」という。)に入所又は措置入所等をする直前に入所又は措置入所等をしてい

た介護保険施設等(以下この項において「直前入所施設等」という。)及び現入所施設等のそれぞれに入所又は措置入所等をしたことにより直前入所施設等及び現入所施設等のそれぞれ

の所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入所等被保険者」という。)については、この限りでない。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する児童福祉施設又は同法第二十七条第二項に規定する指定国立療養所等 同条第一項第三号の規定による入所措置又は同条第二項の規定による治療等の委託措置

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設 同法第十八条第四項第三号の規定による入所措置

三 国若しくは都道府県の設置した精神病院又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第十九条の八に規定する指定病院 同法第二十九

九条第一項の規定による入院措置

四 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第五条に規定する精神薄弱者援護施設又は心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)第十七条第一項第一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 精神薄弱者福祉法第十六

条第二項第二号の規定による入所措置

五 老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム 同法第二十一条第一号又は同項第二号の規定による入所措置

六 結核療養所(結核患者を収容する施設を有する病院を含む。) 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第二十九条第一項の規定による入所命令

2 特定継続入所等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第五条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

一 継続して入所又は措置入所等をしてい

る二以上の介護保険施設等のそれぞれに入所又は措置入所等をするに

つて、当該二以上の介護保険施設等のうち最初の介護保険施設等に入所又は措置入所等

をした際の市町村(現入所施設等が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの、当該他の市町村

二 継続して入所又は措置入所等をしてい

平成九年十二月九日 衆議院會議録第十八号(一)

介護保険法施行法案及び同報告書

在する場所への住所の変更(以下この号において「特定住所変更」という。)を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村(現入所施設等が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの、当該他の市町村

3 前二項の規定の適用を受ける被保険者が入所又は措置入所等をしている介護保険施設等は、当該介護保険施設等の所在する市町村及び当該被保険者に対し国民健康保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。
第百十八条中「老人保健拠出金」の下に「及び介護納付金を加える。」
第百二十一条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。
第百二十一条の二中「二十万円」を「三十万円」に改める。
第百二十二条、第百二十三条及び第百二十五条中「十万円」を「二十万円」に改める。
第百二十七条第一項中「第七項」を「第九項」に改め、「同条第三項」の下に「若しくは第四項を加え、「二万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「二万円」を「十万円」に改める。
第百二十八条第二項中「三万円」を「十万円」に改める。

附則第八項第二号及び附則第九項第二号中「これらの者から」を削り、「額」を「額から当該平均の保険料の額に係る介護納付金の納付に要する平均の費用に相当する額を控除した額をこれらの者から」に、「当該保険料の」を「当該控除した」に改める。

附則第十一項を削り、附則第十二項を附則第十一項とし、附則第十三項を附則第十二項とする。
(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 前条の規定による改正後の国民健康保険法第九條第三項及び第四項、第二十二條並びに第六十三條の二の規定は、この法律の施行の日以後の納期限に係る保険料(地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号の規定による国民健康保険税を含む。以下この条において同じ。)の滞納から適用し、同日前の納期限に係る保険料の滞納については、なお従前の例による。

第三十八條 この法律の施行前に旧老健法の規定により老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する第三十六條の規定による改正後の国民健康保険法第五十五條第一項の規定の適用については、同項中「老人訪問看護療養費に係る療養」とあるのは、「老人訪問看護療養費に係る療養若しくは介護保険法施行法(平成九年法律第 号)第二十四條の規定による改正前の老人保健法の規定による老人保健施設療養費に係る療養」とする。
第三十九條 第三十八條の規定による改正後の国民健康保険法第七十八條の規定は、平成十二年度以後の年度分の保険料について適用し、平成十一年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第四十條 この法律の施行の際現に第三十八條の規定による改正前の国民健康保険法第六十六條の二に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされている者であつて、引き続き

同条に規定する入所措置により入所することとされた施設に入所するもの又は同条に規定する入院措置若しくは入院命令により入院することとされた病院に入院するものについては、引き続き当該施設に入所する間又は当該病院に入院する間は、同条の規定は、この法律の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

第四十一條 この法律の施行前に行われた第三十六條の規定による改正前の国民健康保険法附則第十一項に規定する施設療養に係る同項の規定による療養費の額については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第四十二條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第四項中「及び」を、「介護保険法(平成九年法律第 号)第百五十條第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。))及び」に改める。

第五十四條に次の一項を加える。

3 第一項の給付(健康保険法第四十三條第四項に規定する厚生大臣の定める療養に係るものを除く)は、介護保険法第四十八條第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七條第二十三項に規定する療養型病床群等に入院している者については、行わない。

第五十五條の二に次の一項を加える。

7 第五十四條第三項の規定は、入院時食事療養費の支給について準用する。

第五十五條の三〇第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

18 第五十四條第三項の規定は、特定療養費の支給について準用する。

第五十七條第七項中「第五十五條の二第六項」を「第五十四條第三項、第五十五條の二第六項」に改める。

第五十九條第一項中「又は老人保健法」を「若しくは老人保健法」に改め、「老人保健施設療養費」を削り、「を受けている場合」を「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費(同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第七條第五項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条、第六十四條第三項及び第八十七條の五第一項において同じ。)、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費(同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第七條第五項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条、第六十四條第三項及び第八十七條の五第一項において同じ。)、施設介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八條第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条、第六十四條第三項及び第八十七條の五第一項において同じ。若しくは特例施設介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第七條第二十項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条、第六十四條第三項及び第八十七條の五第一項に

において同じ。)を受けている場合(に)、「同法」を「老人保健法」に、「又は老人訪問看護療養費」を「若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費に改め、同条第二項中、老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」を「若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費に改め、同条第三項中、老人保健施設療養費」を削る。

第六十条に次の一項を加える。

3 療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の病又は負傷に関し、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付が行われるときは、行わない。

第六十四条第三項中「第五十九条第三項」の下に「又は第六十条第三項」を加え、「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費を同条第一項を若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費に改め、同条第二項中、老人保健施設療養費」を削る。

第八十七条の五第二項中、「特定療養費」を

「若しくは特定療養費」に、「又は老人保健法を「若しくは老人保健法」に、「若しくは医療費の支給、老人保健施設療養費の支給」を、「医療費」に、「の開始後を」又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給の開始後」に改め、「第五十九条第一項又は同法の規定により」を削る。

第九十九条第一項中、「退職者給付拠出金」の下に、「介護納付金」を加え、「第二号」を「第三号」に改め、同項第一号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第一号の二の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

第九十九条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

第九十九条第五項中、「第二号」を「から第二号まで」に改める。

第一百条第一項中「各月」の下に「(介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。)」を加え、同条第二項本文中「その月」の下に「(介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。)」を加え、同条第四項中「前条第一項第二号」を「前条第一項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該組合員が介護保険法第九條第二号に規定する被保険者(以下「介護保険第二号被保険者」という。)の資格を有する日を含む月(政令で定めるものを除く。)をいう。

第二百二十六條の五第二項中「負担金」の下に「(介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。)」を加える。

第二百二十八條中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則第九條の二を削る。

附則第十二條第三項中「この条」の下に「及び附則第十四條の二第二項」を加え、同条第六項中「負担金」の下に「(介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。)」を加え、「(以下この項において「特例退職掛金」という。)」を削る。

附則第十四條の三を附則第十四條の四とする。

附則第十四條の二第一項中「掛金」の下に「(介護納付金に係るものを含む。)」を加え、同条を附則第十四條の三とし、附則第十四條の次に次の一条を加える。

(介護納付金に係る掛金の徴収の特例)

第十四條の二 介護納付金に係る掛金は、第一百条第一項及び第二項の規定により徴収するもののほか、組合の定款で定めるところにより、当該組合の組合員が六十五歳未満であり、かつ、介護保険第二号被保険者の資格を有しない日(当該組合員に介護保険第二号被

保険者の資格を有する被扶養者がある日に限る。)を含む月(政令で定めるものを除く。)であつて定款で定めるものにつき、徴収することができ。

2 前項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした組合の第二百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員及び特例退職組合員に対する同項及び附則第十二條第六項の規定の適用については、第二百二十六條の五第二項中「介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員」とあるのは、「介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の任意継続組合員(介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の任意継続組合員にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で定款で定めるものに限る。)」と、附則第十二條第六項中「介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員」とあるのは「介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の特例退職組合員(介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の特例退職組合員にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で定款で定めるものに限る。)」とする。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第四十三條 この法律の施行前に旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を受けていた

平成九年十二月九日 衆議院會議録第十八号(一)

介護保険法施行法案及び同報告書

七〇

者に対する前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十九条第一項及び第二項、第六十四条第三項並びに第八十七条の五第一項の規定の適用については、同法第五十九条第一項中「老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは介護保険法施行法平成九年法律第六号第二十四条の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老健法」という。)の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、「老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「老人訪問看護療養費」と、「同条第二項中」老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第八十七条の五第一項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」とする。

第四十四条 この法律の施行前に行われた第四十二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法附則第九条の二に規定する施設療養に係る同条第一項の規定による療養費の額又は同条第二項の規定による家族療養費の額については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四十五条 地方公務員等共済組合法昭和三十七年法律第五十二号の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 地方公務員共済組合連合会は、前項に定めるもののほか、介護保険法(平成九年法律第六号)第三十四条第四項(同法第三百三十七條第六項及び第三百三十八條第四項において準用する場合を含む。)及び第三百三十六條第七項(同法第三百三十八條第二項、第四百零三條第三項及び第四百四十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知の理由に係る事業並びに同法第三百三十七條第二項(同法第四百零三條第三項において準用する場合を含む。)の規定による特別徴収に係る納入金の納入の理由に係る事業を行うものとする。

第五十六條に次の一項を加える。

3 第一項の給付(健康保険法第四十三条第四項に規定する厚生大臣の定める療養に係るものを除く)は、介護保険法第四十八條第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七條第二十三項に規定する療養

型病床群等に入院している者については、行わない。

第五十七條の二に次の一項を加える。

7 第五十六條第三項の規定は、入院時食事療養費の支給について準用する。

第五十七條の三第三項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

18 第五十六條第三項の規定は、特定療養費の支給について準用する。

第五十九條第七項中「第五十七條の二第六項」を「第五十六條第三項、第五十七條の二第六項」に改める。

第六十一條第一項中「又は老人保健法」を「若しくは老人保健法」に改め、「老人保健施設療養費」を削り、「を受けている場合(を)」又は「介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費(同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第四十一條第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条、第六十六條第三項及び第九十六條第一項において同じ。)、施設介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八條第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条、第六十六條第三項及び第九十六條第一項において同じ。若しくは特別施設介護サービス費

(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第七條第二十項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条、第六十六條第三項及び第九十六條第一項において同じ。))を受けている場合(に、「同法」を「老人保健法」に、「又は老人訪問看護療養費」を「若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と改め、同条第二項中「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」を「若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、施設介護サービス費若しくは特別施設介護サービス費」に改め、同条第三項中、「老人保健施設療養費」を削る。

第六十二條に次の一項を加える。

2 療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付が行われるときは、行わない。

第六十六條第三項中「第六十一條第三項」の下に「又は第六十二條第二項」を加え、「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」を「若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特別居宅介護サービス費若しくは

特例居宅支援サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費に、「同条第一項」を「第六十一條第一項」に改める。

第九十六條第一項中、「特定療養費」を「若しくは特定療養費に」、「又は老人保健法」を「若しくは老人保健法に」、「若しくは医療費の支給、老人保健施設療養費の支給」を、「医療費に改め、「老人訪問看護療養費の支給」の下に「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービスの支給、施設介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給」を加え、「第六十一條第一項又は同法の規定により」を削る。

第九十三條第一項中、「以下」退職者給付拠出金」という。を、「及び退職者給付拠出金」の下に「並びに介護納付金」を、「当該組合を組織する職員」の下に「(介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九條第二号に規定する被保険者第百十四條第五項及び第百十四條の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という)の資格を有する者」を加え、「第二号」を、「第三号」に改め、同項第一号中「要する費用」の下に「(次号に掲げるものを除く)」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第一号の二の掛

金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

第九十三條第二項第一号中「費用」の下に「(次号に掲げるものを除く)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

第九十三條第五項中、「第二号」を「から第二号まで」に改める。

第九十四條第一項中「各月」の下に「(介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。)」を加え、同条第二項本文中「その月」の下に「(介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。)」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項及び第二項に規定する対象月とは、当該組合員が介護保険第二号被保険者の資格を有する日を含む月(政令で定めるものを除く)をいう。

第九十四條の二第二項中「含む」を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含むに改める。

第九十四條の三第二項の表第九十六條第一項の項中、「特定療養費」を「若しくは特定療養費に」、「又は老人保健法」を「若しくは老人保健法に」、「若しくは医療費の支給、老人保健施設療養費の支給」を、「医療費に改め、「老人訪問看護療養費の支給」の下に「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費の支給、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービスの支給」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

しくは特例居宅支援サービス費の支給、施設介護サービス費の支給若しくは特例施設介護サービス費の支給」を加え、「第六十一條第一項又は同法の規定により」を削り、「訪問看護療養費の支給又は同法」を「訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法」に改める。

第九十七條中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則第十四條の三第一項中「退職者給付拠出金」の下に「並びに介護納付金」を加え、同条第四項中「及び第二項第一号」及び「第二号並びに第二項第一号及び第一号の二」に改める。

附則第十七條の二を削る。

附則第十八條第五項中「含む」を含み、第百十三條第一項に規定する介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含むに改める。

附則第三十一條の次に次の一條を加える。

第三十一條の二 組合は、第百十三條第一項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、介護保険第二号被保険者等を単位として介護納付金の納付に要する費用を算定することができる。

2 前項に規定する「介護保険第二号被保険者等」とは、当該組合を組織する職員のうち第百十三條第一項に規定する介護保険第二号被

保険者(以下この項において「介護保険第二号被保険者」という)の資格を有する者及び特例負担職員(当該組合を組織する職員のうち介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の者(介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者に限る。))で定款で定めるものをいう。

3 第一項の規定により介護保険第二号被保険者等を単位として介護納付金の納付に要する費用を算定することとした組合に係る第百十四條第五項、第百十四條の二第二項及び附則第十八條第五項の規定の適用については、第百十四條第五項中「資格を有する日」とあるのは「資格を有する日又は附則第三十一條の二第二項に規定する特例負担職員である日」と、第百十四條の二第二項中「介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員」とあるのは「介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員及び附則第三十一條の二第二項に規定する特例負担職員に相当する任意継続組合員として定款で定める者」と、附則第十八條第五項中「介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員」とあるのは「介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員及び附則第三十一條の二第二項に規定する特例負担職員に相当する特例退職組合員として定款で定める者」とす。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十六條 この法律の施行前に旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を受けていた

平成九年十二月九日 衆議院會議録第十八号(一)

介護保険法施行法案及び同報告書

七二

者に対する前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十一条第一項及び第二項、第六十六条第三項、第九十六条第一項並びに同法第四十四条の三第二項の規定により読み替えられた同法第九十六条第一項の規定の適用については、同法第六十一条第一項中「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「若しくは介護保険法施行法(平成九年法律第 号)第二十四条の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老健法」という。)の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」とあるのは「若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費」と、同条第二項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第六十六条第三項中「適用がある場合」とあるのは「適用がある場合(介護保険法施行法第四十五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十一条第三項の規定の適用があつた場合を含む。)」と、「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」と、同法第九十六条第一項及び同法第四十四条の三第二項の規定により読み替えられた同法第九十六条第一項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」とする。

介護保険法施行法(平成九年法律第 号)第四十七条 この法律の施行前に行われた第四十五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法附則第十七条の二に規定する施設療養に係る同条第一項の規定による療養費の額又は同条第二項の規定による家族療養費の額については、なお従前の例による。

第四十八条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「及びを」、介護保険法(平成九年法律第 号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)及びに改める。

第二十五条中、「附則第九条の二」を削り、同条の表第二百六条の五第二項の項中「負担金」の下に「(介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。)」を加え、「含む」を「及びを」に改め、介護保険第二号被保険者(介護保険法第九十九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)の資格を有する任意継続組合員にあつては介護納付金(私立学校教職員共済組合法第十八条第二項に規定する介護納付金をいう。以下同じ。)に係る掛金を含むに改め、同表附則第十二条第六項の項中「負担金」の下に「(介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。)」を加え、「含む」を「及びを」に改め、介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員(以下「特例退職組合員」という。)の資格を有する日を含む月(政令で定めるものを除く。)に限る。を加える。

附則第二十項中「(大正十一年法律第七十号)」を削る。

附則第三十五項を附則第三十七項とし、附則第三十四項を附則第三十六項とし、附則第三十三項の次に次の二項を加える。

34 介護納付金に係る掛金の徴収の特例
介護納付金に係る掛金は、第二十七条第二項の規定により徴収するもののほか、定款で定めるところにより、組合員期間の計算の基礎となる各月のうち、組合員(附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた組合員を除く。)が六十五歳未満であり、かつ、介護保険第二号被保険者の資格を有しない日(当該組合員に介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある日に限る。)を含む月(政令で定めるものを除く。)であつて定款で定めるものにつき、徴収することができる。

35 前項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合においては、第二十五条の表第二百六条の五第二項の項下欄中「任意継続組合員」とあるのは「任意継続組合員及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の任意継続組合員(介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の任意継続組合員にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で定款で定めるものに限る。)」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「特例退職組合員」とあるのは「特例退職組合員及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない六十五歳未満の特例退職組合員(介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で定款で定めるものに限る。)」と、第二十七条第三項中「前二項」とあるのは「前二項及び附則第三十四項」とする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)
第四十九条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条の二中「又は老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」を、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)又は介護保険法(平成九年法律第六号)の一部を次のように改正する。

(結核予防法の一部改正)
第五十条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

組合員にあつては介護納付金に係る掛金を含むに改める。

第二十七条第二項中「各月」の下に「(介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち組合員(附則第二十項の規定により健康保険法(大正十一年法律第七十号)による保険給付のみを受けることができることとなつた組合員を除く。)の資格及び介護保険法第九十九条第一号に規定する被保険者(以下「介護保険第二号被保険者」という。)の資格を併せ有する日を含む月(政令で定めるものを除く。)に限る。)」を加える。

組合員にあつては介護納付金に係る掛金を含むに改める。

第二十七条第二項中「各月」の下に「(介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち組合員(附則第二十項の規定により健康保険法(大正十一年法律第七十号)による保険給付のみを受けることができることとなつた組合員を除く。)の資格及び介護保険法第九十九条第一号に規定する被保険者(以下「介護保険第二号被保険者」という。)の資格を併せ有する日を含む月(政令で定めるものを除く。)であつて定款で定めるものにつき、徴収することができる。)」を加える。

第三十七条第一項中「又は老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)を、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)又は介護保険法(平成九年法律第 号)に改める。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正)

第五十一条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」の下に、「介護保険法(平成九年法律第 号)」を加える。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第五十二条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)」の規定二依ル拠出金」の下に、並

二介護保険法(平成九年法律第 号)ノ規定二依ル納付金」を加える。

第三条中「国民健康保険法ノ規定二依ル拠出金」の下に、「介護保険法ノ規定二依ル納付金」を加える。

第十条第二項中「及国民健康保険法ノ規定二依ル拠出金」を、国民健康保険法ノ規定二依ル拠出金及介護保険法ノ規定二依ル納付金」に改める。

第十八条ノ第五項中「保険料率」を「一般保険料率」に改める。

(船員保険特別会計法の一部改正)

第五十二条 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正

する。

第一条中「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の規定による拠出金」の下に、並びに介護保険法(平成九年法律第 号)の規定による納付金」を加える。

第三条中「国民健康保険法の規定による拠出金」の下に、「介護保険法の規定による納付金」を加える。

第六条中「及び国民健康保険法の規定による拠出金」を、国民健康保険法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第五十四条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「医療機関」の下に、「介護機関」を加える。

第十一条第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第八号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 介護扶助

第十五条の次に次の一条を加える。

(介護扶助)

第十五条の二 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者(介護保険法(平成九年法律第 号)第七條第三項に規定する要介護者をいう。第三項において同じ。)及び要支援者(同条第四項に規定する要支援者をいう。第三項において同じ。)に対して、次に掲げる事項の範囲内にお

いて行われる。

一 居宅介護(居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。)

二 福祉用具

三 住宅改修

四 施設介護

五 移送

2 前項第一号に規定する居宅介護とは、介護保険法第七條第六項に規定する訪問介護、同条第七項に規定する訪問入浴介護、同条第八項に規定する訪問看護、同条第九項に規定する訪問リハビリテーション、同条第十項に規定する居宅療養管理指導、同条第十一項に規定する通所介護、同条第十二項に規定する通所リハビリテーション、同条第十三項に規定する短期入所生活介護、同条第十四項に規定する短期入所療養介護、同条第十五項に規定する痴呆対応型共同生活介護、同条第十六項に規定する特定施設入所者生活介護及び同条第十七項に規定する福祉用具貸与並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 第一項第一号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者又は要支援者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス(以下この項において「居宅介護等」という。)の適切な利用等をすることができるようになるための当該要介護者又は要支援者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介

護保険法第七條第二十一項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十二項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十三項に規定する介護療養施設サービスをいう。

第十九条第三項中「但書」を「ただし書」に改め、「場合」の下に「又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助(施設介護に限る。))を介護老人福祉施設(介護保険法第七條第二十一項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。))に委託して行う場合を、「その収容」の下に「又は委託」を、「その者の収容」の下に「又はその者に係る当該介護扶助の委託」を加える。

第三十一条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 介護老人福祉施設、介護老人保健施設(介護保険法第七條第二十二項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。))又は介護療養型医療施設(同条第二十三項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下同じ。))であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護老人福祉施設を含む。))において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときは、同項の規定を達するため必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設の管理者に対して交付することができる。

第三十四条の次に次の一条を加える。

平成九年十二月九日 衆議院會議録第十八号(一)

介護保険法施行法案及び同報告書

七四

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 介護扶助は、現物給付によつて行つものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行つことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護及び施設介護は、介護機関(その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画を作成する者並びに介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護老人福祉施設を含む。)にこれを委託して行つものとする。

3 前条第四項及び第五項の規定は、介護扶助について準用する。この場合において、同条第四項中「急迫した事情」とあるのは、「急迫した事情その他やむを得ない事情」と読み替へるものとする。

第三十五条第三項中「前条第四項」を「第三十四条第四項」に改める。

第七章 医療機関及び助産機関を「第七章 医療機関、介護機関及び助産機関」に改める。

第五十四条の次に次の一条を加える。

(介護機関の指定等)

第五十四条の二 厚生大臣は、国の開設した介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設についてその主務大臣の同意

を得て、都道府県知事は、その他の介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設又はその事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者について開設者又は本人の同意を得て、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定する。

2 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十條の五に規定する特別養護老人ホームについて介護保険法第四十八條第一項第一号の指定があつたときは、その介護老人福祉施設は、その指定の時に、前項の規定による指定を受けたものとみなす。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた介護老人福祉施設に係る同項の指定は、当該介護老人福祉施設について、介護保険法第九十一條の規定による同法第四十八條第一項第一号の指定の辞退があつたとき、又は同法第九十一條第一項の規定による同法第四十八條第一項第一号の指定の取消しがあつたときは、その効力を失う。

4 第五十条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関(第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた介護老人福祉施設を含む。)について準用する。この場合において、第五十一條第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(介護老人福祉施設に係るものを除く。)」と、第五十三條第三項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険

法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金又は厚生省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と読み替へるほか、これらの規定に關し必要な技術的統替は、政令で定める。

第八十四条の三中「(昭和三十八年法律第百三十三号)を削る。

第八十五条中「五万円」を「三十万円」に、「但しを「ただし」に改める。

第八十六条第一項中、「第五十四条第一項」の下に「(第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「五万円」を「三十万円」に改める。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第五十五条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の生活保護法第四十九條の規定による指定を受けている医療機関(健康保険法第四十三條ノ三第一項の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定を受けている病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第四十四條第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関の承認を受けている病院若しくは診療所であつて、当該病院、診療所又は薬局の開設者について第四條の規定により介護保険法第四十一條第一項本文の指定があつたものとみなされたものに限る。)については、この法律の施行の日、前条の規定による改正後の生活保護法(次条及び第五十七條において「新生活保護法」という。)第五十四条の二第一項の指定があつたものとみなす。

第五十六条 この法律の施行の日において特別養

護老人ホーム(旧老福法第二十條の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条及び次条において同じ。)に収容されている旧老福法第十一條第一項第二号の措置に係る者に対する保護については、その者が同日以後引き続き当該特別養護老人ホームに収容されている間、その者は、新生活保護法第三十條第一項ただし書の規定により収容されているものとみなして、新生活保護法第十九條第三項の規定を適用する。

第五十七條 この法律の施行の際現に存する特別養護老人ホームについては、この法律の施行の日、新生活保護法第五十四條の二第一項の指定があつたものとみなす。

(地域保健法の一部改正)

第五十八條 地域保健法(昭和二十二年法律第百一十號)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中、「老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十條の九第二項に規定する区域及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六條の十九第二項」を「及び介護保険法(平成九年法律第百十八號)第百十八條第二項第一号」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第五十九條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「第四十六條の二第十項(第四十六條の五の三において準用する場合を含む。)」を「第四十六條の五の二第十項」に改め、「老人保健施設療養費」を削る。

(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正)

第七十条 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第六号中「指定老人訪問看護事業を、指定訪問看護事業」に改め、同条第二項第四号の二を次のように改める。

四の二 指定訪問看護事業 介護保険法(平成九年法律第 号)第四十一条第一項本文の指定に係る同法第七十五条第五項に規定する居宅サービス事業(同条第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)をいう。

(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第七十一条 この法律の施行の日の前日において現に沖繩振興開発金融公庫が前条の規定による改正前の沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第六号の規定により貸し付けている資金(同号に規定する指定老人訪問看護事業に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第七十二条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第五十九条第四項第一号及び第六十条第一項第一号」を「第五十九条第五項第一号並びに第六十条第一項第一号及び第三号」に改め、同条第六項中「及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」を「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)及び介護保険法(平成九年法律第八十号)」及び介護保険法(平成九年法律第八十号)に改める。

九年法律第 号に改める。

(社会福祉・医療事業団法の一部改正)

第七十三条 社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第五号の二中「指定老人訪問看護事業(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の五の二第一項の指定に係る同法第六十五条第五項に規定する老人訪問看護事業を、指定訪問看護事業(介護保険法(平成九年法律第 号)第四十一条第一項本文の指定に係る同法第七十五条第五項に規定する居宅サービス事業(同条第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。))に改める。

(社会福祉・医療事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第七十四条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の社会福祉・医療事業団法第二十一条第一項第五号の二の規定により社会福祉・医療事業団が締結した貸付契約(同号に規定する指定老人訪問看護事業に係るものに限る。)に係る貸付金については、なお従前の例による。

(半島振興法の一部改正)

第七十五条 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第十条の四第一項第二号」を「第五条の二第三項」に改める。
(民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)に基づく福祉サービス」を「老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)に基づく福祉サービス及び介護保険法(平成九年法律第 号)第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス」に改める。

(過疎地域活性化特別措置法の一部改正)

第七十七条 過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第十条の四第一項第二号」を「第五条の二第三項」に改める。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)

第七十八条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「老人保健施設(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第四項に規定する老人保健施設)」を「介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第 号)第七十二条第二項に規定する介護老人保健施設)」に改める。

老人訪問看護事業(同法第四十六条の五の二第一項の指定に係る同法第六十五条第五項に規定する老人訪問看護事業をいう)を「指定訪問看護事業(同法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第七十五条第五項に規定する居宅サービス事業(同条第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。))をいう。

次項において同じに改め、同条第三項中「老人保健施設を、介護老人保健施設」に、「老人保健法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者(介護保険法(平成九年法律第 号)第二十六条の二第一項に規定する訪問看護を行う者)」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第七十九条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「若しくは助産」を「介護、助産若しくはサービス」に改め、同項第二号中「の医療の下に、介護扶助のための介護(同法第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護又は同条第四項に規定する施設介護のうち同項に規定する介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスに限る。)」を加え、同項第四号中「同法の規定によつて老人保健施設療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る施設療養費」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護保険法(平成九年法律第 号)の規定によつて居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費(以下この号において「居宅介護サービス費等」という。)を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。)のうち当該居宅介護サービス費等の額の算

定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第八十条 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第二十六条第二項第四号の規定は、この法律の施行の日以後に行われる同条第一項に規定する社会保険診療について適用し、同日前に行われた前条の規定による改正前の租税特別措置法第二十六条第一項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。この場合において、第二十六条第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する老人医療受給対象者がある場合における新租税特別措置法第二十六条第二項第四号の規定の適用については、同号中「又は同法」とあるのは、「同法」と、「指定老人訪問看護」とあるのは「指定老人訪問看護又は介護保険法施行法(平成九年法律第 号)第二十六条第一項の規定によつて医療費を支給することとされる同項に規定する老人医療受給対象者に係る施設療養に相当するサービスのうち当該施設療養費の額の算定に係る当該施設療養に相当するサービスに要する費用の額として同条第二項の規定により定める金額に相当する部分」とする。

するサービスに要する費用の額として同条第二項の規定により定める金額に相当する部分」とする。
(所得税法の一部改正)
第八十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第二項中第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
三 介護保険法(平成九年法律第 号)の規定による介護保険の保険料

(印紙税法の一部改正)
第八十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「に掲げる業務(基金の業務)及び国民健康保険法第八十一条の十第一項各号に掲げる業務(基金の業務)」を「(基金の業務)に掲げる業務、国民健康保険法第八十一条の十第一項各号(基金の業務)に掲げる業務及び介護保険法(平成九年法律第 号)第六十六条第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務」に改め、同表の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第十九条第一項第一号(業務の範囲)に掲げる農業者年金事業に関する文書の項の次に次のように加える。

介護保険法(平成九年法律第 号)第六十六条第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務及び介護保険法(平成九年法律第 号)第六十六条第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務」に改め、同表の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第十九条第一項第一号(業務の範囲)に掲げる農業者年金事業に関する文書の項の次に次のように加える。

(登録免許税法の一部改正)
第八十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十六の項の第三欄中「診療所」の下に「若しくは介護保険法(平成九年法律第 号)第七十二条第二項(定義)に規定する介護老人保健施設を加える。
(消費税法の一部改正)
第八十四条 消費税法(昭和六十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「医療若しくは施設療養」を「若しくは医療」に改め、同号ロ中「同法の規定に基づく老人医療受給対象者に係る施設療養及び、並びに、同号ト中「医療又は施設療養」を「又は医療」に改め、同表第七号ロ中「イ」を「ロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「資産の譲渡等を」を「もの及び政令で定めるものを」に改め、同号イを同号ロとし、同号イとして次のように加える。

イ 介護保険法(平成九年法律第 号)の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス(訪問介護、訪問入浴介護その他の政令で定めるものに限る。)、施設介護サービス費の支給に係る施設サービス(政令で定めるものを除く。その他これらに類するものとして政令で定めるもの)
別表第一第八号中「及び前号イ」を「並びに前号イ及びロ」に改める。

(地価税法の一部改正)
第八十五条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「老人保健法(昭和五十七年

法律第八十号)第六十四条(定義)に規定する老人保健施設を「介護保険法(平成九年法律第 号)第七十二条第二項(定義)に規定する介護老人保健施設」に改める。
(地価税法の一部改正に伴う経過措置)
第八十六条 個人又は法人(地価税法第二条第七号に規定する人格のない社団等を含む。)が、この法律の施行の日前の各年の課税時期(同条第四号に規定する課税時期をいう。以下この条において同じ。)において有していた前条の規定による改正前の地価税法別表第一第五号に規定する老人保健施設の用に供されている土地等に係る当該各年の課税時期に係る地価税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)
第八十七条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「医療扶助のための医療」の下に「介護扶助のための介護(同法第十五条の二第二項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護又は同条第四項に規定する施設介護のうち同項に規定する介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスに限る。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。)」を加え、「同法の規定によつて老人保健施設療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る施設療養」を削り、「同じ。」を「同じ。若しくは介護保険法(平成九年法律第 号)の規定によつて

居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費(以下本項及び第七十二条の十七第一項ただし書において「居宅介護サービス費等」という。))を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。のうち当該居宅介護サービス費等の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該介護保健施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分に、「助産若しくは医療」を「医療、介護、助産若しくはサービス」に改める。

第七十二条の十七第一項中「医療扶助のための医療」の下に、「介護扶助のための介護」を、「老人保健法の規定に基づく医療」の下に「若しくは介護保険法の規定によつて居宅介護サービス費等を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービスのうち当該居宅介護サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該介護保健施設

サービス若しくは指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分を加え、「助産若しくは医療」を「医療、介護、助産若しくはサービス」に改める。

第三百四十八条第二項第十号中「除く」を除き、老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業並びに同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター及び同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設の用に供する固定資産にあつては、社会福祉法人その他政令で定める法人が当該事業又は施設の用に供するものに限る」に改める。

第五百八十六条第二項第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業並びに同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター及び同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設の用に供する土地

第五百八十六条第二項第五号の二中「老人保健法第六條第四項に規定する老人保健施設」を「介護保険法第七條第二十二項に規定する介護老人保健施設」に改め、同項第二十八号中「土地」の下に「第四号の五」を加え、同項第二十九号中「もの」の下に「第四号の五」を加える。

第七百一条の三十四第三項第九号中「老人保健法第六條第四項に規定する老人保健施設」を「介護保険法第七條第二十二項に規定する介護老人保健施設」に改める。

第七百三条の四第一項中「老人保健法の規定による拠出金」の下に「及び介護保険法の規定による納付金」を加え、「同法の規定による拠出

金」を「老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金」に改め、「とする」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第十八項中「第四項」を「第五項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、「一般被保険者」とし「の下に」、第二十項の規定の適用については、同項中「介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九條第二号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。))である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者」とあるのは「その世帯に属する介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九條第二号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)(世帯主を除く。）」としを加え、同項を同条第二十七項とし、同条第十七項中「第四項」を「第五項」に、「第十二項」を「第十三項」に、「課税額」を「基礎課税額」に改め、「合算額」の下に「及び第二十

項の介護納付金課税額の合算額」を加え、同項を同条第二十六項とし、同項の前に次の八項を加える。

18 国民健康保険税のうち標準介護納付金課税総額は、当該年度分の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額(国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該額のうち当該市町村の分賦金の額)とする。

19 前項の標準介護納付金課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準介護納付金課税総額に対する標準割合は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額		所得割総額		所得割総額		所得割総額		所得割総額		所得割総額及び被保険者均等割総額	
所得割総額	資産割総額	被保険者均等割総額	世帯別平等割総額	所得割総額	所得割総額	所得割総額	所得割総額	所得割総額	所得割総額	所得割総額	所得割総額
百分の四十	百分の十	百分の三十五	百分の十五	百分の五十	百分の三十五	百分の十五	百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の五十	百分の五十

20 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち介護納付金課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準介護納付金課税総額の区分に応じ、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

21 前項の所得割額は、第十九項の所得割総額を介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等にあん分して算定する。

22 第九項の規定に基づいて第五項の所得割額の算定を行っている市町村においては、第二十項の所得割額は、前項の規定にかかわらず、介護納付金課税被保険者に係る各種控除後の総所得金額等又は市町村民税所得割額にあん分して算定する。

23 第二十項の資産割額は、第十九項の資産割総額を介護納付金課税被保険者に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額にあん分して算定する。

24 第二十項の被保険者均等割額は、第十九項の被保険者均等割総額を介護納付金課税被保険者の数にあん分して算定する。

25 第二十項の世帯別平等割額は、第十九項の世帯別平等割総額を介護納付金課税被保険者が属する世帯の数にあん分して算定する。
第七百三条の四第十六項中「第十二項を「第十三項」に、「第十項を「第十一項」に、「第十一項を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項

とし、同条第十五項中「第十二項を「第十三項」に、「第三項を「第四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第八項を「第九項」に、「第四項を「第五項」に、「第十二項を「第十三項」に、「第三項を「第四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第三項を「第四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「課税額は「基礎課税額は「に、「第三項の表を「第四項の表」に、「標準課税総額を「標準基礎課税総額」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第四項を「第五項」に、「第三項を「第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四項を「第五項」に、「第三項を「第四項」に、「あん分を「あん分」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項を「第五項」に、「第十四項を「第十五項及び第二十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項を「第四項」に、「第十三項を「第十四項及び第二十一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「課税額は「基礎課税額は「に、「標準課税総額を「標準基礎課税総額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「標準課税総額を「標準基礎課税総額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「標準課税総額を「標準基礎課税総額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を除くものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金を除く。)に充ててするための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第九条第二号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用(国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金を除く。)に充ててするための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。
第七百三条の五第二項中「前条第三項を「前条第四項」に、「課税総額を「基礎課税総額」に改める。
第七百六条の二第一項中「第七百三条の四第五項若しくは第八項を「第七百三条の四第六項若しくは第九項」に、「こえる」を「超える」に改める。
附則第三十五条の四中「第七百三条の四第五項を「第七百三条の四第六項」に改める。

附則第三十五条の五第一項中「第七百三条の四第五項から第八項まで」を「第七百三条の四第六項から第九項まで」に、「第七百三条の四第六項及び第七項を「第七百三条の四第七項及び第八項」に改める。
附則第三十六条第一項中「第七百三条の四第五項、第七項及び第八項を「第七百三条の四第六項、第八項及び第九項」に、「第七百三条の四第七項を「第七百三条の四第八項」に改める。
附則第三十七条中「第七百三条の四第五項から第八項まで」を「第七百三条の四第六項から第九項まで」に、「第七百三条の四第六項及び第七項を「第七百三条の四第七項及び第八項」に改める。
(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第八十八条 前条の規定による改正後の地方税法(以下この条において「新地方税法」という。)第七十二条の十四第一項及び第七十二条の十七第一項の規定は、この法律の施行の日以後に行われる新地方税法第七十二条の十四第一項に規定する老人保健法の規定に基づく医療について適用し、同日前行われた前条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。)第七十二条の十四第一項に規定する老人保健法の規定に基づく医療については、なお従前の例による。この場合において、第二十六條第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する老人医療受給対象者がある場合における新地方税法第七十二条の十四第一項の規定の適用については、同項中「又は同法」とあるのは「同法」と、「指定老人訪問看護」とあるのは

平成九年十二月九日 衆議院會議録第十八号(一)

介護保険法施行法案及び同報告書

「指定老人訪問看護又は介護保険法施行法(平成九年法律第 号)第二十六条第一項の規定によつて医療費を支給することとされる同項に規定する老人医療受給対象者に係る施設療養に相当するサービスのうち当該医療費の額の算定に係る当該施設療養に相当するサービスに要する費用の額として同条第二項の規定により定める金額に相当する部分」とする。

2 新地方税法第三百四十八条第二項第十号の規定は、平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 旧地方税法第五百八十六条第二項第五号の二に規定する土地に係る平成十二年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 前条の規定の施行の際、現に旧地方税法第六百一条第一項の規定により旧地方税法第五百八十六条第二項第五号の二に掲げる老人保健施設の用に供する土地として使用しようとする事実を市町村長により認定されていた土地は、この法律の施行の日以後は、当該事実の認定のときに新地方税法第五百八十六条第二項第五号の二に掲げる介護老人保健施設の用に供する土地として使用しようとする事実が認定された土地とみなして、新地方税法第六百一条第一項の規定を適用する。

5 新地方税法の規定中事業に係る事業所税(新地方税法第七百一条の三第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十二年以後の年度の個人の事業(同日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十二年前の年度の個人の事業及び平成十二年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して

課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

6 この法律の施行の日前に行われた事業所(新地方税法第七百一条の三第二項第七号に規定する事業所)をいう。の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税(新地方税法第七百一条の三第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。)については、なお従前の例による。

7 新地方税法第七百三条の四、第七百三条の五第二項、第七百六条の二第一項及び附則第三十五条の四から第三十七条までの規定は、平成十二年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)
第八十九条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第十條第七号の四の次に次の一号を加える。
七の五 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費

第十條第八号の三中「老人保健拠出金」の下に「及び介護納付金」を、「老人保健医療費拠出金」の下に「及び介護納付金」を加える。
第十一條の二中「部分」の下に「(第十條第七号の五に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあつては、介護保険の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を除く。)」を加える。
(厚生省設置法の一部改正)
第九十條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第五十條中第八十号の次に次の一号を加える。
八十の二 介護保険法(平成九年法律第 号)を施行すること。

第六條第十五号中「老人保健施設の設備及び運営に関する基準、老人保健施設療養費の

額」を削り、同条第五十五号中「診療報酬」の下に並びに介護扶助に関する必要な介護の方針及び介護の報酬を加え、同条第六十五号の次に次の二号を加える。

六十五の二 介護保険法の定めるところにより、居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費に係る指定居宅サービスについての費用の額の算定に関する基準、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準、居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費に係る指定居宅介護支援についての費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等についての費用の額の算定に関する基準、介護保険施設の設備及び運営に関する基準並びに基本指針を定めること。

六十五の三 介護保険の保険者に対し、事業に関する報告をさせること。

附則
この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第十七條及び第十九條の規定 公布の日
二 第十四條及び第十五條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
三 第四條ただし書、第五條ただし書、第十六條及び第三十條ただし書の規定 平成十一年十月一日
四 第八十二條中印紙税法別表第三の文書名の欄の改正規定 平成十二年一月一日

介護保険法施行法案(第百三十九回国会開法第八号、参議院送付)に関する報告書
議案の目的及び要旨
一 本案は、介護保険法の施行に必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の整備を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 経過措置に関する事項
(一) 居宅介護サービス費等支給限度基準額に関する経過措置
市町村及び特別区(以下単に「市町村」という。)は、当該市町村が行う介護保険の保険給付に係る居宅サービス等の必要量の見込み、当該居宅サービス等を提供する体制の確保の状況等を考慮して特に必要と認められる場合においては、介護保険法の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して五年を経過した日以後の日で政令で定める日までの間は、介護保険法に規定する法定居宅給付支給限度基準額に代えて、それぞれの額を下回る額を、当該市町村における経過的居宅給付支給限度基準額とすることができること。

(二) 指定居宅サービス事業者に関する経過措置
介護保険法の施行の際現に改正前の老人保健法に規定する指定老人訪問看護事業者であるものについて、介護保険法の居宅サービスに係る指定があつたものとみなす等所要の経過措置を設けること。

(三) 介護保険施設に関する経過措置
(1) 指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に関する経過措置
介護保険法の施行の際現に存する特別養護老人ホーム、老人保健施設のそれぞれについて、介護保険法の介護老人福祉施設の指定、介護老人保健施設の許可がそれぞれあつたものとみなす等所要の経過措置を設けること。

(2) 介護療養型医療施設に関する経過措置
介護療養型医療施設については、施行日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が

行われるものとして政令で定める病院をも対象とすること。

(四) 適用除外に関する経過措置

当分の間、身体障害者福祉法の規定により身体障害者療護施設に入所している者その他特別の理由がある者で厚生省令で定めるものは、介護保険の被保険者としていないこと。

(五) 特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置

施行日において特別養護老人ホームに入所している改正前の老人福祉法の措置に係る者については、施行日以後引き続き当該特別養護老人ホームに入所している間は、当該措置をとった市町村が行う介護保険の被保険者とするともに、施行日から起算して五年間に限り、施設介護サービス費を支給すること。

(六) その他

その他、施行のために必要な準備に関する規定、罰則に関する規定等所要の規定を整備すること。

2 関係法律の一部改正に関する事項

(一) 老人福祉法の一部改正

(1) 事業及び施設に関する事項

ア 老人居宅生活支援事業及び特別養護老人ホームに係る規定を整理すること。

イ 痴呆対応型老人共同生活援助事業（痴呆性老人向けグループホーム）を老人居宅生活支援事業に位置付けること。

(2) 福祉の措置に関する事項

ア 市町村は、介護保険の対象となるサービス等の連携、調整を図るなど、地域の実情に応じた支援体制の整備に努めること。

イ 要介護老人がやむを得ない事由によ

り介護保険法に規定するサービスを利用することが著しく困難であると認めるときは、市町村は、居宅における介護、特別養護老人ホームへの入所の措置を採ること。

(3) 老人福祉計画に関する事項

市町村及び都道府県の老人福祉計画に定める規定を介護保険法の内容に沿って整理すること。

(4) 費用に関する事項

(2)のイの措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する保険給付を受けることができる者であるときは、市町村は、その限度において費用を支弁することを要しないこと。

(二) 老人保健法の一部改正

(1) 指定老人訪問看護事業者、老人保健施設及び老人保健施設療養費に関する規定を整理すること。

(2) 介護保険の給付と老人保健法に基づく医療給付の調整に関する規定を置くこと。

(3) 市町村及び都道府県の老人保健計画に関する規定を介護保険法の内容に沿って整理すること。

(三) 健康保険法の一部改正

(1) 保険料の徴収目的として介護納付金の納付に要する費用を加え、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険の第二号被保険者である被保険者について賦課すること。

(2) 保険料額は、次の区分に従い、それぞれに規定する額とすること。

ア 介護保険法の第二号被保険者である被保険者 一般保険料額（被保険者の標準報酬月額に一般保険料率を乗じて得た額）と介護保険料額（被保険者の標準報酬月額に介護保険料率を乗じて得

た額）との合算額

イ ア以外の被保険者 一般保険料額

(3) 政府管掌健康保険に係る介護納付金の納付に要する費用について、国庫補助の対象とすること。

(4) (二)の(2)と同様に、介護保険の給付と健康保険の給付の調整に関する規定を置くこと。

(四) 船員保険法の一部改正

健康保険法の改正に準じた改正を行うこと。

(五) 国民健康保険法の一部改正

(1) 保険料等に関する事項

ア 保険料の徴収目的として介護納付金の納付に要する費用を加え、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険の第二号被保険者である被保険者について賦課すること。

イ 介護納付金の納付に要する費用について、国庫負担等の対象とすること。

ウ 保険料を滞納している世帯主等に対する措置を強化すること。

(2) (一)の(2)と同様に、介護保険の給付と国民健康保険の給付の調整に関する規定を置くこと。

(六) 生活保護法の一部改正

保護の種類として介護扶助を創設し、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者及び要支援者に対し、介護扶助を行うこと。

(七) その他

(一)から(六)までに掲げる事項のほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

3 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、介護保険法の施行の日から施行すること。

二 議案の可決理由

介護保険法の施行に必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の整備を行うことは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

平成九年十二月五日

厚生委員長 金子 一義
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

医療法の一部を改正する法律案（第三十九回国会内閣提出第四十回国会衆議院送付）本院において継続審査をした右の案は本院において可決した。

平成九年十二月三日

参議院議長 斎藤 十朗
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

医療法の一部を改正する法律

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

第一条の五中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 この法律において、「療養型病床群」とは、病院の病床（第七条第二項に規定するその他の病床に限る）又は診療所の病床のうち一群のものであつて、主として長期にわたる療養を必要とする患者を収容するためのものをいう。

第四条を次のように改める。

第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条第二項に規定する特別医療法人その他厚生大臣の定

平成九年十二月九日 衆議院會議録第十八号(二)

医療法の一部を改正する法律案及び同報告書

める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

一 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。

二 救急医療を提供する能力を有すること。

三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

四 厚生省令で定める数以上の患者の収容施設を有すること。

五 第二十一条第一項第一号から第十三号まで及び第十五号から第十七号まで並びに第二十二号第一号及び第四号から第九号までに規定する施設を有すること。

六 その施設の構造設備が第二十一条第一項及び第二十二条の規定に基づく厚生省令で定める要件に適合するものであること。

2 都道府県知事は、前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

3 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

第七条第一項中「以下この条」を削り、同条第二項中「医師及び歯科医師でない者で診療所を開設したもの又は助産婦でない者で助産所を開設したもの」を削り、「種別」の下に「病院の病床についての」とを、「事項を」の下に「変更しようとする」とし、又は医師及び歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産婦でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生省令で定める

事項を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「都道府県知事」の下に「又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長を加え、(前二項を、前三項に、(省令を「厚生省令」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 診療所に療養型病床群を設けようとするとき、又は診療所の療養型病床群に係る病床数その他厚生省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

第七条の二第一項中「病院の病床数が、同条第四項を、病院の病床数当該申請に係る病床が前条第二項に規定するその他の病床である場合は、診療所の療養型病床群に係る病床を含む。」の数が、第三十条の三第四項に、「前条第三項を、前条第四項に改め、同条第五項中、又はを、若しくはは、(種別を変更しようを)種別を変更し、又は診療所に療養型病床群を設け、若しくは診療所の療養型病床群に係る病床数を増加しように改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中、第一項の下に「又は第二項を加え、又は第二項」を、から第三項までに改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を、(前二項に改め、(病院の下に「又は診療所」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項各号に掲げる者が診療所の療養型病床群の設置の許可又は診療所の療養型病床群に係る病床数の増加の許可の申請をした場合において、当該申請に係る診療所の所在地を含む地域(医療計画において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域をいう)における前条第二項に規定するその他の病床(診療所の療養型病床群に係る病床を含む。)の数が、第三十条の三第四項の厚生省令で定める

標準に従い医療計画において定める当該区域の必要病床数に既に達しているか、又は当該申請に係る療養型病床群の設置若しくは療養型病床群に係る病床数の増加によつてこれを超えることになることを認めるときは、前条第四項の規定にかかわらず、同条第三項の許可を与えないことができる。

第十二条の二を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一項を加える。

第十二条の二 地域医療支援病院の開設者は、厚生省令の定めるところにより、業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

第十三条中「(えてを)超えて」に、「つとめなければ」を「努めなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、療養型病床群に収容されている患者については、この限りでない。

第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一項を加える。

第十六条の二 地域医療支援病院の管理者は、厚生省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させること。

二 救急医療を提供すること。

三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

四 第二十二号第二号及び第三号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。

五 当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生省令で定める者から第二十二号第二号又は第三号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある

場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生省令で定めるものを閲覧させること。

六 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。

七 その他厚生省令で定める事項

第二十一条第二項中「前項第一号又は第一号の二を、第一項第一号若しくは第一号の二又は前項第一号に、(十万円を二十万円に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 療養型病床群を有する診療所は、厚生省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有しなければならない。

一 厚生省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦及び看護の補助その他の業務の従業者

二 給水施設

三 暖房施設

四 機能訓練室

五 その他厚生省令で定める施設

第二十二号を次のように改める。

第二十二号 地域医療支援病院は、前条第一項(第十四号を除く。)に定めるもののほか、厚生省令の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一 集中治療室

二 診療に関する諸記録

三 病院の管理及び運営に関する諸記録

四 化学、細菌及び病理の検査施設

五 病理解剖室

六 研究室

七 講義室

八 図書室

九 その他厚生省令で定める施設

第二十二号の二(第五号中「前条第一号から第五号まで」を「前条第四号から第八号まで」に改める。

第二十三條第二項中「十萬元」を「二十萬元」に改める。

第二十四條第一項中「第二十一條第一項」の下に「若しくは第二項を加え、」省令を「厚生省令」に改める。

第二十九條第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。

一 地域医療支援病院が第四條第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

二 地域医療支援病院の開設者が第十二條の二の規定に違反したとき。

三 地域医療支援病院の開設者が第二十四條第一項の規定に基づく命令に違反したとき。

四 地域医療支援病院の管理者が第十六條の二の規定に違反したとき。

第二十九條第三項第二号中「第十二條の二」を「第十二條の三」に改め、同項第四号中「第十六條の二」を「第十六條の三」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第二項の規定により地域医療支援病院の承認を取り消すに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

第三十條の三第二項第一号中「除く」を除き、診療所の療養型病床群に係る病床を含むに改め、同項第三号中「第七條第二項に規定するその他の病床」の下に「診療所の療養型病床群に係る病床を含む」を加え、同項に次の六号を加える。

四 地域医療支援病院の整備の目標、療養型病床群に係る病床の整備の目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

五 医療提供施設の設備、器械又は器具の共同利用等病院、診療所、薬局その他医療に関する施設の相互の機能の分担及び業務の連係に係る事項

六 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項

七 へき地の医療の確保が必要な場合にあつては、当該医療の確保に関する事項

八 医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護婦その他の医療従事者の確保に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、医療を提供する体制の確保に關し必要な事項

第三十條の三第三項を次のように改める。

3 前項第四号から第九号までの事項を定めるに当たつては、同項第一号に規定する区域ごとの医療を提供する体制が明らかになるように定めなければならない。

第三十條の三第四項中「並びに」を「、」同項第三号に規定するに改め、「必要病床数」の下に「並びに同項第四号に規定する療養型病床群に係る病床の整備の目標」を加える。

第三十條の七中「病院」を「病院若しくは診療所」に、「病院の開設者」を「病院若しくは診療所の開設者」に、「開設又は」を「開設若しくは」に改め、「変更」の下に「又は診療所の療養型病床群の設置若しくは診療所の療養型病床群に係る病床数の増加を加える。

第四十二條第七号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか」に改め、同条に次の一号を加える。

八 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二條第三項第二号から第三号の二までに掲げる事業のうち厚生大臣が定めるものの実施

第四十二條に次の二項を加える。

2 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するもの(以下「特別医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所又は老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生大臣が定める業務を行うことができる。

一 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員

の総数の二分の一を超えて含まれることがないことその他公的な運営に関する厚生省令で定める要件に適合するものであること。

二 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は厚生省令で定める者に帰属させる旨を定めていること。

三 前項に規定する厚生大臣が定める業務第六十四條の二において「収益業務」という。)に關する会計は、当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は老人保健施設の業務及び第一項各号に掲げる業務に關する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第六十四條の次に次の一條を加える。

第六十四條の二 都道府県知事は、収益業務を行う特別医療法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該特別医療法人に対して、収益業務の停止を命ずることができ。

一 当該特別医療法人が定款又は寄附行為で定められた業務以外の業務を行うこと。

二 当該特別医療法人が収益業務から生じた収益を当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は老人保健施設の経営に充てないこと。

三 収益業務の継続が、当該特別医療法人が開設する病院、診療所又は老人保健施設の業務に支障があること。

第六十五條中「成立した後」の下に「又はすべての病院、診療所及び老人保健施設を休止若しくは廃止した後」を加え、「第三十九條第一項に規定する」を削り、「とき」の下に「、又は再開しないとき」を加える。

第六十九條第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 療養型病床群の有無

九 紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称

第六十九條第二項中「前項第八号及び第九号」を「前項第十号及び第十一号」に改め、同条第三項及び第四項中「第一項第九号」を「第一項第十一号」に改める。

第七十二條第一項中「三十萬元」を「五十萬元」に改める。

第七十三條中「二十萬元」を「三十萬元」に改める。

第七十四條中「十萬元」を「二十萬元」に改め、同条第一号中「第四條第二項」を「第四條第三項」に、「第二十二條第一号から第五号まで」を「若しくは第二項第一号から第四号まで、第二十二條第一号若しくは第四号から第八号まで」に改める。

第七十六條第五号中「第六十四條第二項」の下に「又は第六十四條の二」を加える。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の四の改正規定及び第四十二條の改正規定(同条に二項を加える部分を除く)並びに附則第三條、第九條及び第十四條の規定は、公布の日から施行する。

(医療計画に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前に改正前の医療法(附則第五條において「旧法」という。)第三十條の三の規定により定められ、又は変更された医療計画は、改正後の医療法第三十條の三の規定により定められ、又は変更されるまでの間は、同条の規定により定められ、又は変更された医療計画とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律(附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(死体解剖保存法の一部改正)

第四条 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「総合病院」を「地域医療支援病院若しくは特定機能病院」に改める。

(死体解剖保存法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第四条の規定による承認を受けている病院の長については、前条の規定による改正前の死体解剖保存法第十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。ただし、当該病院が患者百人以上の収容施設を有しなくなったとき、又はその診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科若しくは耳鼻いんこう科のいずれかを含まなくなったときは、この限りでない。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第六条 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「第一条の五第三項」を「第一条の五第二項」に改める。

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正)

第七条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)

第八条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

(医療法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 医療法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条の前に見出しとして「(検討等)」を付する。

(介護保険法の一部改正)

第十条 介護保険法(平成九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第七條第二十三項中「第一条の五第二項」を「第一条の五第三項」に改め、「有する病院」の下に「又は診療所」を加える。

第七條第一項及び第三項中「病院」の下に「又は診療所」を加える。

(介護保険法施行法の一部改正)

第十一条 介護保険法施行法(平成九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六十一條のうち医療法第七條の二第三項、第三十九條第一項及び第四十一條の改正規定中「第七條の二第三項」を「第七條の二第四項」に改める。

第六十一條のうち医療法第四十七條第一項、第四十八條、第六十五條及び第六十八條の二第一項の改正規定中「第四十八條」の下に、「第六十四條の二」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二條 租税特別措置法(昭和三十二年法律第

二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條の三第一項及び第四十五條の二第三項第三号中「第一条の五第二項」を「第一条の五第三項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第十三條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

医療法の一部を改正する法律案(第百三十九回国会閣法第九号、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、要介護者の増大に対応し、及び地域に必要な医療を確保するなど国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、療養型病床群制度の診療所への拡大、地域医療支援病院の創設及び医療計画制度の充実を行うとともに、医療法人の業務範囲の拡大等に関する規定の整備を行うものとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得よう努めるものとする。

2 診療所の療養型病床群に関する事項

(一) 療養型病床群を診療所にも設置できるものとする。

(二) 診療所に療養型病床群を設けようとする等のときは、都道府県知事の許可を受けるものとする。

(三) 診療所の療養型病床群に係る病床については、病院の一般病床と合わせて医療計画の必要病床数を算定し、これにより公的性情格を有する診療所の療養型病床群の設置等に関し規制を行うものとする。

(四) 診療所の療養型病床群に収容された患者の収容時間制限を適用除外とすること。

(五) 療養型病床群を設ける診療所は、長期療養患者に適した療養環境・介護体制を確保するため、厚生省令で定める医師、看護婦等の人員配置基準及び機能訓練室等の構造設備を有するものとする。

3 地域医療支援病院に関する事項等

(一) 国、都道府県、市町村、特別医療法人(五の(二)参照)等が開設する病院であって、地域医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができるものとする。

(1) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、病院の建物等を当該病院に勤務しない医師等の診療等に利用させるための体制が整備されていること。

(2) 救急医療を提供する能力を有すること。

(3) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

- (4) 厚生省令で定める病床数以上の収容施設を有すること。
- (5) (四)に掲げる施設を有すること。
- (二) 都道府県知事は、地域医療支援病院を承認しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。
- (三) 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならないこと。
- (四) 地域医療支援病院の管理者は、厚生省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならないこと。
 - (1) 病院の建物等を当該病院に勤務しない医師等の診療等に利用させること。
 - (2) 救急医療を提供すること。
 - (3) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。
 - (4) 診療等に関する記録を体系的に備え、かつ、当該病院に患者を紹介しようとする医師等の求めに応じ、診療に関する諸記録等のうち患者の秘密を害するおそれがないものを閲覧させること。
 - (5) 他の病院又は診療所から紹介された患者のために医療を提供すること。
- (四) 地域医療支援病院は、集中治療室、病理等の検査施設、病理解剖室、研究室、図書室、諸記録等を有すること。
- (六) 総合病院に関する規定を廃止すること。
- 4 医療計画に関する事項
 - (一) 都道府県が定める医療計画は、現行の必要的記載事項である医療圏の設定、必要病床数に関する事項に加え、次の事項を二次

- 医療圏ごとに定めるものとする。
- (1) 地域医療支援病院の整備目標、療養型病床群に係る病床の整備目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備目標に関する事項
- (2) 医療提供施設の設備、器械又は器具の共同利用等病院、診療所、薬局その他医療に関する施設の相互の機能の分担及び業務の連係に関する事項
- (3) 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項
- (4) へき地医療の確保に関する事項
- (5) 医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護婦その他の医療従事者の確保に関する事項
- (6) その他医療を提供する体制の確保に關し必要な事項
- (一) (1)の療養型病床群に係る病床の整備目標に関して標準を厚生省令で定めるものとする。
- 5 医療法人に関する事項
 - (一) 医療法人は、老人居宅介護等事業等の第二種社会福祉事業のうち厚生大臣の定めるものを行うことができるものとする。
 - (二) 特別医療法人(医療法人のうち、役員構成、解散時の国等への残余財産の帰属等に関する要件に該当するもの)は、その開設する病院等の業務に支障のない限り、その収益を病院等の経営に充てることを目的として、厚生大臣の定める収益業務を行うことができるものとする。
- 6 医療等に関して広告できる事項として、療養型病床群の有無及び紹介先の病院又は診療

- 所の名称を追加すること。
- 7 罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこと。
- 8 施行期日等
 - (一) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、1、5の(一)に關する事項については、公布の日から施行すること。
 - (二) この法律の施行に際し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。
- 二 議案の可決理由
 - 要介護者の増大に対応し、及び地域に必要な医療を確保するなど国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、療養型病床群制度の診療所への拡大、地域医療支援病院の創設及び医療計画制度の充実を行うとともに、医療法人の業務範囲の拡大等に関する規定の整備を行うことは、時宜に適當するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。
- 平成九年十二月五日
- 厚生委員長 金子 一義
- 衆議院議長 伊藤宗一郎殿
- 預金保険法の一部を改正する法律案
- 右 国会に提出する。
- 平成九年十月十三日
- 内閣総理大臣 橋本龍太郎

- 預金保険法の一部を改正する法律
- 預金保険法(昭和四十八年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
- 第五十六条第四項中「第五十九条第三項を」第五十九条第五項に改める。
- 第五十八条第二項第二号中「これを」これを「これに改め、同項第五号中「当該担保権の目的となつて」を「預金等に係る債権の額から当該担保権に係る被担保債権の額を控除した額(次号において「担保余力額」という。)の大きいものを先とする」を「機構が指定するものとする」に改め、同項第六号を削る。
- 第五十九条第四項を削り、同条第三項中「前二項を」第一項又は前項に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項を」第一項に、「救済金融機関又は破綻金融機関の」を「合併等(第二項に規定する合併等をいう。以下同じ)に係る破綻金融機関の資産又は次の各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める」に、「同項を」第一項に改め、「うち」の下に「合併等に係る」を加え、「当該救済金融機関を」当該合併等に係る救済金融機関に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第四項とする。
- 一 第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関の資産(当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。)
- 二 第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関の資産(当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。)
- 三 第二項第三号に掲げる営業譲渡等 同号の他の金融機関の資産で当該営業譲渡等により譲り受けたもの

四 第二項第四号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関の資産

第五十九条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

一 破綻金融機関と合併する金融機関が存続する合併

二 破綻金融機関と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併

三 営業譲渡等で破綻金融機関がその営業の全部(当該破綻金融機関の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く)を他の金融機関に譲渡するもの

四 破綻金融機関の株式の他の金融機関による取得で当該破綻金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として大蔵大臣が定めるものを実施するために行うもの

3 第一項に規定する資金援助のうち前項第二号に掲げる合併を援助するために行うものは、救済金融機関又は当該合併により設立される金融機関に対して行うものとし、当該合併を行う金融機関のうち二以上の救済金融機関がある場合には、第一項の規定による申込みは、当該二以上の救済金融機関の連名で行うものとする。

第六十条第一項中「前条第四項に規定する合併等(以下「合併等」という。)を援助するため救済金融機関を合併等を行うため当該合併等に係る金融機関(破綻金融機関を除く。に改める。

第六十一条第一項及び第二項中「金融機関を破綻金融機関及び救済金融機関に改める。

第六十二条第一項中「合併等」の下に「第五十九条第二項第二号に掲げる合併を除くものとし、」を加え、同条第三項中「対し」の下に「当該あつせんに係るを加える。

第六十三条第三項中「第五十九条第四項第一号」を「第五十九条第二項第一号」に改める。

第六十四条第一項中「第二項」を「第四項」に改める。

第六十八条第一項中「合併」の下に「第五十九条第二項第二号に掲げるもの及び」を加える。

附則第六条の次に次の七条を加える。

(業務の特例)

第六条の二 機構は、当分の間、第三十四条に規定する業務のほか、次条から附則第六条の八までの規定による資金援助及び附則第七条の規定による業務を行うことができる。

(特定合併のあつせん)

第六条の三 大蔵大臣は、平成十三年三月三十一日までを限り、二以上の破綻金融機関のそれぞれについて、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その破綻金融機関が業務を行つて居る地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該二以上の破綻金融機関に対し、書面により、特定合併(二以上の破綻金融機関を全部の当事者とする合併(当該合併により金融機関を設立するものに限る。をいう。以下同じ。のあつせんを行うことができる。

2 前項のあつせんを行うことができる特定合併は、機構による資金援助を得て行われることが預金者等の保護に不可欠であるものに限るものとする。

とする。

3 大蔵大臣は、第一項のあつせんを行うときは、当該あつせんに係る破綻金融機関に対し、当該あつせんが特定合併のあつせんであること(を明らかにしなければならない。

4 第六十一条第四項及び第六項の規定は、大蔵大臣が第一項のあつせんを行う場合について準用する。

(特定合併への資金援助の申込み)

第六条の四 前条第一項のあつせんを受けた破綻金融機関は、当該あつせんを受けた日から一年以内に限り、機構が、当該あつせんに係る特定合併を援助するため、当該破綻金融機関又は当該特定合併により設立される金融機関に対して資金援助を行うことを、連名で機構に申し込むことができる。

2 第五十九条第五項の規定は、前項の規定による申込みを行った破綻金融機関について準用する。

第六条の五 大蔵大臣の指定する金融機関等で附則第六条の三第一項のあつせんに係る特定合併により設立される金融機関に対し当該特定合併を援助するため資金の貸付け又は預入れを行うものは、当該あつせんが行われた日から一年以内に限り、機構が資金援助(金銭の贈与、資産の買取り及び債務の引受けを除く)を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 第六十条第二項の規定は、前項の規定による申込みを行った金融機関等について準用する。

(大蔵大臣の承認)

第六条の六 附則第六条の四第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る特定合併について

は、当該特定合併に係る破綻金融機関は、これらの規定による申込みの時までに、当該特定合併により設立される金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として大蔵大臣が定めるものの実施計画を策定し、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認の申請は、同項の特定合併に係る破綻金融機関の連名で行わなければならない。

3 第六十一条第四項及び第六項の規定は、大蔵大臣が第一項の承認をする場合について準用する。

(破綻金融機関が信用協同組合である場合の特例)

第六条の七 都道府県知事は、破綻金融機関に該当する信用協同組合を全部又は一部の当事者とする特定合併が機構による資金援助を得て行われることが適当であると認めるときは、大蔵大臣に対し、附則第六条の三第一項のあつせんを行うことを要請することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による要請を受けた場合に限り、同項の信用協同組合を全部又は一部の当事者とする特定合併に係る附則第六条の三第一項のあつせんを行うことができる。

3 第六十三条第五項の規定は、第一項の要請があつた場合について準用する。

(準用)

第六条の八 第六十四条の規定は附則第六条の四第一項又は附則第六条の五第一項の規定による申込みがあつた場合について、第六十五条及び第六十六条の規定は附則第六条の三第一項のあつせんを受けた金融機関について、それぞれ準用する。

附則第七条の見出しを「協定銀行に係る業務の特例」に改め、同条第一項中「当分の間、第三十四条に規定する業務のほかを削る。」

附則第十条第一項中「第六十四条第一項」の下に「(附則第六条の八において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五項中「第六十四条第四項」及び「第六十五条」の下に「(附則第六条の八において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第十六条第一項中「第二項又は第六十条第一項」を「第四項、第六十条第一項、附則第六条の四第一項又は附則第六条の五第一項」に改め、「第六十四条第一項」の下に「(附則第六条の八において準用する場合を含む。第五項において同じ。)」を加え、同条第二項中「合併等」の下に「又は特定合併を加え、同条第五項中「第六十四条第二項」の下に「(附則第六条の八において準用する場合を含む。)」を、「合併等」の下に「又は特定合併を加え、同条第一項を「第六十四条第一項」に改める。」

附則第十八条第一項第一号中「業務」の下に「及び附則第六条の二に規定する資金援助を、特別資金援助の下に、(当該特別資金援助に係る破綻金融機関に信用協同組合が含まれている場合には、当該信用協同組合に係る部分を除く。)」を加え、同条第二項第一号中「業務」の下に「及び附則第六条の二に規定する資金援助を、特別資金援助の下に、(当該特別資金援助に係る破綻金融機関に信用協同組合以外の金融機関が含まれている場合には、当該信用協同組合以外の金融機関に係る部分を除く。)」を加える。

附則第二十三条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 附則第六条の二に規定する資金援助が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第十五条の適用については、同条中「次章及び第四章」とあるのは、「次章、第四章及び附則第六条の八において準用する第六十四条第一項」とする。

二 第四十二条の規定の適用については、同条第一項中「第三十四条第二号から第五号までに掲げる業務」とあるのは、「第三十四条第二号から第五号までに掲げる業務及び附則第六条の二に規定する資金援助」とする。

三 第五十条第二項第二号の規定の適用については、同条中「第六十五条に規定する適格性の認定等」とあるのは、「第六十五条に規定する適格性の認定等又は附則第六条の六第一項に規定する承認」と、「当該適格性の認定等」とあるのは「当該適格性の認定等又は当該承認」とする。

四 第五十六条第一項第三号若しくは第四号又は第三項第三号若しくは第四号の規定の適用については、これらの規定中「第一種保険事故の発生した金融機関を一部当事者」とあるのは「第一種保険事故の発生した金融機関を全部若しくは一部の当事者」と、「合併又は」とあるのは「合併又は当該金融機関を一部の当事者とする」と、「第六十六条第一項」とあるのは「第六十六条第一項(附則第六条の八において準用する場合を含む。)」とする。

五 第五十六条第四項の規定の適用については、同項中「第五十九条第五項、第六十条第二項、第六十一条第四項、第六十三条、第六十四条第三項、第六十六条第一項、第六十八

条第三項及び第八十一条の第三項」とあるのは、「第五十九条第五項(附則第六条の四第二項において準用する場合を含む。)、第六十条第二項(附則第六条の五第二項において準用する場合を含む。)、第六十一条第四項(附則第六条の三第四項及び附則第六条の六第三項において準用する場合を含む。)、第六十三

条、第六十四条第三項(附則第六条の八において準用する場合を含む。)、第六十六條第一項(附則第六条の八において準用する場合を含む。)、第六十八條第三項、第八十一条の第三項並びに附則第六条の七第一項及び第二項」とする。

六 第八十七条の規定の適用については、同条第二号中「第五十八條第四項」とあるのは「附則第二十三條第二項第四号の規定により読み替えて適用する第五十六條第一項又は第三項の規定による決定をしたときに、附則第二十三條第二項第五号の規定により読み替えて適用する第五十八條第四項」と、「第六十四條第三項」とあるのは「第六十四條第三項(附則第六条の八において準用する場合を含む。)」とする。

七 第九十一条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四條に規定する業務」とあるのは、「第三十四條に規定する業務及び附則第六条の二に規定する資金援助」とする。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第三条 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中預金保険法第五十九条の改正規定を次のように改める。

第五十九条第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

6 機構は、第一項又は第四項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

第三十七条のうち、預金保険法第六十条の改正規定中「第六十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同法第六十三條の改正規定中「中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「第五十九條第四項第一号」を「第五十九條第五項第一号」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項及び第六項を、「第三項、第四項及び第六項」に改め、同法第九十一条に一号を加える改正規定中「第五十九條第四項」を「第五十九條第六項」に改める。

第三十七條中預金保険法第九十一条に一号を加える改正規定の次に次のように加える。

附則第六條の三第一項及び第三項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「及び第六項」を、「第六項及び第七項」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第六條の四第二項を次のように改める。

2 第五十九条第五項の規定は前項の規定による申込みを行った破綻金融機関について、同条第六項の規定は機構が前項の規定による申込みを受けた場合について、それぞれ準用する。

附則第六条の五第一項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第六十条第二項の規定は前項の規定による申込みを行った金融機関等について、同条第三項の規定は機構が前項の規定による申込みを受けた場合について、それぞれ準用する。

附則第六条の六の見出し及び同条第一項中「大蔵大臣の承認」を「内閣総理大臣の承認」に改め、同条第三項中「及び第六項」を「第六項及び第七項」に、「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第六条の七第一項及び第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十七条中預金保険法附則第二十二條第一項の改正規定の次に次のように加える。

附則第二十三條第二項第四号中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項第五号中「第五十六條第四項」を「第五十六條第五項」に、「第八十一條の三第三項」を「第八十一條の三第四項」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「第五十六條第四項」を「第五十六條第五項」に、「又は第三項」を「又は第四項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 第六十七條の二の規定の適用について

は、同条中「適格性の認定等」とあるのは「適格性の認定等又は附則第六條の三第一項の規定によるあつせん」と、「合併等」とあるのは「合併等又は同項に規定する特定合併」とする。

理 由

最近における我が国の金融環境の変化に対応し、破綻金融機関に係る合併等に対し預金保険機構が適時適切な資金援助を行えるよう、その資金援助の対象となる救済方法の範囲を拡大する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応して、金融システム改革の制度的な環境整備として、預金保険機構が行う資金援助の多様化を図る等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 現行法で預金保険機構の資金援助の対象とされている健全な存続金融機関による吸収合併、営業譲受及び株式取得に加え、健全な金融機関と破綻金融機関の「新設合併」についても、新たに資金援助が可能となるよう所要の措置を講ずることとする。

2 平成十二年度末までの時限的措置として、二以上の破綻金融機関の「新設合併」に対し、金融機関の経営規律の低下を防止する観点から、一定の制度的歯止めを設けた上で、預金

保険機構の資金援助が可能となるよう所要の措置を講ずることとする。

3 その他所要の規定の整備を図ることとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、破綻金融機関に係る合併等に対し預金保険機構が適時適切な資金援助を行えるよう、その資金援助の対象となる救済方法の範囲を拡大する等所要の措置を講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成九年十二月五日

大蔵委員長 村上誠一郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成九年十月十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律

農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六十条第二項第五号中「当該担保権の目的となつて貯金等に係る債権の額から当該担保権に係る被担保債権の額を控除した額(次号において「担保余力額」という。)の大きいものを先とす

る」を「機構が指定するものとする」に改め、同項第六号を削る。

第六十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項第一号中「農水産業協同組合等」の下に「(農水産業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。以下同じ。)」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 経営困難農水産業協同組合と他の農水産業協同組合等との合併で合併により農水産業協同組合等が設立されるもの

第六十一条第三項を同条第二項とし、同条に次の三項を加える。

3 第一項の規定による申込みは、前項第二号に掲げる合併を行う農水産業協同組合等のうちに二以上の救済農水産業協同組合等がある場合には、当該二以上の救済農水産業協同組合等の連名で行わなければならない。

4 第一項に規定する資産の買取りは、合併等(第二項に規定する合併等をいう。以下同じ。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一 第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する農水産業協同組合等の資産(当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。)

二 第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される農水産業協同組合等の資産(当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。)

三 第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等 同号の他の農水産業協同組合等の資産で当該信用事業譲渡等により譲り受けたもの

5 第一項の規定による申込みを行った農水産業協同組合等は、速やかに、その旨を都道府県知事（主務大臣の監督に係る農水産業協同組合等にあつては、主務大臣）に報告しなければならぬ。

第六十二條第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第一号及び第二号中又は経営困難農水産業協同組合」を「経営困難農水産業協同組合又は合併により設立される農水産業協同組合等」に改める。

第六十三條第一項中「合併等に係る」を「合併等を行う」に、「存続する」を「存続し、若しくは合併により設立される」に改め、同条第三項中「合併等に係る」を「合併等を行う」に改め、同条第四項第四号中「存続する」を「存続し、若しくは合併により設立される」に改める。

第六十五條第一項中「又は農水産業協同組合連合会等」を「若しくは農水産業協同組合連合会等又は合併により設立される農水産業協同組合等」に改め、同条第五項中「同項に規定する」を「第六十一條第一項又は第六十二條第一項の規定による申込みを行った」に改め、「これらの者」の下に「又は合併により設立される農水産業協同組合等」を加える。

第六十六條第二項中「契約書」の下に「機構と前条第五項の契約を締結した」を加え、「当該合併等に係る資金援助に関する」を「同項の」に改め、「書面」の下に「機構と同項の契約を締結した」を加え、「当該特定援助に係る資金援助に関する」を「同項の」に改める。

第六十七條の二の見出し中「合併等を行った」を「合併等に係る」に改め、同条中「救済農水産業協

同組合等である」を削り、「当該漁業協同組合連合会」を「合併後存続し、若しくは合併により設立された漁業協同組合連合会又は信用事業の全部若しくは一部を譲り受けた漁業協同組合連合会」に改める。

附則第六條の次に次の九條を加える。

（業務の特例）

第六條の二 機構は、当分の間、第三十四條に規定する業務のほか、次条から附則第六條の十までの規定による資金援助を行うことができる。

（特定合併のあつせん）

第六條の三 都道府県知事（合併により設立される農水産業協同組合等が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣。次項及び附則第六條の六第一項において同じ。）は、平成十三年三月三十一日までを限り、次に掲げる要件のすべてに該当する場合には、二以上の経営困難農水産業協同組合に対し、書面により、特定合併（二以上の経営困難農水産業協同組合を全部の当事者とする合併で合併により農水産業協同組合等が設立されるものをいう。以下同じ。）のあつせんを行うことができる。

一 当該二以上の経営困難農水産業協同組合のそれぞれについて、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な供給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあり、かつ、第六十四條第一項のあつせんを行うことが困難であると認められること。

二 当該特定合併が機構による資金援助を得て行われることが、貯金者等の保護に不可欠で

あること。

三 機構による資金援助（附則第六條の五第一項の資金援助にあつては、当該資金援助に係る同項に規定する援助）が、当該特定合併により設立される農水産業協同組合等の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営のために活用されることが確実であると認められること。

2 都道府県知事は、前項のあつせんを行うときは、当該あつせんに係る経営困難農水産業協同組合に対し、当該あつせんが特定合併のあつせんであることを明らかにしなければならない。

3 第六十三條第五項、第六項及び第八項の規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。

（特定合併に係る資金援助の申込み）

第六條の四 前条第一項のあつせんを受けた経営困難農水産業協同組合は、当該あつせんを受けた日から一年以内に限り、機構が当該あつせんに係る特定合併を援助するため資金援助を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みは、同項の特定合併を行う経営困難農水産業協同組合の連名で行わなければならない。

3 第六十一條第五項及び第六十五條の規定は、第一項の規定による申込みについて準用する。

第六條の五 農水産業協同組合連合会等が、第六十二條第一項に規定する農水産業協同組合等に係る相互援助取決めににより特定合併について資金の貸付けその他の援助を行う場合において、当該農水産業協同組合連合会等は、附則第六條の三第一項のあつせんが行われた日から一年以

内に限り、機構が当該援助について資金援助（資産の買取り及び債務の引受けを除く。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 第六十二條第三項及び第六十五條の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。

（都道府県知事の承認）

第六條の六 附則第六條の四第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る特定合併については、当該特定合併を行う経営困難農水産業協同組合は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該特定合併により設立される農水産業協同組合等の信用事業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として主務省令で定めるものを実施するための計画を策定し、都道府県知事の承認を得なければならない。

2 前項の承認の申請は、同項の特定合併を行う経営困難農水産業協同組合の連名で行わなければならない。

3 第六十三條第六項及び第八項の規定は、第一項の承認を行う場合について準用する。

（特定合併の契約の報告等）

第六條の七 附則第六條の三第一項のあつせんを受けた経営困難農水産業協同組合は、当該あつせんに係る特定合併の契約を締結したときは、直ちに、そのあつせんを行った都道府県知事又は主務大臣に、その旨を報告し、かつ、当該特定合併の契約書（機構と附則第六條の四第三項において準用する第六十五條第五項の契約を締結した経営困難農水産業協同組合にあつては、当該特定合併の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面）を提出しなければならない。

2 第六十六條第二項の規定は、前項の報告について準用する。

(準用)

第六條の八 第六十七條の規定は、附則第六條の三第一項のあつせんを受けた農水産業協同組合について準用する。この場合において、第六十七條第一項中「当該適格性の認定等に係る合併等」とあるのは、「附則第六條の三第一項のあつせんに係る特定合併」と読み替へるものとする。

(特定合併に係る農水産業協同組合の特例)

第六條の九 附則第六條の三第一項のあつせんを受けた農水産業協同組合が当該あつせんに係る特定合併を行ったときは、当該特定合併により設立された農水産業協同組合を特定農水産業協同組合連合会とみなして、この法律の規定を適用する。

(法律の適用)

第六條の十 附則第六條の二に規定する機構の資金援助が行われる場合には、次に定めるところによる。

一 第十五條の規定の適用については、同条中「次章及び第四章」とあるのは、「次章、第四章並びに附則第六條の四第三項及び第六條の五第二項において準用する第六十五條第一項」とする。

二 第四十二條の規定の適用については、同条第一項中「業務」とあるのは、「業務及び附則第六條の二に規定する資金援助」とする。

三 第五十條第二項第二号の規定の適用については、同条中「規定する適格性の認定等」とあるのは、「規定する適格性の認定等又は附則第

六條の六第一項の承認」と、「当該適格性の認定等」とあるのは、「当該適格性の認定等又は当該承認」とする。

四 第五十八條第一項第三号及び第三項第三号の規定の適用については、これらの規定中「一部の当事者」とあるのは「全部又は一部の当事者」と、「第六十七條第一項」とあるのは「第六十七條第一項(附則第六條の八において読み替へて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」とする。

五 第五十八條第一項第四号及び第三項第四号の規定の適用については、これらの規定中「一部の当事者」とあるのは「全部又は一部の当事者」と、「第六十七條第一項」とあるのは「第六十七條第一項(附則第六條の八において読み替へて準用する場合を含む。)」とする。

六 第七十二條の規定の適用については、同条第一項第二号中「第六十五條第四項」とあるのは「第六十五條第四項(附則第六條の四第三項及び第六條の五第二項において準用する場合を含む。)」と、「同条第二項中「第六十五條第三項」とあるのは「第六十五條第三項(附則第六條の四第三項及び第六條の五第二項において準用する場合を含む。)」と、「同条第一項」とあるのは「第六十五條第一項(附則第六條の四第三項及び第六條の五第二項において準用する場合を含む。)」とする。

七 第七十五條の規定の適用については、同条中「第六十七條第一項」とあるのは、「第六十七條第一項(附則第六條の八において読み替へて準用する場合を含む。)」とする。

第一号中「第六十五條第三項」とあるのは「第六十五條第三項(附則第六條の四第三項及び第六條の五第二項において準用する場合を含む。)」と、同条第三号中「第三十四條に規定する業務」とあるのは「第三十四條に規定する業務及び附則第六條の二に規定する資金援助」とする。

附則第七條第一項中「又は第六十二條第一項を」と若しくは第六十二條第一項又は附則第六條の四第一項若しくは第六條の五第一項に改め、「第六十五條第一項」の下に「(附則第六條の四第三項及び第六條の五第二項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。)」を加え、同条第二項中「合併等」の下に「若しくは特定合併」を加え、同条第五項中「第六十五條第二項」の下に「(附則第六條の四第三項及び第六條の五第二項において準用する場合を含む。)」を、「合併等」の下に「若しくは特定合併」を加え、「同条第一項」を「第六十五條第一項」に改め、同条第六項中「第六十五條第三項」の下に「(附則第六條の四第三項及び第六條の五第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第一項」を「第六十五條第一項」に改める。

附則第九條第一項第一号中「業務」の下に「及び附則第六條の二に規定する資金援助」を加える。

附則第十二條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十三條 附則第六條の七第一項の規定による報告をせず、又は不正の報告をした農水産業協同組合の理事は、三十万円以下の過料に処する。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第二条 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第三十九條中農水産業協同組合貯金保険法第六十五條の改正規定の次に次のように加える。

第六十六條第一項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第三十九條中農水産業協同組合貯金保険法第七十六條の改正規定の次に次のように加える。

附則第六條の七第一項中「第六十五條第五項」を「第六十五條第六項」に改める。

附則第六條の十第四号中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同条第五号中「第三項第四号」を「第四項第四号」に改め、同条第六号中「第六十五條第四項」を「第六十五條第五項」に改める。

第三十九條のうち農水産業協同組合貯金保険法附則中第十二條を第十三條とし、第十一條の次に一條を加える改正規定を次のように改める。

附則第十三條を附則第十四條とし、附則第十二條の前の見出しを削り、同条を附則第十三條とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、附則第十一條の次に次の一條を加える。

(主務大臣)

第十二条 第七十条第一項本文の規定にかかわらず、附則第二条第二項、附則第六条の三第一項、同条第三項において準用する第六十三條第五項、第六項及び第八項、附則第六条の四第三項において準用する第六十一条第五項、附則第六条の五第二項において準用する第六十二條第三項、附則第六条の六第三項において準用する第六十三條第六項及び第八項、附則第六条の七第一項、同条第二項において準用する第六十六條第二項並びに附則第六条の八において読み替えて準用する第六十七條に規定する主務大臣は農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、附則第七條第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六十三條第六項並びに附則第七條第四項に規定する主務大臣は農林水産大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣とする。

理 由

最近における我が国の金融環境の変化に対応し、経営困難農水産業協同組合について適時適切な処理を図るため、合併により設立される農水産業協同組合等を農水産業協同組合貯金保険機構の資金援助の対象に加える等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨

本案は、最近における我が国の金融を取り巻

く状況に対応して、貯金者等の保護と併せて信用秩序の維持に資する環境整備を早急に図るため、農水産業協同組合貯金保険制度を改善しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農水産業協同組合貯金保険機構が行う資金援助の対象として、従来の合併等に加えて、救済を行う組合と経営困難な組合との新設合併を追加すること。

2 平成十三年三月末までの時限的な措置として、経営困難な組合同士による新設合併について、都道府県知事のあっせん、都道府県知事による経営体制の整備等に関する実施計画の承認を経て、農水産業協同組合貯金保険機構が資金援助を行うことができることとする。

3 この法律は、公布の日から施行すること。
二 議案の可決理由

本案は、最近における我が国の金融を取り巻く状況に対応して、経営困難農水産業協同組合について適時適切な処理を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

平成九年十二月五日

農林水産委員長 北村 直人
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成九年十二月九日 衆議院会議録第十八号(一)

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第十七号の発送は都合により後日となるため、第十八号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目一番四号
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号 一 部
配 送 料	三三〇五円
別	別